◇第一○二号 丑三月五日報告 (風説書)

(表紙)

説 書 丑二月中

風

南部弥八郎

守

朝廷・幕府之命を奉し、諸軍を率ひ長門・周防ニ打

向ひ、罪を正すもの也、

十一月十一日

今度主人毛利大膳父子末家ニ至迄御征伐被仰付候付、(1の1) 鉡三郎申渡

子十一月十一日於芸州草津長州家老両人江鑑察戸川

之趣大膳父子家来末々迄咸徹いたし候様 尾張前大納言殿より改而被仰渡候御趣意有之、拙者 より申渡候様と之儀ニ付、則今日申渡候間、御趣意

(一の2) 申渡之覚

毛利大膳儀兼而入京を禁する処、陪臣福原越後を以

右之歎願ニ托し其意強訴、国司信濃・益田右衛門介

意なく、言を左右ニ寄不容易意趣を含、既みつから 等追々差出候処、寛大仁悲を以雖扱之、更に悔悟之

司信濃ニ授る由、全軍謀顕然ニ候旁、防長江押寄速 禁闕発砲候条、其罪不軽、加之父子黒印之軍令状国 兵端を開き対

御所被 仰出、惣督尾張前大納言殿・副将松平越前 ニ可令追討之旨従

丑十一月十九日達之趣

子恐入之次第自判之書面を以早々可申出候

先達而戸川鉡三郎より申渡候追討之御主意之趣、以(ニの1)

吉川監物申出候謝罪之廉々は有之候得共、猶大膳父

三老臣之首級は勿論、参謀之輩斬首之儀も承届、五

卿之儀も申出候通無延引可差出候、且右ニ付附属之

脱藩人之始末も早々可申達事、

山口之儀は、新規修築之事ニ付早速破却可有之事、

益田右衛門介始三首級、吉川監物江差遣筈ニ付而は、

即刻監物江引合渡遣方宜取計候事

但右之次第国泰寺警衛之輩江談置候事、

右達書之趣大膳父子江申達仕候段、吉川監物より

御請書弐通差出、夫ニ付大膳父子并末家中より差

出候書面、如左、

(二の2)

山口之儀云々、

右之廉々吉川監物江被仰渡之趣謹而奉畏候、以上、

十一月廿六日

毛利大膳

一私家老益田右衛門介•福原越後•国司信濃、去七月(二の3)

輦下騷擾之始末深奉恐入候、就而右三人之者禁錮申

首申付、委細吉川監物を以申上候通ニ御座候、私父 厳刑ニ処し首級奉備御実検候、并参謀之者共一同斬 付御差図奉待候処、却而過慮ニ相当之儀奉存、

子平常之緩せ罪科難遁、依之寺院ニ蟄居恐惶罷在候

以上、

元治元年甲子年十一月廿六日 毛利長門判 毛利大膳判

一私本家毛利大膳家来益田右衛門介・福原越後・国司(ニの4)

信濃、去ル七月於

**鄻下騒擾之始末深奉恐入候、右ニ付三人之者禁錮申付** 御差図奉待候処、却而過慮ニ相当候儀と奉存候付、

平常之緩せ罪科難遁、依之寺院蟄居恐惶罷在候、何 此度厳刑ニ処し首級奉備御実検候、并参謀之者同斬 首申付、委細は吉川監物を以申上候通ニ御座候、全

罪重科奉恐入候、寺院閉居罷在候儀、実ニ私身等如 付而は末家之私儀彼是と輔翼筋不束之儀共、於私多 分御沙汰謹而奉待候趣大膳父子奉歎願候処、右件ニ

此度

候、

以上、

元治元甲子年十二月朔日

何様之厳科被仰出候共、其分御請可奉申上候念願ニ

御座候間、何卒格別之

御一恕を以大膳父子罪科一等(亡)

御寛大之御仕置被仰付候様泣血奉懇願候、 誠惶恐頓

元治元甲子年十一月廿四日

首敬白、

毛利淡路判

一去七月本家大膳父子家老益田右衛門介•福原越後(二の5)

国司信濃於

輦下及騷擾侫段深奉恐入侯、就右三人之者所置厳刑首 級奉備御実検并参謀之者一同斬首申付候、是全父子 兼而示方不行届ニ付罪科難遁、依之退城謹慎罷在候

此上之

御沙汰奉待候次第、於私も深奉恐入候、右等之趣篤

聞召分、寛大之 御沙汰被 仰出候様、

謹而奉歎願

被

毛利左京判

丑正月廿四日芸州侯より閣老江差出

別紙御届仕候趣ニ付、(四の1) 廿八日悉為引払、尤口々要所江は警衛之者差置申候! 兼而西口出張罷在候人数旧臘

此段御届仕候、 正月四日 以上

松平安芸守

一右同文言

年号月日右ニ同

毛利讃岐判

Ξ

丑二月二日尾州より閣老江差出 前大納言殿去月廿四日京都江被致到着候、

此段申達

候様被申付越候!

前大納言殿 公方樣御上坂之儀更被 仰出候付、御用有之候間暫

二月

之候付、御請被仰上候、此段申達候様被申付越候、

滯京候樣被 仰出候段、伝 奏野宮中納言殿御達有

(四の2) 別紙

毛利大膳父子追々致伏罪西国鎮静之趣ニ付、為御見届 尾張前大納言殿御名代石河佐渡守・御目付戸川鉡三郎、

鎮静異儀無之旨ニ而、同日討手之面々陣払可致旨、前 旧臘当所発足、長防江入込、同廿七日帰着被致、両国

言殿ニは今日当所御発途ニ相成、其後長防相変儀無御 大納言殿より御達ニ付、諸家之人数追々引揚、前大納

正月四日

座候、此段御届仕候、以上、

松平安芸守

同月廿六日閣老江

今般尾張前大納言様より別紙之通御達御座候旨国許よ(五の1) り申越候ニ付、此段申上候、以上、

被申合候

正月廿四日

松平安芸守内

(五の2) 別紙

毛利左京

朔平御門井伊掃部頭代被仰付、

一六

丑正月十日京都所司代より達

督府江相達筈候間、得其意宜取計候事!

正月

此以後督府江申達候儀は、芸州家江申出有之候得は

毛利大膳 吉川監物 毛利讃岐 毛利淡路

家老共

間部卍治

代厚可相心得候、尤戸田栄女正江も同様被仰付候間可

伏見より宇治橋辺迄御警衛、市橋壱岐守・小出伊勢守

丑正月十日右同断

一七

佐竹右京大夫

付旨、

松平中務大輔御役中其方永田町中屋敷家作共拝借被仰

中務大輔江相達候間、得其意可被談候事、

中川修理大夫

猿ヶ辻御警衛被成御免、 稲荷山宝塔寺門前御固被仰付、

御名代被仰付候付、此度

御神忌

御名代可被仰付候 仰付候付、酒井

其方家之儀は、前々日光山

御神忌

御法会之節々

処、先達而御進発之節御先手をも被

戸 田采女正

同門前御警衛御番所大久保加賀守代被仰付

雅楽頭江

御名代被

仰付候、此度毛利大膳父子悔悟

子十二月十二日大坂御城代より達ス、

建部三二郎

御法会之節

御名代は不被

仰付と之 御沙汰候事、

被仰出候儀も可有之候旨被仰出候趣も有之候付、

此度

服罪いたし候付、御進発は不被遊候得共、時宜ニ寄尚

柳対馬守当分尻無川御警衛被仰付、市中廻り被成御

免候、依之同人跡持場之儀暫之内一手ニ而請持候様達

丑正月十日所司代より達彦根侯江

門加賀中納言代并山崎表御警衛酒井雅楽頭代被 朔平御門御警衛被 仰付置候処被成

御免、

石薬師御

正月

仰付候、厚可相心得候、

牧野越中守

一九

正月廿八日閣老より達

之

戸田土佐守様御儀、 丑正月廿六日閣老江内意伺 御同姓越前守様御家御相続被仰出、

此程御差扣中ニ被成御座候得共、越前守様御方江夜中

正月廿六日

井伊掃部頭

密々被成御引移候方ニ可有御座哉、御差扣中ニ付、此 655

段各様迄私を以奉伺御内慮候、以上、

正月廿六日 秋元但馬守家来

尾州老臣丑正月廿八日差出

関白殿下迄言上為仕、一旦帰国之上早々参府可仕旨申 上置候処、大膳父子服罪之趣等隼人正を以言上可仕旨 御座候付、帰路之節上京不仕、為名代成瀬隼人正を以 毛利大膳父子服罪仕長防及鎮静申候付、 奏聞之上参府可仕之処、旅中江向ヶ御沙汰之趣も 入京件々之次

聞食、御不安堵ニ

被

仰出候旨、伝 思食候間、帰路之節上京参内之上言上可仕様被 奏野宮中納言相達、於旅中承知仕候処、

京可仕奉存候、右は御沙汰之趣は御座候得共 病中ニは御座候得共、 押而明廿三日当表発途、 一旦入

大坂表ニ逗留手当仕罷在申候、然処前顕之次第ニ付未

兼々所労罷在、押而旅行仕猶以相勝不申候ニ付、

無拠

正月廿一日

尾張前大納言

朝命難黙止一旦入京仕、

申達候、以上、

正月廿九日京都所司代松平越中侯江閣老中より申越

四

左之通

当四月(一四の1) 権現様二百五十回御忌於日光山

勅会万部御執行ニ付、参向之面々途中警衛之儀大略申

たし、世上稍鎮静ニは候得共、脱走之○いまた何方江版字 進候、其後方今之形勢ニ而は野州浮浪之賊徒共降伏い

潜伏之徒有之間敷哉も難計、殊ニ日光山近辺之儀は賊

徒巣穴之地ニも有之、不都合之儀有之間敷とは存候得

護衛被通行候途中ニ、領分有之面々より人数差出厳重 共、万一不慮之儀等有之候而は不相成儀ニ付、旅中為

通堂上方其地発足以前上京有之候様申渡侯、

二取計候様相達、猶大御番頭始御籏本之面々、別紙之

勅使之儀いまた被 仰出無之候得共、定例之通 奏衆江為心得被達置候様存候、且亦年頭

依之

早々参府可仕と奉存候、

当四月

御神忌ニ付、

参向之摄家•門跡方始途中為警

以上、 仰出次第於当地相達ニ而可有之候、 領主々々之警衛之儀は被 配分付添之儀、其地ニおゐて御自分より御達可有之候、 事ニ可有之候間、右警衛之儀は罷登候大御番頭始之内 勅使参向之儀ニ候得は、堂上方より先達而其地発足之 正月廿九日 松平越中守様 閣老連名 此段為心得申進候,

衛被遣之、

五 丑二月五日閣老より達

其方儀、 も有之候ニ付、家例之通 光御法会ニ付御名代は不被仰付、酒井雅楽頭江被仰付 而は、外々江代りも可被仰付処、其方儀は家柄之儀ニ 候間相達置候処、雅楽頭儀、今般大老職被仰付候ニ付 御進発之節御先手被仰付置候間、 御名代被仰付候事ニ候条可 井伊掃部 此度は日

大御番頭一人 組共 (一四の2) 別紙

御書院番頭一人組共

新番頭一人 御小姓組番頭一人組共 組共

御先手二人 組共 御持之頭一人

組共

小十人頭二人 組共

被存其趣候、此段可申聞と之

御沙汰ニ候、

一 仙台侯より閣老江差出六

伐 松平陸奥守去子十月中出府之上、此度毛利大膳為御征 御進発之節御留守罷在、折々登城仕候様被仰付,

付、一ト先御暇被下置候、尤 早々出府可仕旨被仰出、 帰国仕候ニ付而は為御警 御進発御頃合被仰出候

同十一月十五日登城之折 思召之御旨も被為在候ニ

衛人数相留置候様、牧野備前守様より陸奥守江御直話

657

ニ付、 江指下申候間、此段御届可仕旨役人共より申聞候、以 被遊趣御触達も御座候間、右相留置候人数は一先国許 相留置候処、 此度長防共鎮静ニ付 御進発は不

上

正月廿一日

松平陸奥守内

丑十二月中尾張総督より被遣侯長防探索之儀畑作之 右衛門申出候書面

防長之内山口・萩之人気并当時之模様如何哉、(1七の1) 承合申候処、 承合早速可申出旨被仰渡奉畏候、則彼地江罷越内密 左之趣相聞申候

候内、 山口之儀は、大膳父子先達而萩江引移候後、 始江付属之隊百人程、其隊三田尻下関辺江屯集致居 始相詰鎮静方専ら取行候由、且三条殿初は山口より 里程へたゝり湯田と申処に住居被致候処、三条殿 御楯隊・奇兵隊・膺隊・八幡隊・撃隊ととな 浦靱負

二而、先月中旬三条殿初一同長府江相越、夫々寺院 五隊に而凡千五百人程有之候処、 **歎願筋有之趣** 

> 条殿始并右之付属之隊百人程は諸藩脱士等にて、鎮 五隊之儀は如何様共萩より鎮静方行届御座候処、三 静方十分ニも行届兼心配之様子ニ相聞得候由

山口・萩共惣藩之儀は何れも相慎穏ニ有之、尤前 粟屋帯刀はしめ役々右諸隊鎮静方ニ長府江出張罷在、 之内罷在候哉之由ニ付、萩藩中家老之内熊谷式部

顕

萩藩中之儀は、益田右衛門介在勤之節同人江随身之 輩は夫々所置行届、当時一和ニ而いつれも恐入相慎 右衛門介同意之志有之、右内蔵介付と鎮静方と二立 ※居候由之処、長府家中之儀は、家老三好内蔵介儀 ニ相成居候由ニ而、藩中之内未一和と申場合ニ無之

内密

罷出候由ニ而、いまた防長惣体一和之訳無之様相聞 清末より領主家老等右五隊之内頭立候者召連萩表江 口より立開キ、長府ニ便り私意申立候由ニ付、長府 单

鎮静方気立居候由ニ而、旁三条殿始諸藩之輩山

萩ニ於て往古より年々拾八万三千石余武司米ととな **積金ニ相成居候由之処、右衛門介儀執権ニ而右金** 

申候′

致恣に取計候由之処、 子を以諸隊を引入、并同意之者江禄を与へ昇進等為 今般右衛門介初右徒夫々所置

相成、 由候得共、諸論し方届居候哉、 形勢相変申候、 是迄埋れ木之輩役付申付居候 益田•福原•国司之

家来共鎮静相成居候由

|防長宮市駅より山口江之街道毛利筑後領分佐波川際(頭注) 「△脱アルヘシ」 手同様石垣組立、砦勢 右田市と申処ニ関門有之、并錆山峠登り坂口此郭大ホーホースト 前後ニ木戸有之、関門厳重ニ 丽

左右台場相構、他国之者承糺し通行不為致由、

右辺

山

県

半

蔵

小

田

村

文

右之輩親類預ケ、

ニ相見得候人は当時之姿ニ而は右用意筋は打捨候体

ニ相見得、先鎮静之由相見え申候

処、 去年上使中根殿致殺害候藩士等追々仕置相成候由之 右之内其砌奇兵隊之惣督相心得居候高松新作と

钦申者、去ル頃脱走いたし、当時九州辺ニ逃去居候

由 三付、 捕方手当中之由

得 罷在候、 御惣督公御寛大之御所置を相願居候由相聞申 就中徳山領分之儀は格別慎方宜哉ニ相見

右之趣ニ而防長在市共表戸シメ半蔀おろし相慎ミ

候、以上、

子十二月

(一七の2)

萩藩中仕置

大 和 国之介 前田孫右衛門 毛

邪田次郎三郎 波 多野 金 吾 渡

辺内

蔵

太

利 登

人

松 崎 弥 八 郎

中村文右衛門

高 松 和 助

松

崎

岡

蔵

渡 天

辺 野

伊 謙

豆

Ħ 文 助

山田宇右衛門

Ш

山田七郎兵衛

助

**宍戸九郎兵衛** 村 九 郎 竹

内庄兵

衛

佐久間佐兵衛

中

右之輩切腹、其外ニも有之候由

Л

備後守名代同氏玄蕃頭儀芸州広島表江出陣為仕置候処、 丑正月廿三日閣老水野泉州江差出、 廿九日付札

長防御鎮静相成候間陣払可仕旨、尾張前大納言様依御

659

付而は、先般被仰出之趣も御座候付、支度次第参府可達、去ル朔日同所引払、同九日帰着仕候嫡子等之儀ニ

不苦儀ニ御座候ハ、当春中之内参府為仕度奉存候、此是繁雜罷在候間、急速旅行之手当向も相整兼候、依之操合人数召連数日之在陣、殊ニ備後守病気も不相勝彼(繰)

段御内慮奉伺候様申付越候、以上、

正月廿三日

**鳩山十右衛門** 三浦備後守家来

| 丑二月三日閣老より阿部主計頭・酒井大学頭・松平山九

土井大炊頭

城守之三侯江相達候趣

秋元但馬守

秋田安房守

様取計、 御法会中は先般勤番被 仰付候阿部主計頭・之節宮門跡堂上方等数多登山も被致候間、不作法無之日光表御警衛兼而被仰付置候付而は、当四月 御神忌

右之通相達候間、可被得其意候、勤番可被致候、尤委細之儀は掛御目付江可被承合候、酒井大学頭•松平山城守家来共同様申合、御規式ニ而

二月

一(丑正月五日閣老江会津侯より再願二〇)

ニ而御渡可被下旨御沙汰ニ付、右ヲ以相補来、何と欤戸往復中於当地一ケ年壱万両宛、其余壱万俵年内月渡

当被成下度旨歎願仕、当九月中稲葉民部大輔様より江

肥後守在京人数取賄方続兼候ニ付、月々壱万両宛御手

願之趣は難被及 御沙汰、是迄御渡来米金之儀は、御経済之道も相立、一統難有罷在候処、今般於江戸表先

役知物成ヲ以追々返納仕候様「御沙汰被成下奉畏候、

筋精々相詰、御役知五万石、其他自国物成は勿論、諸在、鴻大之入費所詮行届可申見詰無之、依之勝手経済積弊之余、一昨年中過分之御大職被仰付、遠境詰切罷然処肥後守貧窮之国柄、数十年前より所々御固等ニ而

物産之余計并大坂蔵元銀主調達方等成丈指配り、一歳

660

中様より強而御移有之、尤失費之儀は此末於

公辺如

産方夫々間ニ合候様いたし遺し不申候而は家臣共之制 を奉汚候儀ニ而、奉恐入候儀ニ御座候、然処勿体なく 官武御一和之道も貫き兼、畢竟御守衛大切と之 迫り曠職之段ニ相至り候而は、 仰付候節再応御詫申上候も、ヶ様之際ニ相至り進退行 奉恐入候義ニ御座候、申上候迄も無之候得共、当職被 肥後守職掌不相立、 度も不相立、至然と萎靡不振武備相緩※候様相成、 様御沙汰被成下候而は、家臣共一統手当不行届顕然之 時変重り候得は如何可仕哉、日夜苦心罷在候、下々右 候儀、右は割詰置候用途故殆と差支候程ニ有之、此後 之徒討伐として一橋様御出陣ニ付、肥後守人数も指出 入費相立、如当年七月中騒擾間も無之、常野脱走浮浪 之分無是非歎願仕候義ニ御座候、近来時変突出案外之 元来常人之情衣食足て礼節を知之習ニ候得は、生 御上より御頼思召と之御内意も被為在、其余御老 則 幕命を辱之段ニ相至り、 幕命 実ニ 則

> 奉恐入候得共、肥後守職掌不相立 更先願不被為任候而は始終之策算悉く相違いたし、 辺江御縦り申上候心得ニ而御請申上候儀ニ御座候、(鯔ク) 御詫申上候様も無之、忠憤之余大義ニ立居、悉皆 何体ニも御始末可被成候間速ニ致御請候様、 も此先き奉職之見詰必死と無之候間、幾応も申上候は 大蔵大輔様肥後守方迄御越御懇切ニ御密談有之、此上 幕命を奉汚、 尚又松平 殊ニ 今 迚 公

之額計何程と見積夫々分賦仕候而何共出目無之、不足

は 幕廷

偏ニ奉歎願候、以上、 天朝を重んし思召侯義も不相貫侯儀ニ相至り、 次第御座候付、不顧厳責尚亦先願之通被仰付被下度, 不容易

子十二月

松平肥後守内

一年十月十八日於加州藩士刑罪之書付二一

右富三郎儀、長藩江立交堂上方之内江取入候而不容易 前田監物御預人

取扱之趣、 不届千万ニ付、切服被 仰付之、

**竹内織部御預人** 

右順之助儀、正邪紛失之説を以彼是御国事周旋いたし、

子建三郎等江越路探索之儀及差図候趣、不届至極ニ付、

不容易御国難を引出し、御国典を犯し、海津江罷越黒

仰付之、

同月十九日申渡

**一同姓仲三郎** 大野木将人弟 玉井勘解由御預人

右仲三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、長藩江立交、

叛逆之徒小島弥十郎を匿し候趣、不届至極ニ付、切腹

仰付之、

青木信三郎 篠原猪三郎御預人

同樣長藩江取組、堂上方江取入不容易取組、小島弥十 右信三郎儀、浪士輩同様過激之説を唱、且不破富三郎

郎を匿し、不届至極ニ付、切腹被 大徳伝兵衛 仰付之、

御手前儀、不破富三郎江不容易紙面を遣し候為体ニ而

付、配所出来迄是迄之通一類江御預可被成段被仰付之、 候得共、此度は御用捨能登島之内流刑縮小屋入被 は、外ニ不容易取組も可有之、急度御糺問も可被仰付 仰

千秋順之助忰 千秋順之助忰

青木信三郎嫡子 十四才

雄三郎 三才

同人実弟 源三郎

十一才

堀四郎左衛門嫡子

大野木源蔵 西尾隼人江御預人

藩江出会之儀、彼是仲三郎より申聞候旨一々源蔵承知 は無之候得共、大野木仲三郎儀小島弥十郎を匿し候儀 右源蔵儀、聞届滞過被仰付候以後過激之説を取用候儀 ニ付、差図は不致候共、其侭聞捨ニ致置、且仲三郎他

尾隼人江御預

内江流刑縮小屋入被仰付之、配所出来まて是迄之通西 之由、彼是疑敷相聞、右之趣不届至極ニ付、能登島之

青山将監与力

定番六百五十石

切腹

同六百石

平

馬

人持三千石

誠

鷹

御家老七千五百石

衝

同 同 遠島 遠島 遠島 之書白密物を送り、右ニ付書物等を取上ケ、上をも不 交はり、宮様等江立入不容易取組、浪士等ニ文通、偽 右惣助儀、国典を犯し京都表江罷越、長藩浪士等江立

御咎中も毎度面会いたし候趣、不届至極沙汰之限ニ付、 たし、此表におゐて正邪紛乱之説を以同志を語らひ、 恐咎中他藩浪士等引入、且他藩ニ対し御国事を誹謗い

少川幸三 定番御奉行

生胴被仰付之、

右幸三儀、予め浪士江深取交り、過激之説を以多く同

同

奥村 助三郎側小姓横目

山崎幸十 山崎九右衛門

郎

**篠原勘右衛門** 御先手物頭

原

П

左

近

急度差扣

頭取

御歩行頭

Щ

隼 太

不届至極、刎首被仰付之、 海津ニ而切腹 御年寄三万石 松 平 大 で御家老四千三百石 守 浅

> 同 同 同 同

江罷越等之儀、元来過激之説を唱へ候根元之者ニ而、 志を語らひ、終には御国難を醸し、且国禁を犯し海津

> 同 同

急度差扣 役儀御免

流刑

小川 寛 兵 衛側小頭番頭三百石 大野木 源 蔵組頭聞届兼帯三百石 表小姓番頭 原 御手先物頭 山崎九郎兵衛 平左衛門 又右衛門

大小姓 正木次男 一不破富三郎 大野木仲三郎 千秋順之助 青木信 沢 田 岡  $\equiv$ 郎 内

663

大徳

伝

兵

衠

Ξ

新撰妄子

不遠千里而来 有什義而已矣

皇国

時記集註

類預

急度差扣

一類預

田

辺

某

同

町医 儒者 石 黒圭三郎

慶 伯

御 側 医 内 宗 順

同

青木良左衛門

村 幾 甚 市 六 郎

沢 同 岡 広瀬勘左衛門 本 勘 平

堀田与三衛門

大野木源蔵

為長者折枝

凡我同盟之人既盟之後言帰于好

条約

複夷なしかたしといえ

以牛易羊

有如時雨化之者

狭泰山以越北海

上下交征利而国危

当時形勢

攘夷家之説

横浜交易

外国方之小吏

横浜の商人

勅書

戎狄是膺荊舒是懲

有成徳者有達財者

御請

上洛の軍艦(ママ)

諸色高価

仰不足以事父母俯不足以畜妻子

速於置郵而伝命

大哉言矣

江戸

西城

触事

鎖港の使節

勤仕并役替

出入無時

猶緣木而求魚也

猶以一杯水救一車薪之火也

不日成之

城郭不完兵甲不多

別手組

撫剣疾視日彼悪敢当我哉

京の死体	人皆掩鼻過之	歩兵方の吏	我善為陣我善為戦	
歩かろう	謂也謂が下述自作實才下法長に	野州出陣の籏下	懦夫有立志	
長州く子	天下差增了全国下差下 丁毛是之	<b>宍戸百姓</b>	視君如寇讎	
会藩松平将監	勇士不忘失其元	<b>失</b> 戸	<b>赠安宅而弗居舎正路而不由哀哉</b>	
御教ひ米	欣々然有喜色	だが 松平大炊 一個 くん足	秀才 発見 かいかい かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	
京市中焼出され	父子不相見兄弟妻子離散	下妻出張役人歩乒等	方 音 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
大垣勢	有不虞之誉	田沼	追令我行也	
彦根勢	猶水勝火	田沼 野州辺の百姓	<b>尾:</b>	
越前勢	兵刃既接棄甲曳兵而走	柳連	<b>着札</b>	
会津勢	戦必勝矣	水藩朝比奈等	過則改之	
御立退を止めし人々	不動心御文	水浪の仲間われ	地利不如人和	
薩州勢	膚不撓目不眩	太平筑波の浪士	天時不如地利	
御立退をすゝめし公	寇至盍去諸 御立	後室	馳馬試剣	
参内の公卿	如以朝衣朝冠坐於塗炭也	武田党	安其危而利其菑	
京師騒動	不知足踏之手舞之	所々柵門	関機而不征	
浪人仲間	無恒産因無恒心	京師の見廻役	浩然有帰志	
水浪	其涸也可立而待也	巡邏	不舎昼夜	
歩兵	其至爾力也其中非爾力也	諸浪士	邪説暴行	

何可廃也	小有才	大早如望雲霓	天下之口相似也	夜以継日	賦粟倍他日	久則難変也	天下悪乎定	亦終必亡而已	決諸東方則東流決諸西方西流	如崩其角稽首	出乎爾者反乎爾者也	願比死者一洒之	二物不可得兼	時日害喪	此亦妄人也而已	有採薪之憂不能至朝	謂失其本心
朱子学	山陵奉行	江戸五帰る奥方	御進発之有無	武器支度	御進発御供籏下	徳川	どちらつかずの大名	長州一味諸侯三家	中川宮	同く異人工頼て和睦	長州異船の仕返し	討洩されの長藩	毛利分家吉川等	長防の人民	福益国三人	加州世子の遁辞	有栖川其外
日本貿易新聞 第九十三号		事斉乎事楚乎	尽信書不如無書	天下無敵者天吏也	草尚之風必偃	天下之生久矣一治一乱	猶七年之病求三年之艾	不能平治天下	有求全之毀	天下莫強焉	雖大国必畏之	悪莠恐其乱苗	事君無義進退無礼	不能令	不奪不厭	其進鋭者其退速	弓矢斯張
		小諸侯	此新撰妄子	天下に一人	大樹	時節到来	政事	閣老	加州	熊本	庄内	今度惣督ニなりし人	春嶽	水戸	ひとつの橋	芙蓉間官吏	又弓の稽古

消防規則

## 西曆一千八百六十五年第二月十五日

元治二年乙丑正月廿日

横浜開版

前の海岸にて難船したる時、其地の諸侯松前志摩守の一千八百六十四年第一月去年。第のイゲリヤ名号船松

懇切なる取扱は我政府の満足せる事にして、余等の知

処置ハ諸の大名と外国人との懇切を求る手段となり、る取扱を謝するの字を鐫付たり、此のことき我政府のノメートルを呈進し、且つ之に其諸侯の紋并其丁寧なる所なり、故に我政府より之を謝する為に金製のユロ

ひたる時は、必す此のことき丁寧の謝礼を為すを知る且つ我船いつの地にて困難におふといえとも之をすく

^ ر

を十分に給し、其地我等の為に小舎を設け、損害をまを最も懇切に取扱ひ、且つ食料およひ欠乏せる諸品物14ゲリヤ船難におふたる時、其地の諸侯其窮困せる者14ゲリヤ船難におふたる時、其地の諸侯其窮困せる者

等皆右の諸侯の人物貴き事をしれり、ぬかれたる荷物を納れおくへしと命せり、之に因て我

第

第一 出火のとき監督師直に其地に至るへし、

第二 出火あれハブリガーデの各隊猶予なく器械所、

甲必丹はつとめて急速に器械を火事場に送るへ

若くは其器械を収蔵したる地にいたるへし、

第三

Ļ

甲必丹不在の時は、副甲必丹之に代りて動作し、第四 各甲必丹は監督師の命に従て事を司とり、若し

方に輸送し、且つ之を損害せさらしむるに注意又ホースメン能吐水を掌六名は吐水管を火事場の

し、并に吐水管を保持して其方向を定むるを掌

るへし、

るへし、但しホースメン一二名、右の代役となるに非されは、器械を一切収貯所より取出さゝ第五 甲必丹并に副甲必丹及ひ彼等の下役の監督を受

ることあるへし、

れる監督師甲必丹若くは其代役の指麾を待つへ出火のとき不覇消防隊は、器械を取扱ふ任に当

第六

Ļ

667

第七 各器械に付属の旗と異なる旗章をブリガーデ隊

各員の帽子の前面に携持すへし、

第八 ブリガーデ隊は少くとも毎月両度、又は都合よ

日ハ監督師之を定むへし○諸員厳重に消防操練きときは屡々消防の操練を為すへし、但し其時

の監督師若くは甲必丹の諸号令に従ふへし、及ひ防火を為すへし、而して其時に臨まハ各地

第九 某員ブリガーデ隊を免れんと欲する時は、書面

ハ、火発るいなや直に馳て監督師のもとにいた十 六名の人員に命して監督師の輔佐とす、其職務

り、其命令を諸所の器械所に通達するにあり、

日本貿易新聞 第九拾壱号二四

上海より出帆せし英国の蒸気船船号ボルモサ、去月廿元治二年乙丑正月六日 神奈川開板

五日サイロー゙当港に到着せり、此船去年第十一月廿六

せられしとの新報告を得たり、其他緊要の事件に非さ便を帯来りしに依て、林硜君合衆国大統領として重任日サイロ迄の西洋書信并第十二月三日五ロ「迄之伝信機

0

れハ茲に記載せす、

蝦夷出産の木材及ひ日本国東西海浜未開の各港に在

る貿易適応物品の記

堅実の木材は蝦夷より来る、其諸品は楢槲、

タモスリ

ン語欽、可考等なり、其長さ二丈より三尺六尺、太さハン不詳、蝦夷等なり、其長さ二丈より三尺六尺、太さハ

非さる故に、敢て此のことき大木を伐出す事なし、蝦りも長大なる材なきにあらすと雖とも、国民の緊要に二十英寸+尽、より二十八英寸+尽三にいたる、猶是よ

夷の槲材は其質堅実にして能く久遠に堪る事、恰も英

り、就中仙台侯の領地なる火山の辺及ひエゾ湾には最役人の話に、蝦夷地方には楢槲の樹林夥多叢生繁殖せ国政府にて軍艦製造に用ゆる不列顚槲材と同し、或る

夥多なりといえり、

津軽は木材を出す好港の一なり、又蝦夷と相対する秋

判然たり、

但し我等の意のことくならすとも、

左の

為ん事を務めて政府に要請す、

然れとも其成就し難き

全国の周囲に在る数港をひらき諸大名と自由に貿易を

日本と外国と貿易を一般繁盛至らしめんか為に、

日本

大大の長さ三丈乃至四丈、或は六丈乃至七丈あり、板丸太の長さ三丈乃至四丈、或は四丈六尺乃至六の長さハー丈八尺乃至二丈四尺、或は四丈六尺乃至六の長さハー丈八尺乃至二丈四尺、対っ、 
はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方のよさ、 
はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方の、 
はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方の、 
はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方の、 
はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方の、 
はなかき材木を運漕すへき製造ニ非るゆへに、方の、 
は本ので、 
は本ので、 
は本ので、 
は本のの長さ二大乃至四丈、 
は四丈六尺乃至六方の長さ二十度乃至四十度の船を以て輸出するに尚余りあるへし、

見ゆるかことく大なる海湾あり、扨絹糸の外茶・煙草て、悉く此港に輻湊するにいたるへし、此港ハ地図に繭糸は横浜或は他港へ運送するよりも甚便利なるに依為に最緊要なる港となりて、仙台およひ南部に産する此港もし外国人の為に開かるゝに於ては、繭糸貿易の磯の町、是は仙台侯の管轄に帰せる大なる互市場也、

田

・南部の地は夥しく柔質木材の板類及ひ丸太を産す、

に適応なる物品を産する事多く、其港は水甚深くしての風聞あり、丹後侯の家来の話をきくに、此地は貿易丹後侯の領地なりといふ、此港新潟の代りに開かるゝ

七尾、是は日本地図にみゆる如く西方の一港にして、

をも多く産出す、

難を凌くに足れり、又茲に二条の河ありて港口に接せ半里弱に当る 横四分三英里なる平坦の島ありて風波の但英の一里は我横四分三英里なる平坦の島ありて風波の船を入るゝに便なり、加之其府に対して縦八英里

の多き物は繭糸・茶・銅・菜種油・蠟・米等なりといあり、而して海湾の深さ二丈より四丈に及へり、土産り、其西の方なる者は濶三十尋、東の方なるは十七尋

大坂、是は日本に於て最繁華なる有名の一都府なり、三港は程なく開くにいたるへし、依て聊其大略を記す、

えり、

(

首級を携え来り、何卒此首級を実検し、是迄の事跡 尾張にては其首級の真偽不分明なるを以て請取に相成 級を携え陣営に来りて、平穏なる処置を懇願せしに、 兵士の大将なる長州の家老)福原及ひ其同盟二人の首 尾張大納言様一万五千の軍勢を引率し、 しるへからすといへとも、 せし由なり、但し此願のことく宥免ある哉否はいまた 沙汰を以て家名相続の儀免許致さるゝ様にと再三歎願 是非を論せす三十五万石の内十五万石を削り、 にして京都に放火せし者十人を切り、 (長州第一等の家臣)吉川といふ者、(京都に乱入せし (周防と境を接したる)安芸国迄進発ありしに、 の翻訳文なり()も、今語勢に随て移して前におく、の翻訳文なり()の中なる文は原文には注脚なれと 次に記載するは日本元治元年十二月中の或人の書翰 又長州当主の親父自殺の風聞あれとも真偽詳な しかるに尚亦月末にいたりて、 日本の諸民は皆太平無事を祈望し、寛宥の命令 前文に記す事件は全く実説 血の猶淋漓する 福原と同盟の士 長州征伐の為 平穏の の

あらんことを欲す、

十二月二十六日晚誌

元治二年乙丑正月十三日 一日本貿易新聞 第九拾弐号 二五五

程ニ深く周旋する者なきを以て、当戦争の絶へさるハハ成就し難かるへし、然るに南北不和の儀に付ては左には、実意之を希望し徹底周旋を為す者あるに非され

功をまつ由なり、然れ共総して和睦の取扱を成すか為南党は両部和睦を欲して、之か為に集会評決し、其成

趣なれは、

過日の説恐らくは信するにたらさるへし、

并	茶 同 下并下の	八王子		甲州	奥州	ソダイ	飯田		絹糸十六貫匁ニ付前橋	0	いたるへし、	一邦の奮怒を激発せしかは、	する事能はす、扨此挙動に依て大にゼオルジヤ人	行止の方向を普く人の知る様に成りしかは、今は潜伏	兵をすゝめしに、終に夥しく諸方に放火なとして、其	セルマン技術の名なるへしははしめ圧瀾海の方より潜にセルマン技に南党の	必然なり、
十四元至十九元	下并下の上七元至十二元	四百元至五百五十元	至六百二十元	五百二十元	五百元至六百六十五元	当時無之	六百三十元至七百元	至六百五十九元	六百四十五元			、必す報讎の戦を催すに	依て大にゼオルジヤ人	はに成りしかは、今は潜伏	、諸方に放火なとして、其	しめ圧瀾海の方より潜に	
鉛		角	椎	<b>#</b>	木	88	<b>*</b>	<i>A</i> 4			ΔEI	<del>lož</del> e.	<b>\$</b> 4€				
	輸入	魚翅	椎茸	五倍子	木蠟	鰀	菜種油	魚油	昆布	煙草	銅	樟脳	新綿花				
十六貫匁二付	輸入物価	翅	茸 //	培子 〃	蠟 //	7鱶 //	米種油 〃 但売物無之	無油 〃	昆布・ル	煙草	<b>如</b>	<b>悍脳</b>	利綿花 同	極上	上	中	并の上

釬鉄 鉄ヴァキ 亜鉛 " " 五元半 四元三十仙 **六元廿五仙至六元半** 

幾那塩 ォ ンス五分ニ付 一元九十仙

延鉄

"

三元九十仙至四元半

サフラン セメンシーナ 百斤ニ付 百斤ニ付 九元半至十元 二十一元

五十斤入一箱ニ付 四十八元至五十五元

朱

0

墨是可洋銀百元ニ付(\*)。 買 売一分銀二百二十個 " 二百十六個半

· -横港方今之形勢為探索二月廿二日より同廿五日迄同 所滯留見聞之趣、左之通

条約各国ミニストル館之儀、元来江戸ニ取建候約定之

大ニ取建申度趣申立候段、世上専ら風説御座候処、右 先年品川御殿山英国館焼失之後、 此頃外国官吏より横港江各国ミニストル館等広 其侭ニ過来申候

候

代りに横浜江取建候は幕府ニ而最も好ミ候儀故、 議論之趣有之治定不仕、尤開港以来コンシュ 之事件はいまた確定仕候訳ニは無御座候得共、 取建候而商人之家ニ仮住居之国も有之候ニ付、 申立之通ニも相成可申哉と被考、乍然右ニ付而 ル館も未 江戸の 追々造 は種 自然

々

を取建候積ニ相見得申候、 ※ 競而高金を以而借地仕候故之由ニ御座候 付南之方沼地埋立、日本商家を引移、其跡ニ外国人家 右は外国人共海岸之地を好

立之目途も有之、其他商館も手広ニ相成、

地所狭隘

東之方本村江幕府ニ而製鉄所取建、当時普請中ニ而 江戸より軍艦方数人伝習出役有之、右は全ひな形ニ而

出来上り三万両程相かゝり候由、右ニ而当分幕下之士

伝習いたし、追々ニは諸藩も伝習許容之積と相聞得申 も相掛候事ニ而、一両年中ニは出来申間敷由相聞得申 の地江大成製造所取立候筈に御座候得共、 右之外相州横須賀浦賀より二里、夏島より内江入込候所右之外相州横須賀浦賀より二里此方江近く武州金沢と対 凡百万両程

横浜江諸術伝習所出来之上、此涯幕下之面々罷出、 追

ことしより色ます松の大樹かな 幕 府	一・丑二月付会		商館等競而美麗を尽し申候、	無之由相聞得、只々貿易を盛にし可申見込と相見へ、	朝廷江条約願等は勿論、議論を起し兵端を発し可申形勢	一外国人一統至極平穩之体ニ而、差当浪花入津、	細無御座由承申候、	座候得共、右は全く条約期限ニ付而之事ニ而、他之子	一先達而外国官吏度々江戸江龍越候ニ付、品々雑説も御	承申候、	も追々銃隊を教練いたし候趣向之由、右隊長より内話	はとかく鎗剣を好ゞ銃砲を嫌ひ候者多御座候間、右等	聞得申候、下番は多分銃隊調練相整居候得共、定番役	近頃同格之者二人相増、専ら大小銃隊取立候趣意と相	人有余有之、右之隊長定番役頭取取締役一人御座候処、	一同港為警衛定番役二三男 - 下番一往抱之者 等凡千	而は右同様諸藩人も伝習之積ニ而取懸候趣ニ御座候、
うつむひて枯るを待や萩の果	江戸へ買込仙台のこめ	中ふらり風をうかゝふ藤の花	だしのきかない土佐の鰹節	ねり替て江戸へ持出せ博多酒	阿わの水あめわるくべた!	空馬鹿を遣つて居る欤茗荷たけ	広島薬くわんとかく茶にされ	肥後ずいき東男を悦はせ	ひとを酔せるさつま泡盛	萩かれて手持不沙汰な蝶ふたつ	きミか代てらす会津蝦そく	九重にわるい香がせし梅の花	波をかふりてすくむ越前	猿猴かおよはぬ月や橋のうゑ	水くつがえす武田からくり	実のらする蜜柑は手入次第にて	采配とりはおはりはつ物
<b>長</b> 州	仙台	津	土佐	筑前	阿州	肥前	芸州	肥後		因備	会津	加州	越前	一橋	水戸	紀州	尾州

先日御届申上候敦賀表囚人之儀、賊徒去ル朔日より追々(二八の1) 此頃の酒はいつれも直か上り ばち利生ねから分らぬ大社 もふ井伊そ拾万石は元の物 銭づくて又も東を賑やはせ ものゝふの名は高崎の軍立 陸奥と出羽武蔵の風になひくめり よしなませ大和守はいやらしい 彦根侯より閣老江差出 迷子になりし若い年寄 すはやといつて通す浪人 越後あたりも浪しつかなり 人を久留米にかゝる聟様 上の御沙汰をまつ前の昆布 やき蛤もうまひ塩梅 つしま祭も跡はくらやミ 金納承意是て太平 越北 神陵奉行 田 彦 松 Ш 桑 諏 髙 対 姫路庄内 沼 根 前 形 侯 州 州 崎

> 掃部頭方より差出候斬人斬首仕候賊徒但斬人姓名は他之書 小沢軍右衛門斬首 賀

(二人の2)

稲之右衛門事 田原原稿左伝次同 牧野藤十郎同村部 万次年世 村部 万次年 土田彦太郎同 内山源右衛門同 高野長五郎 山 国 淳 山 国 淳 魁 郎 Œ 郎 助

利用幾太郎 同

健

蔵

京

日掃部頭より斬人拾弐人差出、賊徒之内別紙之通斬首 川近江守様・滝沢憙太郎様より同三日御達有之、翌四 御呼出有之、然処死刑之者有之候間斬人差出候様、黒

仕侯段、出張家来之者より申越侯、此段御届申上侯様

掃部頭申付越候、以上、

二月十四日

井伊掃部頭内

首仕候趣ニ御座候

右之余、左之賊徒は、 酒井若狭守殿手ニ而斬人差出斬

武田彦右衛門

長谷川道之介 国 兵

田

因

櫾

Ш 国 分新太 瀬 専 郎 蔵

小 Ш 栗 形 弥 半 市 六 藤田小四郎事

小

野

斌

男

前

橋徳之介

竹 中万 次 郎

内

藤

昇

郎

右之通御座候、以上、

藤野金之助同 岸

新

蔵

施田銀之介同 海川平太郎 石田輝之介同

二月

二百四十人

(三八の3) 内 三百二人 三百二人

彦根ニ而討捨

同

八十人

小浜ニ而同 越前ニ而

一二 九 ~ 先般諸大名参勤割并家族共在府之儀前々之通被仰出、(ニカの1) 筑前侯より閣老水野泉州江差出 但二月四日差出、同九日覚書渡、

野守儀速ニ参府為仕可申儀ニ御座候処、私儀当年長崎 御達御座候末、今度討手之人数引払候ニ付而は同氏下 長州討手被仰付候面々は御成功之上呼寄候而も不苦旨

仕候、然ニ方今之形勢人気不折合之折から、長崎表御 警衛向且領分手広之海岸防禦筋指揮等、自然不行届可

表当番年ニ御座候処、持病之疝邪此節手強差発甚難渋

申哉ニ別而致心痛、就右容易難相願儀ニは御座候得共

病中忰下野守江万端申談名代為仕度奉存候、依之私病 気快罷成候迄之内暫時在国為仕度、此段御内慮相伺候、

以上、

正月二日

松平美濃守

(二九の2) 覚書

警衛筋等之儀、病中は重役之家来共江厚申付取計、下 仰出候儀は深き思召も有之被仰出候儀ニ付、長崎表御 書面之趣無余儀相聞候得共、家族等当地江呼寄候樣被

野守儀は早々参府候様可被致候事、

一(丑二月十日尾州より閣老江差出三〇)

先頃以来 公方様御上坂或は(三〇の1) ニ付、御上着被遊候ハ、玄同殿事可被召候間、予其用 御上洛可被為在御沙汰

殿より別紙書付被相達候付、御請被申上候、此段申達 意可有之旨御沙汰之趣、去ル朔日伝 奏飛鳥井中納言

候様被申付越候、以上

二月

(三〇の2)

先頃以来大樹上洛可有之 御沙汰ニ付、上着候ハ、可

尾張玄同

被召候間、予其用意可有之旨 御沙汰之事!

一 丑正月廿七日越前侯より閣老江差出三二

昨廿六日伝 儀更被 仰出候ニ付御用有之候間、尾張前大納言殿被 奏野宮亭江家来之者呼有之、今般上坂之

召留、就而は拙者儀も同様暫滞京有之候様

御沙汰之旨被

仰出候、

一 同月同日芸州侯より閣老江差出三二

兼而督府より御達御座候趣、然処当今諸隊之者共暴動 防長諸隊不伏之者も有之難行届節は兵力を以討取之儀!

毛利大膳より吉川監物江伝へ申越候、右ニ付安芸守領 仕候付、慎中ニは御座候得共、不得止事及追討候旨、

676

分廿日市江為警衛非常人数差出置申候間、 不取敢御届

申上候様国許より申越候、 此段御届申上候、 以上、

京師に於て丑正月十八日被 仰出

毛利大膳父子伏罪之形迹相顕候ニ付、 追討諸藩一同及

凱陣候由、尾張前大納言書取を以言上被

聞食、此上は防長所置之儀は即今之急務故

皇国之御大事と被

思食候間、 兼而 御沙汰之通、 大樹上坂被安

叡慮候様、 屹度所置可有之旨被

仰出候、

正月

丑二月京都ニ於て

橋中納言

先達而常野脱走之賊徒共旧冬追々京都江迫近候ニ付、 致内願追討出張之処、早速降伏及鎮静被安

宸襟候段

叡感不斜、 依之賜御鞍置馬候事、

加賀中納言

中納言致内願為追討出張、 常野脱走之賊徒共旧冬追々京師江迫近候ニ付、 其節人数差出候処、

段之事ニ

丹誠早速鎮静二及候条、

平生指揮行届候故之儀と一

格別 一橋

思食候旨 御沙汰候事、

常野脱走之賊徒共旧冬追々京師江迫近候二付、 越前宰相

一橋

中納言致内願為追討出張、 其節人数召連出馬候処

賊徒降伏早速及鎮静候条、 一段之事ニ

思食候旨 御沙汰之事、

松平美濃守

同断之節人数差出早速及鎮静候条、一段之事ニ

御沙汰候事、

思食候旨

松 平 肥 前後等

松 平 越 中 守

藤 堂 和 泉守

井伊掃部

有馬 遠江守

大久保加賀守

酒井若狭守

戸 田采女正

土井能 登守

間 部 卍 治

酒 井 飛驒守 分部若狭

守

同文言

頭

神妙

思食候、依之賜

御末広候、猶此末迄も御守衛向殊

更厳重ニ相心得、 可奉安

宸襟更被

仰出候事、

大場主膳正 水戸中納言家来

先達而常野脱走之賊徒共京師江迫近候付而は、以下 大輔儀雖幼年憤発出張令尽力候段、全其方共補佐行

民部

可輔賛候事、

届候より右様相運候儀、猶又無怠慢御守衛行届候様

本多主膳正

同断之節人数召連出馬候処、早速降伏及鎮静候条、

一<u>三</u> 五

丑二月六日神奈川奉行江達ス

付先達而切腹 長州江通し候 元神奈川奉行支配組頭

脇屋卯三郎

思食候旨 御沙汰候事、

松平出雲守

段之事ニ被

同断之節組之者引率出張候処、早速降伏及鎮静候条、

段之事二 思食候旨 御沙汰候事、

松平民部大輔

先達而常野脱走之賊徒共旧冬京師江迫近候付、一橋

五人扶持宛

à

妻

**| 忰并娘三人** 

678

中納言致内願出張、雖幼年格別憤発出張尽力之段、

として書面之通被下候間、此段可被申渡候 右母妻江一生之内、忰并娘三人江は片付候迄、 扶持米

二月

丑二月六日閣老より申渡

井上信濃守

先般松平対馬守江関東郡代兼帯被仰付候処、

当時御勝

出張等も致し候趣相聞、自然一件もの永引候様相成候 手御用筋多端之上、同人掛り御用数廉ニ而諸場所江時

其方ニ而引請候様可被致候 は御什恵筋ニも拘り候ニ付、(仁) 武蔵・相模国之公事は

而

関東郡代江

右之通井上信濃守江相達候間、 可被得其意候 同文言

丑正月長州より吉川監物江頼之書面

口上之覚

一子十一月風聞三八

芸州ニ而八月頃より正姦二手相成、(三八の1)

建白之趣意奸者之

之節直訴いたし、 為ニ被隔、誠心難尽、依而九月十一日君公先霊江参詣 府中岩屋山江屯集之人々、

足 松 助九 野 文四 郎 郎 甘 上 島 権 之丞 外 記 岡 港 田 源太郎

図

書

巾 蔵之 助 筒 井 政 兵 衛 栗島内蔵之助

俊 蔵

Л 大 島 島 鹿 之 負 助

足

利

蔵

靱 衠

英 天 大

清 八

之 太

野

原

浦

馬之

石 東 田 平 彦 五. 兵

佐 Ą 害 郎

小

島

彦

之進

中

村俊

太

郎

中島弥五兵衛

甚 太 郎

木 岡 三

村

外 内

記 記 丞 夫 助

千

種

田

六 市 蒲 川 生 仲 介 之丞 兵

衠

共不得止事及追討候間、

相成候樣御取計致頼候

正月

当今諸隊之者共於所々致暴動候ニ付、慎中之儀ニ候得 此段御隣国之御方江も御達

金等のミニ無之、

御入用出方筋之儀当地江御申越無

禁裡被進米三拾万俵并一橋殿上京ニ付被遣候御手当 坂諸般臨時御用ニ遣方相成候儀ニ而、 拾九万五千五百両・銀五千七百四拾三貫目之分は京 坂御金蔵江差登金凡八拾五万千五百両•銀八千三百 諸般御出方多端ニ相成候趣ニは候得共、昨子年中大 取計候様委細御申越之趣承知いたし候、 御取計方も無之、御心痛被成候ニ付、 金弐拾九万両余•銀二千五百五拾七貫目差引、 去子年は御上洛も有之、右御入用江御遣方相成候分 八万六千五百両・銀八千三百貫目之納高ニ相成、 金之内金三拾三万五千両御金蔵納ニ相成、 貫目、其余古金類引替元として京坂江相廻し置候御 有之候得共、御差登金之儀は、兼而御申越之通早々 計之筈ニ候得共、礑と差支無余儀次第ニ付差向御達 候様夫々御達被成候由、尤右等之趣御申越之上御取 江も御申談、放意之為不得止、 別紙之通御用金差出 町奉行并数馬 右 近来其地之 は 都合百拾 金八 尤

> 則を遵奉罷在候故、上方最寄御料所而已江不意ニ御 得共、三都町人共抔と訳違、在方之者共ハ従来之規 用金等之儀、一時御金繰ニ差支無拠御達之由ニは候 之候樣存候、且亦御代官小堀数馬始御代官御預所御 迫之儀ニ候共、必当地江御申越否申越候上御取計有 詮無之儀ニ候間、 何程差登金有之候而も、右之御締筋不相立候而 差登相成候而も更ニ御取賄不相立儀ニ可有之、此上 其地限り御取計ニ相成候故、 以来御入用筋ニ拘り候分は仮令急 右躰莫大之金銀為 ば其

夫々渡方不相成候半而は難相成儀ニ候得共、此上之

之、

時無拠其地限り御取計と申儀ニも無之哉ニ相見、 m 可被成候、尤差登金之儀は尚取調早々相廻候様相達 付候儀ニ有之処、右体之儀を御自分限御所置相成候 候節は御勘定奉行より取調相伺、 合ニ有之候間、 は更ニ規則も相立不申、別紙達案之趣ニ而は全 御達之廉々は取消相成候様御取計 夫々上納金等被仰 不

而御勘定進退ニ有之、御料所村々江上納金等被仰付

身分御自分支配之者も有之候共、

地方ニ付候儀は都

達相成候共、容易ニ相整候訳ニは至間敷、将御代官

置申候、此段申進候、 以上、

閣老連名

二月六日

松平越中守様

右一件大坂城御城代江問合之趣

用筋ニ拘り候分は当地江御申越御取計有之候様存候 諸渡金銀為差登之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も 有之候付、別紙写之通申遣候間、被得其意、以来御入

此段申進候、以上、 二月六日

閣老連名

牧野越中守様

右同断二付、滯京阿部豊州・松平伯州江申遣候趣

之候ニ付、別紙写之通申遣候間、為御心得差進候、御 京坂諸渡金銀之儀ニ付、松平越中守より申越候趣も有

候書面相添、 厳重越中守江御談有之候様致度、 此段申進候、以上 依之御勘定奉行差出 自分方よりも御勘定奉行申聞候書面之趣ヲ以、尚一際

二月六日

閣老連名

阿部豊後守様 松平伯耆守様

前略、扨長州表之模様問合方、昨夜石州大森御代官鍋(四二61) 丑二月十九日石州より到来風聞書并来書

聞書、当十五日到来、翌十六日御届ニ相成候趣申聞候 石州支配所笹谷銅山師惣取締役堀藤十郎より差出候風 田三郎右衛門殿江戸役所同勤之者方江罷越候処、別紙

朝来人有之申聞候は、長州脱走之者共大森陣屋江罷越、 間、直ニ借請写取候分、 別紙一冊懸御目申候、 然処今

慥ニ承及候段申聞候、 左候得は前文風聞書借請申候は

陣屋借請致度旨申出、

其段昨日御殿江御届差出候由

は御便為待置取急早々、以上、 之義にも可有之哉、尚今晩ニも問合可申と存居候、先 昨朝之儀ニ付、陣屋借受等之儀急変申越候は、 一昨夜

二月十九日

事

## 一 長州表風聞書(四二の2)

日頃より右表不穏風聞風聞有之候付、追々聞膳候処、日浜田御引払被為成、恐悦至極奉存候、然処去ル十御出勢御引払被仰出、山陰道御軍目付様ニも当月七長州表之儀、伏罪御見届被為済、旧臘廿八日諸家様

聢と取留候儀分り兼申候、大略左之通ニ御座候!

三軒焼失、帯刀列死人怪我人多分有之哉ニ相聞候浪士脱走人不折合申立候ニ付、討取之儀旧臘御伺済限工脱走人不折合申立候ニ付、討取之儀旧臘御伺済の大変、指揮役栗屋帯刀と申一絵堂村宿陣所江当月六不致、指揮役栗屋帯刀と申一絵堂村宿陣所江当月六下致、指揮役栗屋帯刀と申一絵堂村宿陣所江当月六下致、衛明木村江引取候次第ニ而、絵堂村市農家両を取、漸明木村江引取候次第ニ而、絵堂村市農家両を取、漸明著命罷在候と取り、第四方、出版は、

吉村江六里位有之候由、且粟屋帯刀知行四五千石但萩麦より明木村迄道法弐里、絵堂村江四里、秋

位ニ而八組頭と申事ニ御座候、

走人小勢ニ付、追々秋吉村陣屋江引取候由之事、勢之面々と戦争及候処、双方勝敗不相見候由、尤脱同八日深川村辺江脱走人相迫り候由ニ付、為討手出

但萩より深川村江七里余、絵堂村より五六里有之

尤討手之方惣勢之内二十人余も討死候由、怪我人も五千人も押寄、数刻及合戦、脱走人両三人討取候由、同十日長登村江栗屋帯刀・児玉若狭其外引続惣勢四候由、討手之面々姓名分り兼申候、

但絵堂村より長登村江道法一里、夫より山口江二

有之、討手方敗北之由風聞御座候事、

三里位有之候由、

面会子細は不相分候得共、暫く談判、夫より門外江大砲二挺居へ、右人数之内五六人内江這入、支配役処、同組高五万石余之陣屋元ニ付、右支配役宅前江処・太鼓打鳴し大砲二挺持参入込候ニ付、市中人同日長登村ニ而合戦中、脱走人百五六十人余、山口同日長登村ニ而合戦中、脱走人百五六十人余、山口

鼡 双方礼儀正敷挨拶之上、兼而会所相成候寺院

町奉行内藤某呼寄、脱走人共権柄ニ談判

同道相越、

役より割賦いたし相渡候哉ニ而、 ニ及ひ候由ニ而、縮見居候処、 熟談ニ及ひ粮米右両 殊之外威を震ひ、

人数引分諸郡相廻り諸隊取起し候哉ニ相聞候事、

為致、軍夫江手当等も過分ニ遣し候ニ付、小前之者 小郡•船木•吉田支配役、是亦山口同様申談出金等

事 は相働候由、勿論追々脱走人相増候哉之風聞有之候 但 |山口より小郡江道法二里余、船木江八里、

吉田

江十二里位有之候由

石州最寄吉部市支配役場江も此間中より押寄候風聞 ニ而、厳重手当有之、今以郡夫等ニ至迄相詰候哉之

風聞相聞候事、

より道法五り、 但石州最寄奥阿武郡五万石余一支配ニ御座侯、 石州津和野よりも五六里ニ御座候、 萩

討手方敗北ニ付、 徳山・清末三家よりも出勢可有之欤、軍議中之由風 去ル十日後対陣中ニ而、引続長府

> 聞繕候得共、長防東西南北江萩より出勢有之候ニ付、 夜所々相響き、石州最寄江押寄候哉と恐縮罷在、種々

聞御座候処、

去ル十六日当辺より西南ニ当り大砲終

聢と合戦之場所相分兼候処、一両日中風聞ニ而は萩

脱走人より夜討共いたし候哉、区々風聞のミにて、

押寄放火いたし、笹波駅焼失、数刻合戦ニ相成候処、 より山口往来筋笹波駅江出勢有之候処、 脱走人より

討手方敗北之由相聞候事、

有之由、石州津和野江は凡十二里も山路相隔候処、 但萩より笹波駅江道法十五里、 夫より山口江二里

有之哉之風聞ニ而、 右樣大砲相響候次第二而、討手方死人怪我人夥敷 **驚入候儀ニ御座候事** 

其向々 去ル十日頃より萩御城下口々ニ不限長府より岩国迄

御固は勿論、石州より五六里相隔諸郡江も出勢有之、 入込不相成候ニ付、慥ニ模様不相聞候得共、此上右

御三家岩国よりも出勢相成候ハ、脱走人共散乱可仕

尤九州表江は渡海有之間敷、猶又上方筋江は岩

国引続広島表御固眼前ニ付、石州表江散乱難計、当

辺一般見込ニ而甚心痛罷在候事、

衛罷在、いまた右徒党江相加はり不申哉之風聞ニはニ付、去夏以来警衛水戸其余浪士之儀も是亦行形警一五卿方いまた渡海無之、行形長府表江御滯留被成候

钦、度々説得一円承伏不仕候ニ付、山城支配と申組御座候得共、実は五卿方始浪士脱走人同意ニ可有之

判可致旨理解有之候処、決而左樣之望無之、全体昨

髙五六万石御任せニ相成候間納得いたし、右一組裁

意存通り之時勢ニ可取直と申候由、且鎮静相成候而冬以来之始末不服候間、当時之役人相省き、脱走人

も長州家江附属不致五卿方守護可致抔と、取留候儀

も無之、区々之風聞ニ御座候、

仰付候処、承伏不致候ニ付、其段御惣督様江御伺相一五卿方九州江御預ヶ并浪士脱走人は元居所江引取被

領可致哉之風聞ニ御座候、寄野山又は所々寺院江楯籠、粮米は最寄収納米を横成候処、討取被仰付後、浪士脱走人五卿方御居所最

は勿論山口表忰実家江之文通も打絶候ニ付、旧臘右之通御座候、尤去秋御沙汰之趣も有之、萩表江

長州隣村又は津和野表風聞等取束御注進奉申上候、已来之模様右辺より及承候訳ニは無御座候得共、

以上、

世月廿四日 世月廿四日

堀 藤一郎

丑正月中旬到来一橋付之士より書状

四三

此度野州表残党武田耕雲斎始として浮浪徒美濃路大

申唱

垣迄罷越、

同所江屯集致し居、

**橋府江願之筋有之抔** 

ニ付、不取敢橋府御参 内之処、此度は水府之徒を禁闕ニ迫り候趣、早打を以戸田采女正殿より訴出候

討手惣督被

方夫々操出しニ相成、且橋府御出陣ニ相成候ニ付而(繰) 人数・水戸余四麿殿・会津侯人数、其外領分近諸侯人数・水戸余四麿殿・会津侯人数、其外領分近諸侯橋府ニは十二月朝五時御陣揃、御先陣加賀中納言殿仰付、守衛職始京都之大小名御加勢として御出張相成

已下之分白筋入ニ而、小子者儀は羅沙金筋入着用、は、羅沙胴服・裁付共御渡被下、御目見以上金筋入、

一同勇気盛にして、髙名其余討死之覚悟ニ而勇々敷殊ニ御側備被仰付、直ニ御差図有之、実以冥加至極、

筒方、

別手組講武所方・鎗剣方、御馬前当方小子共御陣列惣勢千八百人程、御先歩兵大炮方・小

出陣、

夫より大溝宿御泊、今津宿御泊、夫より江州越前之方江敗走之様子、依之同十三日大津宿出立、堅田泊、小田原侯御逗留相成候処、賊兵追々越前より北国之大津御本陣御泊ニ相成、同所江会津人数・余四麿殿・御左右相固、其外前書之通ニ而御陣列相揃、同日夜

気を不落、山々を踏分、海津宿江着仕御滞陣相成、駅ニ而も雪四五尺程降積り、一同難渋仕候、乍然勇境江州海津宿江御出張相成、北国海道辺はいつれの

外諸侯方、浮浪屯集越前新保と申所迄、右諸侯方御差添出張相成、御先陣加州侯・余四麿殿・彦根侯其百人、大炮六挺、砲術方二小隊、御目付織田市蔵殿

御家老杉浦加賀守殿為御名代、越前敦賀迄別手組二

厳重之手配ニ而脱走いたし候事も相成さる程に而当出陣ニ相成、早兵粮も尽き、夫々野州表ニ事替り、

弥戦争ニ御評定相極候処、其夜加州侯陣中江一橋殿惑之様子、然処同廿一日中納言殿御指揮ニ而加州始

は毛頭無御座抔と、種々歎願書差出候処、御取用無江歎願之筋有之上京仕候儀ニ付、諸侯江接戦仕候儀

之、無論ニ討取候様一橋殿御指揮ニ而、弥惣掛ニ戦

申立、同廿二日武器類・大砲拾弐挺・小筒五拾挺・争之事ニ致決定候処、同廿二日浮浪千八百人余降参

諸品共残らす加州侯家来江差出、賊徒加州侯家来江

由比図書殿、海津より新保迄御出張、右ニ付荒々平不取敢御預ケ、為検使大目付滝川播磨守殿・御目付

帰京相成候事、御出陣之通御泊ニ相成、廿五日御帰着、弥廿六日御縄ニ相成、同世三日御帰陣之旨被仰出、同所御出立、

京地ニ御滯留相成、御用済尾張殿・紀伊殿ニも御引筒組其外御供ニ而、当月十四日大津宿泊り、夫より今度松平伊豆守殿為御名代追討御出張、大砲歩兵小

## 揚相成候由

十二月廿六日無滯御供仕、九半時京着、御旅館江御 御手元より金弐拾両為御褒美被下置、難尽筆紙実以 供之向一同江金五両ツ、被下候、 京地より致出張候北江州海津迄廿三里余ニ御座候、 而山狩御供いたし候付、 八日惣出仕有之、 帰陣ニ相成、 先々一同安心仕候、右ニ付為御祝儀廿 御酒 • 御吸物被下候、同廿九日御 当方一同江別段之思召を以、 同出張先江州表ニ

当月下旬頃ニ相成候ハ、、又々大阪表海岸為御見置 御出張ニも可相成由之達有之、当月廿日頃ニは大阪 麦江罷下申候

難有奉存候、

速出張、 当月四日初而御参 処橋府去ル子年浮浪之徒江州辺江屯いたし候節、 内有之、夜九時御帰館相成、 早 然

御満足 右之通御座候、 思食候、 以下略 依之 御中啓賜候事、

### 四四四

## 閣老水野泉州江差出

郷民共江可差遣段申聞候間、 先達而御届申上置候賊徒共、 越前国池田郷立去候節、 相断候処、 其侭差置立

去申候品々、 左之通、

乗馬壱疋 太刀打より折鎗壱本 一荷付馬弐疋 一脇差弐本 一女馬壱疋 小鉄砲壱挺 一鎚壱本

天鵞絨小手壱

九寸五分古身壱本

一古陣笠壱蓋

革胴当壱

再応相断候得共、 同断之節、路金相尽難渋ニ付買請呉候様申聞候ニ付、 強而相頼候付、 無拠代金二而買受

候品々、左之通、

越侯間、如何取計可申哉、奉伺侯、以上、 之通御座候、尤悉役向江引上置候旨、 右は池田郷村々取調候処、 鉄砲壱挺代金壱両三歩 一荷付馬壱疋代金壱両 買請并捨置候品物、 在所役人共申 書面

間部卍治

正月十九日

四五

閣老水野泉州江差出

| 拙者儀、急速御用向有之候ニ付致参府候様、尾張前(四五の1) 大納言殿より御達有之、依之芸州表今廿九日致発足

候、此段御届申達候、

十二月廿九日 稲葉民部大輔

一拙者儀、今般急速致参府候付、在所表通行之節四五(四五の2) 御用中之儀ニも御座候間、 日市中江致滞留罷在、家来其外彼是支度等致度、尤 入城差扣申候、此段御届

申達候、以上、

月 日

稲葉民部大輔

(四七の1) 正月廿三日左之通

当職中久々重御役も相勤候儀ニ付折々登城、 内藤 藤藤 一本同紀伊侯

翁

間ニおゐて御機嫌相伺候様可致旨被仰出之) 羽目之

(四七の2)

正月廿五日為御機嫌伺登城、於御座之間 御目見、

右 両 人

御懇之上意有之、

四六

尾州より閣老江差出

都表江は不被相越、一旦尾州表江被相越、早々参府被 尾張前大納言殿当月四日広島表発途被致候積御座候処、 追討相済候ハ、早々出府被致候様被 参府之節上京被致候ニ不及御都合も被為在候間、長防 仰出候ニ付、京

四八

常野之流賊降伏一件加州藩之風説

相成旨之御沙汰故、其段申渡候処、降伏之旨尚永原江 常野脱走之徒、越前地におゐて加州家来永原甚七郎江 一橋公江歎願之筋申入候付、取次遣し候得共、其儀不

申入、是又取次申上候得は、小勢之場所は戦争之上押

688

致ニ而可有御座候、

此段申達候様被申越候、

参府被有之候様可被申旨、付札ニ而達有之

程有之、武田父子は越前ニ而預り候よしニ御座候 尤武器大小は取揚、 争二可及旨申渡候処、御懇志之方江敵対仕不申、一命 之、依而米金ニ而も入用之品可申立、取計送り候上戦 は兼而抛居候間、御差図ニ随ひ可申旨ニ而生捕候由 取可申間、其用意ニ可及、併食料乏敷候而は難渋可有 いたし遣し候へ共、御聞入不相成、 旨御下知、依之永原浪士江対し其趣申聞、且種々執成 以之外之儀、右は大罪之者共ニ付壱人も不残討取可申 但粮米尽果、寒雪ニ迫り右様相成候由 縄は懸不申、加州預り人数八百人 此上は戦争之上討

通り置、今更大軍ニ而被取囲致困迫候迚降参抔申入、

此段各樣迄申上置候、以上、 来可仕哉も難計心配仕候旨、 候得共難行届、此上猶又病人相増自然養生不相叶者出 百人程相煩、多人数之事故十分ニ手当薬用等品々為仕 久世謙吉様内 御在所役人共より申越候、

仰付置候処、此節疫邪流行追々伝染仕、百廿四人之内 御預降参人之儀兼而伺済之通相心得、夫々手当方等被

正月三日

中参府可為仕筈之処、都合向も御座候付来月七日発足、 同姓式部大輔儀、国許窮民共為取扱休足罷在、当三月 米沢侯より水野泉州江差出

正月廿一 日 同十五日参府為仕候間、

右之段御聞置可被下候、以上、

上杉弾正大弼

紀伊殿参府之儀為伺此節使札差越可被申哉と相伺候処、

正月廿三日参府伺

書面之趣は、此度別段使札差越ニ不及、定例之御時節

丑正月廿三日水野泉州より達

松平播磨守

松平大学頭

一(久世侯より御預降人病気之儀ニ付月番閣老江差出五〇)

689

是迄両家ニ御預ヶ之処、

高田松平大炊上ヶ屋敷、

一 丑正月廿九日伝聞書五三

縁者之方江参り候趣披露いたし、中山道旅行之旨申唱 中の食客にて、俊達ニ随ひ外国人を殺し、名主宅ニ而 妻ニ直したるニ而廿四五才、乳児一人あり、清次は田 相成由、田中俊達年齢三拾五六才程に、妻は召仕を本 度於京師肥後藩之医師田中俊達被召捕、近々差下ニ可 昨年横浜ニ而斬首せられ候清水清次か白状に依り、今 類江立寄候節於丸之内捕押、 跡より上京之約束ニ而頃合不知出立いたし、出途掛親 着以前京町奉行手ニ而召捕相成候、妻は川越江逃去、 達ニ相成、其上為追手町方同心四人正月四日出立之処、 甲州路より京都江登り候処、官より桑名表并京師江御 高く進ミ兼、引返し千住ニ潜伏被召捕、俊達は桑名表 出立、東海道を登り候処、先々人相書相廻り候、噂も 金子を奪ひ、俊達は先達而上方江出立、清次は跡より 尤駕籠之者迄も召捕侯

五四

(五四の1) - 丑正月十五日

伯耆守

豊後守

京ニも可相成哉ニ付、別段之以 此度上京被仰付候ニ付而は彼是物入多、殊ニ暫く在 思召、 御内々金五

(五四の2)

千両ツ、拝借被

仰付之、

伯耆守

借金被仰付候得共、旧冬差急日光表江罷越、 此度上京被仰付候ニ付、別段之以 思召、御内々拝 且又今

哉ニ付而は、別而難儀たるへくと被

般急速之上京彼是物入多、殊ニ暫く在京ニも可相成

被下之、

思召候ニ付、猶又出格之訳を以御手許より金壱万両

但阿部侯江も本文之振合ニ而金壱万両被下候事、

丑正月十五日水野泉州より達ス

## 安藤理三郎

内歩行致し候儀は不苦との事ニ候、此段対馬守江申聞 程も難計趣ニ付、 養祖父対馬守儀、 格別之御宥免を以、月代いたし居間 格別慎方も宜、此節病気ニ而快気之

候処、

去ル六日二条御城江家来御呼出ニ相成、

格別之

訳を以従

勅許之上被 御所も被 仰出 仰出候儀ニ候間、彼是無心配御請可仕旨

辞退候は奉恐入候得共、私熟反求仕候処、既ニ先願 御書付を以被仰渡候、斯迄厚き蒙 御沙汰候を重々奉

功も無之高官ニ被仰付候段幾重ニも奉恐入候、 且亦連 も奉申上候通ニ而、近年廟堂御事多之折から、

何之微

地領分海岸手当を始、昨年上京、今年之出府、民間撫 年領内疲弊郷民之艱難不忍見候得共、自国は勿論蝦夷

恤之暇無之、殊ニ外夷之御所置追々被

仰出も御座候ニ付而も、

武備海防之手当彼是士庶奔命

ニ疲れ、自然民心不折合蕭牆之変も難計と、日夜苦心

のミ他念無御座、上は

廟堂ニ対し尺寸之功なく、下

は領分を臨ミ艱難を救ふに無由、過分之高官を奉辱身

にして実ニ戦竸ニ不堪奉存候

之寵栄を用候は如何ニも不安、乍不肖士民之上たる身

勅命

台命厚被仰出候ニ背き

候様可被致候

丑正月十四日閣老江差出

大納言殿芸州広島表発途被致入京候付、私儀今日出立 今般毛利大膳父子服罪長防鎮静ニ付、 入京仕候、此段御届申上候、以上、 明後四日尾張前

正月三日

成獺隼人正

仙台侯より子五月廿四日閣老井上河州江差出

私儀御国事格別尽力行届候由被 仰立、

奉蒙候は恐懼之至奉存候ニ付、御免被成下度旨奉願上 御推任被 仰出候得共、更ニ寸功も無御座右様厚賞を

思召之程茂難計再応奉

辞退候は、恐縮此事ニ奉存候得共、一家之安危ニ係り

無拠奉申上候、願くは他日御国事万分一之功を奏し、

下領民飢渇之危難をも救候時を待奉蒙 - 尊命候は如何

◇第一○三号

丑三月廿四日報告 〔維新前後諸書付3〕

賢察之上奉願候通被成下度、尚又宜御執成奉願上候 計難有奉拝戴候間、当今之処何卒奉恩免候様、深く御

以上、 五月

松平陸奥守

右之通承申候間、 此段申上候、以上、

丑三月五日

南部弥八郎

(別 利 紙)

風説書壱冊

計候、 右南部弥八郎より差出候付、差越候間、毎之通可被取 丑二月中 二月中 ま 此段御内用を以申越候、以上、

御国許

五三月五日

市来次十郎

御側役衆

(付箋) 「第二百五十三号」

本朝之子十一月九日和蘭差立丑正月廿八日御軍艦方

書状

より相達候政府より為伝習彼国江遺置候生徒より之

当春はしめより独逸国とデネマルカ国と争戦ニ及ひ候 付、近来之戦法等実地経験之為、小子·榎本釜次郎同

行にて、当正月下旬よりドイツ国并デネマルカ国江相

を廻り、或は台場江趣キ、実ニ未曽有之稽古ニ相成申 双方之陣中江趣キ惣大将江も面会、或は騎馬ニ而陣中 趣キ、凡壱ヶ月程之間戦場江罷越見物いたし候、或は

候、右等委細之儀并旅行日記且彼地ニ而双方ニ而懇意

近代は欧羅巴洲惣而何れの地といえとも、蒸気船車輟 ニ周旋いたし呉候事共有之、後便委敷可申上候 Ш

々凍ニ而閉候処、

此両三日ニ至り候而は寒気弥募り

候様子も無之、存外柔和之冬ニ有之、昨年冬とは大ニ

其頃より四ヶ月以前

等ニ而便利を相極め申候、数百里之外と雖も僅一両日 面 到着相成申候

当節は小子と大工寅吉と申者と両人懸離れ、トルーレ ※故、蘭語其他学術之修行等ニおゐては譲り申へから 寮ニ引分れ居候ニ付、 掛間ニ合不申、不都合之儀而已ニ有之候得共、一は同 クトと申地ニ住居罷在候間、 日々面会談話の相手は只蘭人の 書状差立候時は何時も差

さる事と奉存候

関の力四百馬力、 間、 船写真一枚、此船は小生掛りにて、当ドル り御誂軍艦、長サ凡四十間、横巾六間半、水入深サ三 て船造家ヒップスの船造所にて打建居候、日本政府よ 水面上高サ二間五尺、三十二挺の大砲、蒸気は機 凡五百人乗組之物也 レクトに於

先達而御用状ニ而御船号付し説有之、開陽丸と号せ

当年夏は柔和ニ候処、去ル九月始より俄ニ寒気相催 られ候

> 之、医薬相用不申候、 得共、近来は当地之気候ニ相馴候故哉、 候、小子儀昨年冬より此春ニ掛りて折々風邪ニ被犯候 相違ニ御座候、右様柔和之気候不順なるを御察可被成 同寮中ニ而小子而已ニ御座候、 極而壮健ニ有

去年渡来之御使節より諸国政府江謝礼として被遣候品々、 方として、去ル九月十九日内田恒次郎英国江相越候付、 英国ロンドン江安着ニ付、右各国政府江分配之儀取計

造所・武器貯蔵所等、肝要之事科一見致し申候、英国(計な) 海陸軍之盛を極め候事警入申候、其頃有名なるアーム 小子義付添罷越、万端取計申候、其節乍序諸方海岸製

ストロング氏江尋訪候節、風と承込候は、当四月中旬 日本の士官と名乗、西洋服にて五人程同鋳造所江来り

ニは、 候由、 薩州或は長州抔之家人、内実御地を出奔いたし、 同所の頭取なる者申聞候、依之小子等相察し候

西洋各国を廻歴致し候者も有之事と存候、 へき者江前文日本人の風説問合候処、 ンにて為替両替屋江罷越候節、両替屋之番頭ともいふ 右申聞候ニは 其後ロンド

**薩州侯より数千金為替にて五人** 

の日本人金子請取ニ相越候由故、右五人は薩州家中之

者ニ可有之、然し小子英語は甚不得手ニ而、通弁之誤

国に罷越候儀は相違無之候、又都児格・魯西亜・エケー

も可有之、慥成事は分り兼候へとも、五人の日本人英

ブテ等の諸国より数百人、英国に在留、海軍之修行致

況や御国に於ても希くハ御入用之御厭なく拾四五歳の し候者有之候、ロシヤ・トルコの如きの国より如斯、

者七八百人も英仏江御遣し、凡拾ヶ年も修行為致候ハ、、 二十五歳を過キさる内に御国地海陸軍節制頓整にして、

外夷の侮慢を受さる様相成可申は必定之事ニ候、然ル

小子等如何程学術ニ抽んて候とも、僅の人数にて迚も に小子等七八人之内半は年齢相傾キ候者共御遣し相成、

事成申間敷と奉存候

当十月八日飛脚船日本より到着、同十日之新聞紙にて

膳大夫より和睦を乞候由、右合戦之始終極めて慥成者 て軍議之上、翌四日より六日迄三日之間合戦、松平大 英仏和蘭之軍艦都合拾七艘、八月三日長州姫島ニおゐ

委細新聞紙にて承知いたし候、六日之合戦後松平大膳

候間、訳して入御覧申候、

大夫より英仏之総督江遣し候文面御承知無之事と奉存

京都及江戸の命令互に相違あり、

改而書をアドミラールに呈す、

我、京都の令に従て下の関を航せる外国船へ発砲せる

一我、

を以て、レベルの名を得たり、

りて異船航路を妨けさらん事を乞ふ、

帝の意と相違せるを知りたる頃、外国の使下の関江来

一故に我、

せしめたり、然るに其頃京都に一揆起りて、長門守我

帝の意を聞んか為に、長門守をして騎馬にて京都に使

其後三日目に貴殿の軍艦姫島に安着のよしを報する者 使せしめたる条を能する事を得す、詮なく帰り来れり、

海路妨なき趣を、貴殿の軍艦出帆之後姫島に着せり、 あり、依之我直ちに使を仕立、端舟ニ而下ノ関航海之

故に空しく時を費し合戦となれり、

我、戦争ニ及ひたるを悔る事少からす、我、曽て英人

如何

ニ意恨なし、只親睦に交るを欲するのミなり、

前文之趣、貴殿等の勘考を乞ふ、委細は追而掛合ニ及

西洋九月九日 元治元年八月九日

ふへし、

松平大膳大夫

右文面之内

為に己か大砲を敵船江運ひ候手伝せるよし嘲り記載有及ゲヤンビへ運送之頃、長門之軍勢共七百人、蘭人の下ノ関第一之台場を奪ひ取、大砲類和蘭軍艦メヂュサ下ノ関第一之台場を奪ひ取、大砲類和蘭軍艦メヂュサにて功をなさすして帰る、或は又戦争ニ及ひたるを悔収慮を伺ハん為長門守を京都江遣したる処、其頃一騒

仰付、其他近習之男女四百人程斬罪ニ被行候由、真疑一今日の新聞紙にて長州侯領地没収せられ、大守切腹被

残退治、一揆の根本南京も政府之手ニ入候由ニ御座候、近来支那之一揆、十五年以前より漫り居候者、当春不

此合戦には英仏共ニ支那帝の為ニ助勢を出し候由ニ御

座候、

武の官人より兵卒に至る迄西洋服ニ変し、海陸軍制能シキムロ

悉く敗北致

合

戦の入用凡七百三十万両仏郎西に償ひ、

和睦を乞候

承申候、 ル 3 の合戦は和睦と相成、 ステイ、及ひラーウェンベルグはデネマ ーロッパは当節甚平穏ニ有之候、 先便申上候スレー デネマ スウ ル ル 工 カよりド カと独逸 Ì キ ホ

ルン四ケ年目ニ付交代の大統領のゑらミを得、尚此後始めて戦争に及ひ候頃と替る事無之候、大統領リンコ絶間なく、既ニ四ケ年ニ相成候得共、戦争の烈しきは北亜米利加合衆国戦争益烈しく、日夜数ケ所にて合戦

イツ国にさき相渡申候、

其他相替儀無之候、

方猛勢にて所々に凱歌を挙候由ニ御座候、就中北方之四ケ年之間大統領を相勤候事ニ相成候、当時は北邦之

惣将ガラント拾五万の兵を以て昨冬より絶間なく南邦

惣大将リーの羽翼と頼めるヘネラール、エヲレーなる の政都リッヂモンドに犯迫候事、又リヂモンド防禦の セナンドアファレーに於て北邦のヘネラール、セ

リダントと戦て大敗に及ひ候事、又北邦のヘネラール、

セルマン七万の勢にてゼヲルヂヤ咽喉の地アタランタ

を奪取、大小砲鋳造所及ひ武器庫等を焼失し、夫より

市中不残焼払の後、ゼヨルヂアの都マーコンを奪取焼

日夜絶間なく戦ひニ御座候、或る新聞紙に依るに、亜

方江押寄候由、当時北アメリカの戦争ハ数百万の軍勢 払、奉行等は生捕、夫よりヲキコスタ及ひサアンナの

米利加南北の戦に始より討死之者を調へ候に、凡六十

かはしき次第、折々両三度和睦之噺有之候へとも、双 八万九千人に有之、無罪之者互ニ打合殺し候事実ニ歎

方共ニ……にて、仲ニ入取扱候英仏抔も、当時は只手脱字不分明

ニ汗して眺め候而已、

転之由、当時メキシコ国帝とて仏郎西帝ナボレヲン第(常) られ、大統領コアレスなる者家内之者引連合衆国江逐 北亜米加、メキシコ国仏郎西国と合戦之処、惣国奪取

三世の為ニ立られ候者は、オーステンレーキ国の帝の

アーンの名にてメキシコ国帝を称し候、近来国内弥平 弟にしてマキミミリアーンと唱候、第一世マキミミリ

穏ニ相成、仏郎西の兵士同国ニ警衛の者追々帰国致し

時世界第一と可申一言欧羅巴にひゝき候事雷のことく、 候様ニ相成申候、当節仏帝ナボレヲン第三世の勢、当

ることを得候様ニ被存候、 後文略ス、 恐らくは当時ナボレヲンの有るを以て欧羅巴洲平穏な

元治元年子十一月八日

赤松大三郎

右之通見聞仕申候間、 此段申上候、

五三月廿四日

(付箋) 「第二百五十九号」 ◇第一○四号 丑三月廿六日報告 〔維新前後諸書付3〕〕

三月七日小倉侯より閣老江

司ケ浦之沖致入碇候付、問聞船差立相糺候処、英吉利先月廿三日昼、異国蒸気船壱艘上筋より乗下り領海門(一の1)

船之由申聞候

碇泊仕候、異船出帆、長州引島江繋船、黄昏ニ至同州南風泊前ニ及、右門司浦碇泊之異船ニ漕寄、石炭積移、無間も右一同廿五日、長州赤間関より五拾石位之船弐艘ニ石炭積

尤英吉利国籏相立居申候、向乗行候付、問聞船差立候得共、船足はやく追付不申、同乗行候付、問聞船差立候得共、船足はやく追付不申、同夕、異国蒸気船弐艘上筋より乗下り領海通船下筋を

下筋江向乗行申候、一長州南風泊前江碇泊之英吉利船、同廿七日朝同所出帆、

三付、海岸見廻之村役人共罷越候処、昨年此所江死骸陸、昨子年八月中夷人死骸埋葬之場所江相越致手様候端舟ニ而異人六人・日本人壱人枝郷大久保と申処江上船いたし候、尤仏蘭西国籏相立居申候、然処右船より同日夕、異国船壱艘下筋より渡来、私領楠原村沖江繋

を埋石塔建候処無之候、如何致候哉と相尋候に付、不

黒塗木二本、本船より取寄相立、猶不法申募、本船江墓印ニも候哉、長サ五尺程横三尺余も有之候十文字之存旨相答候処、彼是理不尽之儀共申掛立腹之体ニ而、

引取申候

等不仕、船印等相立居不申候付、何国の船共相分不申関江繫船仕候、尤聞問船差立候得共、他領之儀ニ付糺同廿八日夜、異国蒸気船壱艘上筋より乗下、長州赤間

念候様申付置候、此段申上候、以上、右之通御座候付、手当人数等穏便ニ用意仕、浦々入昨三日夕同所出帆、長州福浦前ニ入碇仕候、

小笠原左京大夫

二月四日

来着見請候処、損候石塔も無之旨相答候処、殊之外憤
△ (頭註) 「△脱誤アルカ」 将江相達候処、仏国主将江頼越、我を差立候ニ付、 則

怒之体ニ御座候、墓印ニも候哉、長さ五尺程横三尺余 も有之 4--- 如図十文字之黒ぬり木二本、本船より

ニ候間、主将之勘弁は不存候得共、如長州敵国ニ相成

同所江相建、是を破り候得は大に失礼ニ付大罪

取寄、

最早間ニ合不申本船江引取申候、右異人共致応対候者 最寄出張之家来共迄相通候付、早速家来共罷越候得共、 候間、向後入念候様申聞候ニ付、右之趣村役人共より

上ニ而可取計処、無其儀自侭ニ埋葬仕候筋は有之間敷′ 勿論其砌は長州之戦争央ニ付、先其侭差置遣し候儀ニ

場所ニも無之事故、埋葬等之儀は前以一応懸合熟談之 共村役人共之儀ニ付、不行届之儀有之候得共、開港之

気を激し心配仕候、依之可相成儀ニ御座候ハ、、 御座候、尤時宜次第ニ而は垣等結廻し番人等付置候様 ニも可仕候得共、掛隔之場所万端行届兼、殊ニ領内人 他卒

如何様破壊仕候共故障申間敷旨、聢と御諭被下置候欤′ 他方改葬被下置候様仕度、左も無之は渠より取建候品々

以上、

左京大夫申付越候、以上、

**両様之内御聞届被成下候様仕度奉存候、此段奉願候様** 

家来

宇佐美新

三月七日

先達而御届申上候通、拙者儀致滯京候様被 三月九日越前侯より閣老江

常野脱走之浪徒立入騷擾之末、敦賀表人数人気致動揺○(頭註)「○脱 仰出候処、昨年来長防長陣之後と申、 且留守中国許江

候事故、指向難捨置事政筋多々有之、同氏大蔵大輔よアルカ」

越候付、何卒一旦休暇被 りも是非奉願、暫なりとも帰国之上申談取締致度旨申 仰付置候様、尤 公方様御

去月廿七日致参

上坂之節は先達而上京可仕旨、伝

奏衆迄致歎願候処

く賜御暇候旨、伝 内候節、段々御暇相願候旨趣無拠相聞候間、 奏飛鳥井中納言を以被 願之通暫

仰出候、 依之今朔日京地致発足候、此段御届申上候、

三拾四人討取

三月朔日

一三

御所より丑二月廿二日被

仰出候 御書付、閣老阿部豊州持帰り

大樹上坂之儀、 毎々被

仰出候得共、未発途ニ不至由、年々之儀実ニ不容易筋

彼是論議貫徹不致次第も候哉、昨年帰府後諸事掩滯之 儀も不少、おのつから人心不和之基を開き、不被安 ニは候得共、長防篤と鎮定ニも不及由、且亦山海辺鄙

宸襟之間、何分ニも早々発途御一和之良図を被運度

思食候事、

但上坂と被 仰出候得共、先は上洛之方可然候事、

松平越前守

五人下什田戦地ニ於て討取、

死骸其場ニ有之、

廿弐人信州境内山峠迄死骸持退、 七人中小坂守返場ニ而討取、 賊徒共焼捨る、

同所切通辺ニ

而焼捨る、

拾八人深手負

但下小坂通杉戸板又は四ッ手等ニ乗せ、

賊徒信

州路江持退

右之通御座候処、他領其上掛へたて居取調方不行届、

此段各樣迄申上置候、 以上、 素より戦中首級を揚候儀無御座候間、

表立御届不仕候、

二月廿八日

**管谷次兵衛松平右京亮家来** 

五 丑正月会津侯より閣老江差出

|肥後守去春中拝領被仰付候御加増知五万石、今以土地(五01) 被下度段、旧冬中奉願候処、 御渡無御座候付、去子年分物成之儀米金之内を以御渡 右物成免三ッ五分之積を

699

以右代金ニ而御渡相成候処、右は何様之御積を以右代

- 29

高崎侯より閣老江内届

旧冬以来追々御届申上置候右京亮人数、上州下什田辺(亡)

におゐて常州脱走之賊徒追討之砲討取手負取調候処

金御渡相成候哉ニ御座候得共、凡領地物成之儀は、其

年々出穀十月中収納いたし、米不足等にて金納之分は、

体之法令ニ御座候得共、右拝領高免三ッ五分之積を以

十月以後十二月迄之相場を以右代金相納候は、諸国一

現米御渡被下候儀ニ候ハ、吐口可申之筋無御座候得共、

石代金ニ而御渡被下候儀ニ候ハ、、其年之物成収納後

渡無御座故を以此節右代金を以御渡被下候共、両端之 見得候間、其時之相場を以御渡被下候欤、又は土地御 と奉存候処、右時相場ニ経り候而は金高多分之相違相 石代金相立候十月以後之時相場を以御渡被下相当之儀

正月 田口治八 内を以御渡被下候様、此段幾重ニも奉願候、以上、

右正月十九日差出二月廿日覚書渡、

(五の2)

覚

候、委細之儀は御勘定奉行江相達候間、申談候様 御加増知、 去子年物成增穀代之分金六千両余被下

可仕候事、

子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書

此方父子之心底ニ相反し、鎮静申付を不相用のミな

らす、却而奉対

禁闕発砲候条、言語同断不届至極ニ付、

断罪之上令梟

首もの也、

越前敦賀之者出府談話之書取

賊屯新保村敦賀領ニ而、野坂陣屋より三里余

三間ニ四間計之穴堀り、右江入候事、 三百七拾人計り首切候事、

女四人、内両人首切両人残居候事:

百人余無罪、無拠付来り候者御帰し之事、

但路用被下、髪月代もいたし御帰し之事!

右は水戸江引渡百姓欤之事、

百六人全残り、是は遠島ニ可相成由、敦賀湊江船之

廻り来次第出船と申事、

在陣中其後も、ふとん類・香之物・梅干・野菜類 若州より頼ニ而、近在より敦賀江相廻し候事!

正月廿四日、田沼侯并大目付。御目付。御使番両人

五頭敦賀江着、夫より御仕置相成候事

賊惣人数七百六七拾人、外ニ三拾人近所より無拠被

連候者有之、右は先達而御調御返し之事、

馬八拾疋計、内乗馬七八疋也、残り荷馬、何れも途 候事、内御払ニ相成候も有之、 中より所々ニ而連参候事、疲労居敦賀ニ而二三疋死 加州様御領分江州今

津ニ而右馬御預之事

肥前侯より閣老江差出

| 去冬十二月廿三日松平越前守様より筑前国木屋瀬出張(^の1) 之家来御呼出、一昨年脱走是迄長門江滯在之三条実美

御書付被相達候、然処今度於芸州麦尾張前大納言殿江嫌欽 右五人五ヶ国引分方、運慮之都合も有之候ハ、筑前并 初五人之内壱人、松平美濃守様より請取預り可申旨以

> 之通伺出候末、其通御聞置宜敷取計候様、前大納言様 外国江両三人当テ、筑前江差置候形を以請持之藩より 人数引分守衛仕候心得之段、美濃守様御家来より別紙

然取計候様、越前守様より被相達候趣、彼地出張之家 御付札之通御差図有之候由、右ニ付五藩申合守衛筋可

来共より国元江申越、肥前守承知仕候、右は最前越前

殊ニ他藩之番兵入込候通ニ而は猶更及混雑、諸手配実 守様より御達之通、壱人御預之儀は乍不行届御請為仕 義御座候得共、自然両三輩ニも相及候得は何分難相任、

候、以上 以不行届之儀ニ付遮而御断申上候心得ニ御座候段、予 め越前守様江御断申達置候間、此段御届仕候様申付越

二月十二日

松平肥前守内

(人の2)

別紙

之趣、早速国元江可申越候、就而は此先各藩申合精々 三条実美始五人之輩、 当時美濃守領内江差置候様御達

共、万一運ひ兼候内情有之、弊藩并外壱ヶ国両三人当	説得、五ヶ国江引分遣候様可取計儀は勿論ニ御座候得
一 毛利左京暴臣之刑罪相成候者	

家柄断絶、 加役家老、在郷蟄居 死刑 福 児 玉道三郎 間 内

河

田

徳

蔵

雇役被召放、死刑

死刑 江

戸順之進

井 Ŀ 唯一

入牢

浅見安之丞 (森 本 大 大 清

岩

崎 謙 次

萩原登兵 衠

入牢

渡辺新三郎

浅 見 售 理

林

増田友右衛門

押隠居、 家断絶

> 慎 懊

家断絶、

治

謹

井 上 佐 平

郷村滝一 郎 郎

702

美濃守領内江差置候形ヲ以、請持之藩より人数引分守 意ニまかせ引分置候而も不苦儀ニ御座候哉、左候時は テ都合両国江引分連候儀相整候時宜ニ至候得は、 先其 同入牢 同 罹役差免、 家柄断絶、

衛仕候心得ニ御座候、此段奉伺候、以上、

十二月廿九日

松平美濃守內

右尾張前大納言樣江差出、御付札左之通!(^^3)

書面之趣承置候間、宜敷可被取計候、

右之通見聞仕申候間、 此段申上候、以上、

五月十六日

◇第一○五号

(丑三月カ)報告 〔維新前後諸書付3〕

押隠居、

慎

浅見栄三

丑二月十七日閣老江差出

口上之覚

目白台松平大炊上り屋敷ニ有之候家財引取方之儀、

遠 藤 春 岱

光井左 馬 允

別紙書面之通、私并同姓大学頭両家江引取申候、此段

目付中より旧臘水戸殿御城付江御達之趣も有之候ニ付、

御届申達候、以上、

二月十七日

松平播磨守

参府仕候付、私儀長崎御用相心得居候間、其侭在邑仕

(四の2)

覚

神君御讓甲胄一領但類焼之品

右之外之品々写略ス、

但松平大学侯よりも同様之趣届有之、

候心得御座候、此段御届申上候、以上、

正月十四日

松平主殿頭

一五

旧臘

狂句の連歌

昼寐の夢

手入次第に夏菊はさく

大仕懸隠居細工にもくろみて

滅金に洗ふ家根の鯱

あはれさは相伴衆の家の月

萩をみちんにしたる猪のしゝ

毛門

703

慎

廃嫡、慎

二月八日島原侯より閣老江差出

参勤割前々之通被仰出候処、相手代小笠原佐渡守当年

先達而御届申上候通、隠岐守養母并式部大輔妻、 松山侯より閣老江差出

此段御届申上候、以上:

廿八日松山表出舟、今十二日三田中屋敷江到着仕候

二月十二日

松平隠岐守家来

相田六左衛門

桐のはれひるねの夢は覚きらす

上

蓮宮

前水

尾前

下、同人忰人	右之者知行被召上、三拾人扶持被下、同人忰ス	秋佐	扇ならすも一寸ひと癖
三浦贇男	三浦	土容	松魚節大きい方ハ生臭ひ
	大三段で	鍋閑	御恩茗荷ハ屹度わすれぬ
	一任三甲虱帽	可	兄のため夫の苦労いか計
		衆卿	舌を二枚につこふ鉄漿
	右一巡	江彦	打入に評判の井伊二の替り
備	ひるかへりたる鎧蝶々	奥仙	つゝけは蛇の出そふなる薮
樹	大木の松のみさほに保つ花		上布売仲間にはなをあかせけり
阿	わるひ水には染ぬ藍玉	松春	革を被て下手の後悔
小豊	一廉な奉公ハする小倉しま	水	城郭は天狗の荒てだいなしに
諸儒	引倒しても贔屓まてする	松炊	大炊な運も月た茨城
加	子の不出来顔にはつたる梅もみち	肥細	ふち頭さすかに堅ひ鉄つくり
南	つるさからはすわたる松かせ	酒庄	浪人一座やつと治る
因	新田のよいのて家はもふ月ぬ	橋	取退の無尽ハ親の算ちがひ
武伊	あへなき最期身から出た錆	酒雅	かたはみ草は何になるやら
古掃	水の意趣草葉の蔭て返すらん	松豆	我おもふ半分きかぬ温冽臍
会	明るうなりぬしんもよい蠟	桑越	この褌もしめぬにはまし
	轡屋の親父とたんハ九分の勝	田玄	出みつから案山子ハ何所へ漂ふて

被得其意候事、

成候由

但武田一味之旨相聞候、

去年被仰出之趣ニ付、 二方共三月十九日水戸御発途、 水戸御簾中并愛姫•随姫之御 同廿二日御着之由

三月十四日大監察より諸向江触達

一七

出候、尤取飾ヶ間敷儀不相成候間、得其意、心得違 先頃御進発御供被仰付候組々、 両日之内駒場野におゐて大調練 来ル十八日・十九日 上覧可被遊旨被仰

太田助右衛門

染谷栄之進

近藤幸次郎

近

藤

鼎

間、 大調練上覧以前、 委細之儀御備向掛大目付江可被承合候事、 雅楽頭•老中•若年寄見分可致候

無之様組支配江可被達候

右之通講武所奉行·陸軍奉行·新番頭·御持之頭 御先手御鉄炮方・御使番・小十人頭江相達候間、 可

相済、 但本文雨天続ニ而相延、 日朝より烈風、 尤上下とも雨にぬれ候而難渋之体ニ御座候 昼後より大雨降候得共、 三月廿五日上覧有之、 無滞調 当 練

一八

丑正月廿七日

者共、会津預り新撰組三拾人計差向召捕入牢相成候者、 代庄兵衛方ニ旅宿罷在候佐々木源氏末流之由相唱居候 大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借屋播磨屋庄次郎

下人 亦 崎兵九 地 右 寸助 五. 衠 郎 門 郎 市松 山本庄八郎 髙木新八郎 小佐多庄助 勘蔵 が 即 鈴死 治兵衛 井 後 木 藤 上 四 貞 庄 春吉 蔵 郎  $\equiv$ 甚七 畑 広村嘉三郎 数 馬

Щ 青 園

一九

藤蔵

茂助

常右衛門

丑正月廿八日夜盗賊方兵庫表江出張召捕之者 兵庫ニ旅宿いたし小刀組と相唱居候

筑後柳川上町衣屋十左衛門忰 田中 重東榊原町山田屋十蔵事 同湊町荒屋新兵衛事 四十四末 衠

705

由相聞得申候、

右之者共一同入牢相成候由、

兵庫和田町淡路屋源助忰 相生町

山田屋清五郎

同人弟

岩崎辰 次 郎

同人弟立入 忠 太

岡山藩小川新太郎忰

摂州三田藩中小畑新左衛門倅 小畑 貞三田貞次郎事 三田貞次郎事 次

同加藤郡新居村源兵衛忰 山本房五同町島屋嘉十郎養子 郎

斉藤六蔵御代官所 福山六太夫座古屋六左衛門事

同支配

権四郎事

溝 П 権 九 郎

西出町樋上屋権兵衛忰

同州同郡伊兵衛方納屋借罷在候

報告

〔維新前後諸書付35〕

丑二月紀州藩人之談話

紀州卿二月廿二日和歌山発途、京都江被立寄

御剣拝領、三月十一日江戸着之筈、

但大坂警衛被相済候付而之拝領物有之候由ニ御座候、

京都於て子十二月十日被 仰出候御書付

攘夷之儀厚相心得候様被 仰出候処、却而 水戸中納言儀、兼々贈大納言之遺志を継述致し、

朝命を怠棄し邪曲之聞有之輩を挙用候故、 家政向及混

叡慮、 乱 終ニ其家来共多人数近畿江罷越候段、 当時京師御手薄之処、不得止事、一橋中納言以 悩

706

◇第一○六号 (丑三月ヵ) (付箋) 「第二百四十八号」

下出張被 仰付候次第、 不届之至

思食候、依之厳重相慎 御沙汰相待候様被

十二月

仰出候事、

右被 ニ留置、松平伯州・阿部豊州両閣老上京ニ付御尋ニ付、 仰出候付、 旧臘中御達可相成処、閣老方手ニ窃

目付小俣稲太郎御使ニ而御達ニ付、水藩一段慎之儀触 夫より急状到来、丑二月十五日大目付田沢対馬守・

渡、式日等ニも平服ニ而厳重相慎候由

但三月初頃より小門計明方有之候様子ニ有之、

一三

丑二月廿六日加藤遠州侯江閣老より相渡候封書

加藤遠江守江

毛利大膳父子服罪二付、此度江戸表江被召寄候二付而 右之儀其方并脇坂淡路守·伊達遠江守取扱可申旨

被仰出候間、其段大膳父子江急速相達候様可被致候

守•御目付御手洗幹一郎引連罷越候間、夫迄之処警衛 且警衛として尾張前大納言殿御人数、大目付塚原但馬

相達ニ而可有之事、

様可被致候、尤委細之儀は於同所但馬守・幹一郎より 不及候間、家来之者并人数共早々淡路守領分江差出候 いたし可申候、其方は在府、伊達遠江守は領分程遠ニ

急速出張手間取候而は不都合ニ付、自身出張ニは

一四 丑二月下旬閣老より達ス

其方儀、今般本家相続被仰付、唯今迄取来七千石は差

戸田土佐守江

上可申処、幼年之節より御側近キ御奉公も相勤候儀

儀と相心得、 相続可被 仰付者相撰可被申聞候 付、格別之 思召ヲ以七千石は其侭被下候間、出格之

丑三月八日

(五の1)

昨年已来家来共野州江出張之節、格別相働候儀も有之

候付、下野国字都宮江所替、

右於御前被 仰付之、

(五の2)

同人

先代周防守儀、諸勤向等厚相心得候ニ付而は、 ニも格別勉励相勤、其上常州浮浪追討之儀も骨折、 家来共

平

常心懸宜敷と被 思召候ニ付、其旨相心得、猶精勤仕

候様 御沙汰ニ候

右於芙蓉之間雅楽頭・老中列座、美濃守申渡之、

(五の3)

奥州棚倉江所替

戸田土佐守

戸田肥後守

於同席列座同前、 同人申渡之、

右被

仰付旨、

丑七月より九月迄京都御警衛之内

一六

有馬中務大輔溝口主膳正御免代り

---九

右之通被仰付候事、

一七

丑三月二日閣老より達ス

酒井若狭守

申家柄之儀ニも有之、右様延引致し候而は外々差響ニ 其砌相達候趣も有之候処、今以参府無之、病気とは乍 も相成候間、押而此節参府候様可被致候事、 同氏右京太夫病気ニ付、参府延引之儀先達而申立候、

一八

丑二月閣老江差出

去廿一日伝 奏衆依御達、同廿二日参

内致し候処、防長浮浪之徒致徘徊候趣ニ付、 御取締為

以伝 五日大坂表江致着候、 見廻可致、尤此度附属之者引纏同廿四日出立可致旨、 奏衆被 仰出候付、 此段御届申達候、以上、 昨廿四日京都表発足、今廿

二月廿五日

松平伯耆守

中渡 子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江

汝等忠義之志ニおゐては本懷之至也、 此度

第ニ而、右ニ付汝等万一暴動有之候而は 天幕之命を以五卿御遷座之儀被 仰出、違背難相成次

皇国之御為不宜、五卿御為不宜、社稷之御為不宜、

柄父子之為不宜候間、無異議鎮静可罷在候、

二月十八日小倉侯より差出

去ル十三日昼異国蒸気船壱艘上筋より乗下り、領海門(二〇の1)

司浦繋船いたし候上、右異船より異人端舟三艘ニ乗組

旗印相建居、阿蘭陀と相見申候、頓而長州より小船三 長州赤間関江乗寄、直ニ本船江漕帰申候、尤赤白浅黄

昨十五日朝出帆、下筋江向乗行申候、右之通御座候ニ 艘漕参り乗寄、無間も赤間関江漕帰申候、然処右異船

処 領海相替儀無御座候、此段申上候、以上、 付、手当人数等穏便ニ用意仕、隊々入念候様申付置候

正月十五日

小笠原左京大夫

別紙御届書之内、毛利大膳家来外国船江交通いたし候(二〇の2)

儀も相見申候、此段各様迄申上置候、以上、

付而は、此節御達之通国籏見定船号等委細承糺可申上

右御達之趣未在所表江不相達以前二付、不行届之

二月十八日

小笠原左京大夫家来

| 三月十三日、加州侯江戸着ニ相成候得共、病気ニ付|

廻勤登城等無之、

右同日、松山侯世嗣参府有之、

| 三条殿より筑前侯江答書|

此方共身上之儀ニ付、美濃守殿御口上之趣逐一致承知

候、不肖之身乍不及奉安

進退可致候、然処当藩ニおゐて内輪紛乱之次第も有之

宸襟度徴忠有之候間、天下之御為ニ付而は如何様とも

者共、殊之外動揺ニ付鎮静致居候央、此方共相去候得

は可及沸騰も難測

皇国之御為ニも如何と心配罷在候、且亦大膳家来京師

激国情平穏ニ可至と被存候間、右之内情御推察御周旋退隠等之儀ニも不及寛大之御所置相成候得は、必不成 挙動之儀ニ付而は、三老臣初加厳刑奉謝候上は、父子

十二月三日

一中山大納言 橋本中納言 大炊御門右大将 石山少将一三

平松甲斐権介 五辻大夫

被 仰渡候旨、丑二月廿日佐竹侯より届有之、成 御免候段、去ル五日所司代より彼地詰家来之者江湖免拙者家来江被 仰付候旨、依之朔平御門御警衛被右藤堂和泉守家来江守衛被 仰付置候処、此度

◇第一○七号 (丑三月ヵ)報告 〔維新前後諸書付36〕

(付箋) 「第三百十六号」

尾州老卿之本陣芸州沼田本郷江大小監察持参之書付

一毛利大膳父子江戸江差下候事、(一の1)

但御人数之内ニ而警衛之事、

三条以下五人江戸麦江差下之事、

つきではこうり、即覧了せなず、大膳家来共急度為相慎置御下知相待候様、

吉川はし

江戸表御下知有之迄所々出張候人数をも御引払無之、め末家共江も内々御達可被成事、

右之通御取計可被成事、弥無油断警衛可被成事、

添罷出度歎願可申出と存候、其節は側向之者極少人別紙之通大膳父子差下申候ニ付而は、定而家来共附

数付添候儀は各別之 思召を以被為在 御許容筈ニ

尤人数引連候儀は不相成候間、其段も御達可被成候

候得共、重役之内壱人同時ニ罷出候様可被成御達、

事

右ニ付御請書(一の2)

毛利大膳父子并三条以下御所置之儀ニ付、御心添之趣

奉畏候、然処右一条ニ付而は、段々熟考之上見込之次 委曲稲葉民部大輔・永井主水正・戸川鉡三郎を以

申上、家来をも老中迄申達候儀ニ付、只今ニおゐて右

路臨機之取計迚も不行届、 評議被成下様仕度、尤前以伺可申欤之処、左候而は遠 之外何共難渋勘弁、兎ニ角前顕申上置候趣ヲ以篤と御 兼而 御黒印拝領御委任之

儀ニ付、専

御酌取、此上之御所置御座候様仕度奉存候、依之御請、 公武之御為を存候而取計候儀ニ御座候間、右等之趣厚

正月

別紙御請申上候通ニ御座候、尤追而|の3)

初三条家江急度申渡置侯儀ニ御座侯 御沙汰御座候迄大膳父子謹慎、 国内鎮静方之儀は吉川

正月

京都より丑三月被 仰出

大樹上洛之儀、老中両人江

体

御沙汰有之候通、外夷大患•長防所置之重典危急之世

皇国治乱之境、別而被悩

宸襟候、将今般毛利大膳父子出府、 有之不穏之勢、此上相当之所置を失ひ変動を醸候而は、

実美以下呼下之命

府之儀ニおゐては、昨春褒

内外不可救之勢顕然ニ付暫閣キ、諸大名参勤・妻子出

勅之次第も有之候間、去ル文久二年之令ニ復し、

末大樹上洛之上、結局永世不朽之国是熟評被

聞食度候間、何分ニも迅速発途被安

御沙汰之所、其儀無之、重而被 震襟候様可致、過日老中参内之節、右之条々委細可有

仰出候事、

三月

右之外閣老阿部侯帰府之節持参之

勅書、末ニ認申候

紀州卿江戸参勤ニ付、 朝廷より右同様之 御沙汰有之、三月十五日参勤御

丑三月十八日閣老より達

長防鎮静ニ及候ニ付、此上

御進発は不被遊、時宜ニ

寄猶被仰出候儀も可有之旨、先般被仰出有之候処、京

師より被

仰進候儀も有之ニ付、此度御上坂之儀被仰出候、然処 被成候、依時宜速御発途可被 御不都合無之様可致旨被仰出候、 いまた長防御所置も有之ニ付而は、御発途は暫御見合 仰出候儀も可有之候間、

右之通向々江可被相触候

---- 四

子十一月松平壱岐侯より芸州ニ而建白

乍不及愚考之主意建白仕候、此度大膳儀御国家之重典 を相犯暴臣之巨魁等夫々仕置仕候旨、謝罪之実相顕候 置如何被在御為ニ可相成、御承知被成度旨蒙仰候ニ付、 毛利大膳儀、追々謝罪之運ニ相成候ニ付、 此上之御所

上は、不血刃御征伐之御主意相貫候御儀と奉存候、然

度奉存候、以上、 御安撫被為在、毛利家名御立被下候ハ、可然儀と奉存 候、且又末家附庸之国々は一段御寛大之御所置有御座 松平壱岐守

十一月廿九日

建白御尋之上は左之趣ニ御答口上之事、

五

毛利家之家名御立云々 謝罪実顕之上は大膳父子永蟄居被仰付、

毛利由緒之

者江半高迄を被下置、元就以来譜代恩顧之臣扶助候

様之御所置可然奉存候

末家附庸之国々は一段寛大云々 本家を重く御計ひニ相成候上は、末家附庸之国々は

輔翼之不行届ニ寄謹慎被仰付、本家よりは一等軽く

減高御所置可然奉存候!

◇第一○八号 (丑三月カ)報告 〔維新前後諸書付37〕

無罪之国民は

上は方今不容易御時節柄之儀ニ候得は、

日本貿易新聞 第九十五号

我等或人の許より一書を得て、 **我元治二年乙丑二月四日** 西曆一千八百六十五年第三月一日 左のことき信すへき説 神奈川開版

於て貿易を開くといふ風説は、 を証とす、○今迄一般に街談巷説ありし近々大坂表に 総て想像の妄説なり、

嘗て日本の奉行内海より軍艦にて兵庫港を見分にゆく

へき旨を命せられ、且日本政府にて此港をひらくへき

役人通詞并其地図等用意既に備れる由なれとも、速に

開港の期に至るへからす、○其故は日本役人よりいま た外国公使に一の告知をもきかす、之に由て考ふるに、

る物件の置場等を設くる事当然なり、故に此のことき 後日本政府其港を経営し、運上所を建て、其他要用な 由を外国公使に告け、其見分を経、

其承知を得て、

然

港を開んと欲せは、まつ其地位を定る以前に予め其

然るに今以日本役人より其告知を得る事あらされハ、 年の期に先立て大坂の貿易を開かれん事もあるへし、 手続に及ひたるならは、兼て条約せる一千八百六十八

紛々たる浮説皆悉く妄誕のミ、

すき地震あり、 昨日我二月三日「天気寒冷にして北風吹出し、 弥甚しく、今朝に至て猶やます、 此地震は近日気候の不順なる一 午前十

時半の 夜に至て

徴候 頃

といふへし、

附録別段新聞

**我元治二年乙丑二月五日** 西暦一千八百六十五年第三月二日

説更に甚敷候、右は既に開かれし港と同様に彼地に運 開港ニ及ひ候由、風説頻りに相聞候処、 以書翰申入候、 然は日本政府にて条約年限前に兵庫表 今日に至り風

なしと存候、乍併不容易なる事件を鎮るは我か権に在 外国諸公使に予め不相謀とも数日前に告知せさるの理 甚た胡乱に存候、其故は此のことき大事件を執行ふに、

上所役人等を命せしを以て証拠といたし候得共、我等

説は常に貿易の妨け故に、我職掌に於て彼地に役人を 故に書を日本外国懸り御老中に贈て、 箇様なる浮

命せしハ何等之目的にやを問はさるを得ず、依て一応

尾にしたゝめ候外国懸御老中よりの返翰、貴君御一覧 及問合候処、返翰到来いたし候付ては、この書翰并紙

揺を御取鎮め可被成候、以上、 之上早々合衆国町人共江御触出なされ候て、人心の動

日本在留ミニストル

ヘルト、ハ、プライン花押

返翰写 合衆国コンシュル、ゼヲ、 ス、 ヒセル殿

我政府にて近日兵庫表開港に及候の風説有之に付、二 此のことき事件ゆへ、宜しく疑惑をとき、此度の浮説 地なれは、方今自国騒々しき折から忽かせに為すへか 知せり、然は彼兵庫港は京師に接近し恰も西国咽喉の 月十六日に贈りたる第十六番の書翰を握掌し委曲を承 を取鎮られん事を深く希望す、又彼地開港の事件は、 故に彼地を管轄すへき奉行をさし置さるを得す、

月日

7

メリカ合衆国日本在留公使

ベルト、 ハ、プライン閣下江

千八百六十五年第二月廿八日受取

日本貿易新聞第九十六号

Ξ

兵庫開港の風説に付てハ、爰に亦此事の行はれさらん 我元治二年乙丑二月十日 西曆一千八百六十六年三月八日

此事を願はさるものあり、 りて横浜の地面其価大に下落せん事を恐るゝか故に、 せる者は、もし日本にて他の港を開かれん時は、差当 或は当地に於て許多の費用

事を利とするものあり、○横浜に於て多く地面を所持

を以て肆店を開きし者は、 に己か生業の妨とならん事をおそれ、且つ兵庫に於て もし他の港を開かれなは大

幾多の費用掛らん欤もはかり難けれハ、之をいとひて 其出店を開かれんにハ、新に開港となりし地なれハ又々

其開港を願はさる族もある由なり、○当港の貿易を妨

条約年限にいたりて各国諸公使と談判に及ふへし、謹

言

714

水野和泉守印 諏訪因幡守印 するなるへし、○又きく、洋製の物品、

横浜より大坂

事甚た稀にして、輸入の物太低江戸に於て売捌かるゝ迄陸路の運送途中許多の失費あるか故に、大坂に至る

日本人の街談巷説をきくに、当今日本の土人多く絹を茶及ひ木綿を多く産する由也、○当今此地より絹を産茶及ひ木綿を多く産する由也、○当今此地より絹を産で勉強し増加するにいたらんこと疑ひなし、に勉強し増加するにいたらんこと疑ひなし、に勉強し増加するにいたらんこと疑ひなし、

する国もまた如斯ならハ、将来一時絹価ます◇~踊貴大に繭を損害せし故絹産少しといえり、若他の絹を産故知へからすといへとも、一般の説には、雨湿の季候故知はさん為に、専ら桑樹の培栽をつとむといへり、進り出さん為に、専ら桑樹の培栽をつとむといへり、

物弥多く售られん事必せりといえり、由なり、故に西方におゐて一港を開かれなは、輸入の

ん事決して有ましき由見えたり、○此時間此港を開くの中に、千八百六十八年の約期に先たちて大坂を開か御老中より合衆国の公使ゼララールへ送られたる答書

物の売場となしおかは、上にいへることき障碍は決し貿易の仕方あり、当時まつ兵庫を欧羅巴より輸入せしる事なく、兵庫におゐて輸入物に依て多分の利益ある

此位置現在ノ横浜港ニ於ケルヨリモ便利ナラン事ヲ)、運上役所を建て、新に街衢宅地の位置を定む(願クハ

へき用意頻にして、既に其奉行を命し、

訳官をゑらひ、

の趣に違ひて、やはり千八百六十八年の期に先たちて之に依て御老中よりアメリカの公使江贈られたる答書

兵庫の開港あらんといふ説猶盛なり、○聢とハ知りか

の債款の中日本人の所得となるへきものあらんとい長州一件の中日本人の所得となるへきものあらんといたけれとも、期限の前に他の港を開きなは、償金

ハ、兵庫の開港ハ千八百六十八年の期を待より外なし、えり、○然れともかゝる説を確証すへき公報を得されふこと顕然たるか故に、此事を諸方より言出せしとい

厚志を表するに足れり、願くハ外国との交際を弘むる○もし此事早く行はれなは、外国人江対し弥日本人の

為に、 此事早く成就あれかし、

# 日本政府より遠国奉行江報国の訳

告ありし、 猶其用意あるへき旨、諸大名并其他諸役人江不洩様布 よりの申立により、 来れり、○周防・長門の両国全く静謐になりし由尾張 処、長州より其太守既に先非を悔ひ其罪に伏せし由申 尾張大納言、長州父子を誅伐の為に安芸国迄発向せし に決せり、○乍併もし万一の儀有之哉も難計けれは、 政府にては最早彼国御征伐無之由

者ありしが、幸に此者の働に依て抑留せられ、終に其 帝より御褒美を頂戴す、○公家衆の数人長州へ荷担 を騒せし砌、 志をひるかへし宿謀を遂る事を得さりし由 土州の家臣野崎糺、去年七月長州の家来多勢にて京都 御感浅からす、大臣に命して、自ら此者江御褒美 禁庭江忠節を尽せしニ付、 叡聞に達 っ

ありたり、

日本貿易新聞第九十七号

四

饉に困苦せり、其根元ハ他国より銀の輸入多く、 話を載せていはく、印度の中央及ひ西北の諸郡一 タイムスと号する新聞紙に、 我元治二年乙丑二月十八日西暦一千八百六十六年第三月十五日(ママ) バ ルト ルフレール君の説

ベンガラ及ひボンバイも同しく此災難を蒙れり、其期 作を怠りたる故に、終に此のことき難儀を引起せり、 土民専ら木綿のミを培養する事を主務とし、

五穀の耕

且亦 般飢

運輸する事能ハさるを以てなり、

は連月雨なく気候甚た不順にして、土人国府江税租を

台より飛報を以てフォセロイ下王とにデカン部の食料 デカンの地方は飢饉最も甚し、是に依てボンバイの鎮

匱乏なる趣を告知せり、

就中セムセチー、 仁恵大度の長者は倉廩を開きて土民の困窮を救へり、 ルリングの財を出して七千俵の米を買ひ、之を施行 ゼシーフホワイ兄弟ハ一万ポンドス

に出せり、

と云

又リウテナントコーフルネウルの消息に依てもボンバ イ部内南北諸郡落の光景を聞知するに、惨憺惻怛にた

へす、

ŋ

のつから米穀の耕作を怠り、此のことき飢饉にいたれ 此地も亦木綿の植培のミを以て専務とするか故に、 お

質甚た暗愚なるか故に、此危難に及へり、然れとも即 自今以後耕耘を務る者次第に増加して、其患程なく消 今米穀の乏少なるに依て其価日々に騰貴するを以て、 の利益を営ミ、常に明日の安危を顧ミる事なく、其性 元来印度人は諸郡落共に挙て利を競ひ争ふて、 唯目前

此の難儀は印度の一部のミならす、両三日前の新報に 除すへしと思いる。

拠れは、豊沃肥饒なるシャム国も亦飢饉の患ある由に て、シャム政府の命にて他州へ米穀の輸出を禁止せり

は、 他の亜細亜諸国よりは右のことき風聞を得さるを見れ けたし飢饉の患なしとみえたり、然れとも恐らく

は支那も遠からすして其害を蒙るへし、

なせり、故にもし一旦輸入欠乏する事あらは、 支那の人民は大半他国より輸入する米穀を以て食料と

忽ち飢

饉に逼る患なき事を得す、

とく国内所有の米穀忽然として増減するの患を免るへ 日本人は幸に米穀の輸出を禁したるに依て、他国のこ

Ļ

右開成所に於て三月廿一日訳成 丑四月五日報告 [『玉里島津家史科四』]

◇第一○九号

(付箋)「第二百三十九号」

横浜風説并市中等之雑説左之通

無之方に相聞得申候、然共近頃英国政府より書翰到来 横浜外国人の形勢、当時平穏ニ而異論ヶ間敷事、 先ッ

渡候様申来、右は清水清次を刑に行ひ候事、彼地江不 去年鎌倉ニ而士官二人被切殺候償として弐拾万ドル

相達以前仕出候事ニ候間、右之事件達候上は償金差出 ニ不及筋ニ可相成、尤一人に壱万トル位宛は撫育とし

差出候処、間もなく殺害者之一人を上方ニ而召捕、 て申請候様ニも可有之、去なから右之書翰江戸政府江 近々

差下ニ相成筈之旨、閣老より報告有之候段、英国通弁

成候列之内小林忠雄と申者、活命ニ而江戸江差立候旨 伊賀党類之者ニ候哉之世評有之、越前敦賀ニ而死刑相 官シーボルトより内々申聞候由、右一人と申候は武田

仏国江製鉄器械調文ニ相成候ニ付、輸出之生糸を仏之 書入相見得候ニ付、右之者ニ可有之哉と相考申候′

外国之商人共一同群議沸騰いたし、右様之御処置ニ相 商人共一手ニ引請度旨極密相願候処、 何所となく相洩、

申立、不相整候由ニ御座候 成候へハ至然占買ニ相成、直段下落いたし御為不宜旨

御国許より英仏江生徒数人被遣候旨、外国人之内窃ニ

物語仕候者御座候由

府江罷越候趣ニ御座候段、元外国方勤ニ而昨年仏国江 五代才助儀、 一昨年来居所不分明ニ候処、英吉利龍動

鎖港之使節ニ随従ニ而相越、

太市と申者噂仕候由

三月廿二日閣老水野•諏訪、 儀共御座候段雜説仕候得共、酒井公用人其外外国方官 申候、右ニ付世上ニ而殊之外六ヶ敷応接有之、心配之 帰帆之所、大風ニ而小舟通航難出来、翌日帰着ニ相 横浜之製鉄所為見置相越、廿四日蒸気船ニ而品川沖迄 参政酒井·立花之四人、

ニ相聞得申候

吏等種々尋問仕候処、

全く製鉄器械見分ニ相違無之筋

英通弁官シーボルト儀、

当春長崎江差越、

近頃横浜江

も領国を被削或は大膳父子江戸江呼出、其外禁錮等之 帰路之時分、下之関江立寄、長州士官と談話之内、 若

猛二物語候由: 命有之候時は、 国中挙而必死之戦争ニ及候心組之旨勢

同人儀、 国ならては手術無之候付、宇和島ニ而も不遠開港可致 由申聞候付、 何地ニ候哉、宇和島藩人ニ出逢候処、 如何様之法則ニ而開港いたし候哉、貿易 兎角開

は諸民自在に取行ひ、政府は税の〝取納候筋ならては

田辺

帰朝後勤方被差免、

本隼人正謀主ニ而

従

島人之答ニは、先ツ当分政府ニ而取行ひ可申積之旨申 強国之道ニ無之と存候旨、シーボルト申談候処、 宇和

聞候由ニ御座候

同人之話ニ、江戸政府之形勢を外国人より熟察いたし 挫き候様之事の〝取計候事ニ而、憤発勉強いたし候ハ、 候処、随分勢力十分ニ有之哉ニ候得共、みつから勢を

政令振起可致、 誠ニ可惜事候旨評判仕候由 種々雑説も御座候得共、

将軍家上洛有無之儀ニ付而は、 従

返書中、長州再発ニ付右御手当旁営中殊之外取込候趣 外取しらへ有之、昨日参政酒井侯公用人江外用向問合 は、日光御法会相済次第急ニも御発途可有之勢ニ而内 朝廷度々被 仰出候趣有之、 幕府之模様方今之所ニ而

三月中旬頃肥後藩人之探索書中、 閣老諏訪侯御側衆竹 申来候、

込之通ニ取計、 京師何様被 仰出候共上洛見合且諸事取行方も関東見 朝議ニ而御拒※相成候時は将軍辞

若

定無之候而は、 右様之筋ニも不相聞得、 表御差上相成候積之由相見得候得共、当時幕府之形勢 中々治定仕間敷之見込候輩も有之筋 兎も角も此度上洛ニ而万事確

早く被為在、長防之所置并諸事御治定之機会ニ候旨申 去秋大久保越中守再勤被命候、 立候所、其日より三日目ニ御役御免ニ相成候由ニ御座 相聞得申候、 即日上洛之儀は片時も

違無之候得共、昨年以来右之機会を失ひ候を敷息仕候 候得は、閣老参政其他重立候官吏ニ而は最も不好ニ相

向も不少様ニ相聞得申候

右之通承申候、 ニ御座候、此段申上候、以上、 丑 四月五日 尤横浜之儀は手寄ヲ以探索為仕候儀 南部弥八郎

◇第一一○号 丑四月五日報告 [風説書]

| (付箋)| 「第二百三十九号」(表紙)

説書五三月中

風

南部弥八郎 」

願侯鋳銭御手伝吹之儀、猶又篤と吟味仕候処、在所之心配仕候処、外ニ手術無御座候得共、先年より兼々奉為筋相立、右御大用も無滞相勤候様、公私両全之策種々仰出、其上両御丸炎上ニ付而は、「公辺江も一ト方御取賄可仕哉と、彼是取組勘弁仕候処、此度「御上洛被取賄可仕哉と、彼是取組勘弁仕候処、此度「御上洛被取賄可仕哉と、彼是取組勘弁仕候処、此度「御上洛被

ニも奉願候、依而別帳仕法書并見本雛形等相添、此段内いつれ之御場所なり願之通被仰付被下度、此段幾重下候御含ヲ以御許容被成下度、尤吹立場所之儀は御府下候御含ヲ以御許容被成下度、尤吹立場所之儀は御府次第柄自余格別ニ肥後守重き御役中ニ限り御手当被成次第柄自余格別ニ肥後守重き御役中ニ限り御手当被成之時節、御為筋第一之儀ニ付、銅四文銭・同百文銭・之時節、御為筋第一之儀ニ付、銅四文銭・同百文銭・

儀は地鉄・銅・鉛・白銅等多分出進候間、前文御用多

十二月

奉願候、以上、

増而此節御役知御増高迄蒙仰候付而は、此末如何体ニ借之道絶而無御座、尤是迄大数御金高御手当被成下、

石 沢 民 衛松平肥後守内

不応大数之事ニ有之、此先之儀、以往を以来今を計候

も自力を以取続候積御座候得共、是迄之入費は国力ニ

丑二月四日彦根侯より

-Ξ

右正月十日京師ニ而坂本御警衛

御免之旨、

朽木近江守

大御目付黒川近江守様・御目付滝沢憙太郎様より在所(ニの1) 表江別紙之通到来ニ付、去月廿日在所表人数出張為致

此段御届可申上旨、 掃部頭申付越候、以上、

二月四日

井伊掃部頭内

一別紙達書壱通差遣候間、(ニの2) 可被得其意候、以上、

淹沢憙太郎

正月十八日

黒川近江守

一今般加賀中納言軍勢江降参致し候賊徒共、(ニの3) 為取調自分

委細之儀は右隊長之者可申談候、 候間、 共越前敦賀江出張致し候付、囚人警衛其外御用筋有之 人数五百人迅速同所江出張為致候様可被取計候、 此段申達候、以上、

正月十八日

右正月廿七日在所発足、

伺

織田筑前守

天気候上参府之積、届有之、

大久保加賀守

右御暇期月ニも相成居候間、

其侭在国いたし候旨、

松平美濃守

右京都御警衛相済、 正月廿一日御暇被

当秋定例時節参府候様、閣老より達有之、

仰出、廿三日発足参府之届有之候処、此節不及参府、

市橋壱岐守

小出伊勢守

右伏見より宇治橋辺御警衛

御免之旨

小笠原左京大夫領内田野浦沖ニ碇泊いたし候外国船江 丑二月十六日小倉侯江閣老より

一四

毛利大膳家来之者小船ニ而致往来候由、 有之ニ付、外国人共取締方之儀、外国之ミニストル等 先般届之趣も

江相達候次第も有之候間、以後右躰之儀有之候ハ、、

国籏見定船号等委細承糺、

早々申聞候様可仕候事、

一五 長州滯在之三条実美初五人之輩請取方之儀、尾張前大 二月九日筑前侯より閣老江

日私領黒崎駅迄送り来候付、於同所請取申候、 始五人之輩、毛利左京家来迫田伊勢之助差添、 納言殿より去冬被相達候段は最前申上置候、 然処実美 此段申 昨十五

上候、以上、

正月十六日

松平美濃守

丑二月十七日、因州侯より閣老江別紙之通所司代よ り被達候旨、家来を以届有之、

一六

別紙

津軽越中守被 兼而南御門御警衛番所被 仰付候旨、 伝奏衆被申聞候間、可被得 仰付置候処被成御免、代り

> 其意候、 同人江引渡可被申候

正月

一七

丑二月

山 武

玉 田

左 伊

京 賀

田丸稲之右衛門

断状

藤

田

小

四

郎

此男首四入差荷物一棹、 田沼玄蕃頭殿宿次御証文添、

支配勘定格関東取締役太田僖平次差添、 越前国敦賀よ

り武州板橋迄差遣候条、改ニ不及其御関所可被相通候、

以上、

御目付

滝沢憙太郎印

丑二月五日

御勘定奉行兼帯大目付 黒川近江守印

板橋宿関門

追而此断状披見之上、御府内拙者共之内江可被相

乊

一八

子十月常野脱走賊徒中山道より越前迄暴行之道之記 十月廿三日 晴天

同廿四日

晴天

立山発足、大宮泊、入口ニ而少々之砲戦、一人討死

手被打、 同廿五日 同所ニ而東ヶ崎浅右衛門討死 朝より雨降

山方朝倉舟士ニ而奸民ニ出逢、辺栗峠にて畑尾山右之

大沢峠ニ而少々砲戦、 同廿六日 晴天 大子奸民追払泊

立原伝十等家来左貫口より一手寄来、寺を焼退く、 月居口・川山口・左貫口防戦泊、 此日月居口ニ而大宮

同廿八日 晴天

月居口防戦、 武田大夫出馬、 川山口追払泊

同廿九日 晴天

月居口ニ而薄手四五人、一人討死、此所鶏鳴頃より出

十一月朔日

左貫越野州境ニ而黒羽根勢と砲戦、雲峯寺前通り、 晴天

川上村ニ而泊り、 同二日 晴天

立兵粮、藏郷村泊、

十一月三日 晴天

立兵粮、芦野陣屋応接ニ而通る、 錫掛鯉堀多宿ニ而泊

同四日 晴天

髙久村昼飯、 同所早泊、 此所黒羽根領人歩大勢集居、

同五日 晴天

奈須重ヶ原、 立兵粮、石上村泊、 夜八時頃より出立、

同六日 八時頃より雨降 八重田山田二而夜中休

大宮村絹川舟渡アリ、小井村泊′ 同七日 四時頃より晴

同 八月 晴天 日光道中大沢横切、

鹿見江夜五時着泊、(紹力)

例弊使道中、金崎宿立昼大柿泊(幣)

同九日 朝より雨降七時鑑

立兵粮、葛野宿早泊,

同十日 晴天

昼兵粮なし、梁田宿泊、

同十一日

太田早泊、

同十二日

雨降

同所滯留

十一月十三日

通ル、小松少々おくれ召取ニ相成、十四日明方本庄宿 太田昼より出立、利根川渡アリ、此所応接ニ成、 押而

江**着、朝飯休**※、

同十四日

上州真井泊、此所陣屋アリ、(青ヵ)

廻

同十五日 晴天

市ノ宮昼、是より峠越、

下仁田泊、此峠迄尤某二人出

同十六日 晴

> 必死之戦、味方大勝利、寄手廿四五人討取、生捕大勢 此日朝より梅沢口と申所江上州高崎勢三百人計寄来、

得る、梅沢口民家十軒余寄手ニ而放火、元宿関所越泊 アリ、大勇根本繁蔵打死、其外両三人打死、大砲四挺 (☆曽根繁夢)

同十七日 晴天

州之奸民橋一ヶ所落し置

信州平賀宿泊、此間内山峠アリ、

上下五里程難所、

信

同十八日 晴天

野沢宿昼、中山道江出る、望月宿泊'

同十九日 四時頃より大雨

長窪昼、和田宿泊、此夜薄井蔦太郎出奔、

同廿日

大砲合薬沢山得る、味方四五人切死アリ、奇兵隊ニ而 和田峠にて諏訪・松本等と合戦、必死なり、味方勝利、

夜明ス、此所家ニ人不居

諏訪勢追行、此所も諏訪・松本ニ而放火、下諏訪ニ而

伊奈郡昼、上郡泊、(部) (龍) (龍) (龍) (龍)

同廿二日 晴

伊奈道中平正宿昼、 松島泊、

飯島昼、片桐泊、

同廿三日

晴天

同廿四日 晴天

飯田城下応接ニ而通る、飯田より昼飯出る、 駒場泊

此夜鮎沢·浅田·黒田作平出奔、 同廿五日

同廿六日 四時頃より雨降 上清内越・下清内越、飯田より出張関所応接ニ而通る、 駒場より一里程行返し閑道ニ入、極難所アリ、二ツ、

木曽妻込江出る、 馬籠峠アリ、 此所二而雪二逢、 馬籠

同廿七日 晴天 泊

中津川昼、 此所慷慨家アリ、 味噌付餅セツタイ出る、

大井泊、

大久手・細久手、此間十三峠アリ、 同廿八日 晴天

おめこ松アリ、

计九日

大田川船渡アリ、 晴 慷慨家アリ、

宮水観音景地なり、

Ш

向に犬山城見ゆる、僅十丁計なり、鵜沼泊、

同晦日

村舟渡アリ、陣屋アリ、髙木村・三玉戸村両宿泊 鵜沼より二里程行閑道江入、麁原八幡アリ、安久多見

十二月朔日 大雨

昼飯なし、井飛宿、此所陣屋アリ、 応接ニ而泊り、

同二日 少々曇

金原村•日向村両宿泊′

谷汲より拾丁計前通り美濃難所江入、

此日薩州人来る、

同三日 晴天

三里計行、永峯ニ而泊、

蔵見越二里、灰星峠四り、 同四日 晴天

秋生村大野より出張、

此辺

同五日

村々放火ニ付、一人も家ニ居らす、

朝より大雪

此間谷道なり、本戸・黒戸等五ヶ村ニ而家数百五拾軒

程、 大野ニ而放火、中島泊、 更ニ家なし、蔵或は橋之

下二而泊(

同六日 朝雪雨降

此間二里、笹又峠アリ、 難所なり、 越前木の本泊、

同七日

晴天

大本村泊、 七時頃より雪雨降、 脾田村•法橋村一里半、(轉ヵ) 峠アリ、

同八日 折々雪降

遅、東又泊、 千代谷より谷口江一里、 峠アリ、 此辺ニ而正武隊追々

此間峠アリ、桜谷・仙本茶何も谷道也、今庄宿昨八日 同九日 折々雪降

彦根兵七百人計泊り、府中江行後ニ而宿々人不居、今

庄泊、

同十日 雪降

正武隊等追々大勢後れ候付、 同所ニ而滞留、

同十一日

二ツ家関所アリ、木の根峠アリ、此所江加州家より大(サホウ)

同十二日

勢出張、隊士永原甚七郎応接ニ成ル、

加州侯固江応接ニ出る、

滞留

同十三日

滞留、

滞留、 同十四日 此日、 加州侯二而一橋君江呈書取次、

同十五日·十六日

滞留

同十七日

此夜、天・龍・奇三隊、 加州陣中葉原江引移、

同十八日·十九日

滞留、

同廿日

同、 加州永原応接ニ来る、

同廿一日

加州より応接ニ通る、 人数十人程、

同廿二日

朝晴天

新保泊、

加州江武器引揚、 軍門両口江出来る

同廿三日 朝より雪降、 夜中大雨

同廿四日 雪降、大風、 七時頃より止ム、

出立、敦賀本勝寺江着ス、 同廿五日 朝より雪降

同廿六日

四時頃より霽

同廿七日 晴天、諸隊宿坊釣鐘堂前ニ分る、

同廿八日 四時頃より小雨降 同廿九日 晴

終

丑二月紀州藩人の談話

御剣拝領、三月十一日江戸着之筈、

紀州卿二月廿二日和歌山発途、京都江被立寄

但大坂警衛被相済候付而之拝領物有之候由ニ御座

の 京師ニ於て子十二月十日被 仰出候御書付

夷之儀厚相心得候様被 水戸中納言儀、 兼々贈大納言之遺意を継述し、 仰出候処、 却而 尊王攘

> 乱 朝命を怠棄し邪曲之聞有之輩を挙用候故、 終二其家来共多人数近畿江罷越候段、 悩 家政向及混

出張被 仰付候次第、不届之至

叡慮、当時京師御手薄之処、不得止事一橋中納言以下

思食候、依之厳重相慎 御沙汰相待候様被

仰出候事、

十二月

置、当春松平伯州・阿部豊州両閣老上京之節御尋ニ 右被 仰出旧臘中御達可相成之処、閣老手ニ窃ニ留

有之、水藩一段慎之儀触渡、式日等ニも平服ニ而相 付、急状到来、丑二月十五日大小監察御使ニ而御達

慎候由、

但三月初頃より小門計明方有之候様子ニ有之、

丑二月廿六日閣老より相渡候封書

加藤遠江守江

毛利大膳父子服罪二付、此度江戸表江被召寄候二付而 右之儀其方并脇坂淡路守•伊達遠江守取扱可申旨

は、

被仰出候間、其段大膳父子江急速相達候樣可被致候、

間、家来之者并人数共早々淡路守領分江差出候樣可被 守・御手洗幹一郎引連罷越候間、夫迄之処警衛いたし 致候、尤委細之儀は於同所但馬守・幹一郎より相達ニ 速出張手間取候而は不都合ニ付、自身出張ニは不及候 可申候、其方は在府、伊達遠江守は領分程遠ニ而、急 且警衛として尾張前大納言殿御人数、大目付塚原但馬

而可有之事、

丑二月下旬閣老より達ス

戸田土佐守江

上可申処、幼年之節より御側近キ御奉公も相勤候儀ニ 其方儀、今般本家相続被仰付、唯今迄取来七千石は差

と相心得、相続可被仰付者相撰可被申聞候

付、格別之思召ヲ以七千石は其侭被下候間、

(一三の1) Ξ

御座間

松平周防守御奏者番

昨年已来家来共野州江出張之節、格別相働侯儀も有之

候付、下野国宇都宮江所替、 御前被 仰付之、

右於

(一三の2)

先代周防守儀、諸勤向等厚相心得候ニ付而は、家来共

同人

ニも格別勉励相勤、其上常州浮浪追討之儀も骨折、平

様御沙汰ニ候'

常心懸宜敷と被

思召候二付、其旨相心得猶精勤仕候

右於芙蓉之間雅楽頭・老中列座、美濃守申渡之、

(一三の3)

出格之儀

奥州棚倉江所替

戸田土佐守

戸田肥後守

仰付旨、於同席列座同前、 同人申渡之、

右被

四 丑七月より九月迄京都御警衛之内

以伝

為見廻可致、尤此度附属之者引纏同廿四日出立可致旨

内いたし候処、防長浮浪之徒致徘徊候趣ニ付、

御取締

去廿一日伝 奏衆依御達、同廿二日参

丑二月閣老江差出

## 有馬中務大輔溝口主膳正御免代り

右之通被仰付候事

五 丑三月二日閣老より達ス

酒井若狭守

ニも相成候間、押而此節参府候様可被致候事 申家柄之儀ニも有之、右様延引いたし候而は外々差響

其砌相達候趣も有之候処、今以参府無之、病気とは乍 同氏右京太夫病気ニ付、参府延引之儀先達而申立候、

此段御届申達候、 以上、

二月廿五日 松平伯耆守

子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江申

汝等忠義之志ニおゐては本懐之至也、

此度

天幕之命を以五卿御遷座之儀被

仰出、

違背難相成次

第ニ而、右ニ付汝等万一暴動有之候而は 皇国之御為不宜、五卿御為不宜、社稷之御為不宜、

柄父子之為不宜候間、無異儀慎静可罷在候,

| 去ル十三日昼異国蒸気船壱艘上筋より乗下り、領海門( | 1,001 ) 一二月十八日小倉侯より差出ハ

長州赤間関江乗寄、直ニ本船江漕帰申候、尤赤白浅黄 司浦繋船いたし候上、右異船より異人端舟三艘ニ乗組

昨十五日朝出帆、下筋江向乗行申候 艘漕参り乗寄、 旗印相建居、阿蘭陀と相見申候、頓而長州より小船三 無間も赤間関江漕帰申候、 然処右異船

奏衆被

仰出候付、昨廿四日京都表発足、今廿五日大坂表江致

念候様申付置候処、 右之通御座候ニ付、手当人数等穏便ニ用意仕、隊々入 領海相変儀無御座候、此段申上候、

以上、

正月十五日

小笠原左京大夫

一別紙御届書之内、毛利大膳家来外国船江交通いたし(一八の2)

可申上処、右御達之趣未在所表江不相達以前ニ付、 候ニ付而は、此節御達之通国籏見定船号等委細承糺

不行届之儀も相見申候、此段各様迄申上置候、以上、

二月十八日

家来 宇佐美 新

三月十三日、加州侯江戸着二相成候得共、病気ニ付

右同日、松山侯世子参府有之、

廻勤登城等無之、

一(三条殿より筑前侯江答書二〇

候、不肖之身乍不及奉安 此方共身上之儀ニ付、美濃守殿御口上之趣逐一致承知

被

仰渡候旨、丑二月廿日佐竹侯より届有之、

者共、殊之外動揺ニ付鎮静致居候央、此方共相去候得 進退可致候、然処当藩ニおゐて内輪紛乱之次第も有之 宸襟度徴忠有之候間、天下之御為ニ付而は如何様とも

退隠等之儀ニも不及寛大之御所置相成候得は、必不成 挙動之儀ニ付而は、三老臣始加厳刑奉謝候上は、父子 皇国之御為ニも如何と心配罷在候、且又大膳家来京師 は可及沸騰も難測

十二月三日

有之度、宜相含尽力頼入申候

激国情平穏ニ可至と被存候間、右之内情御推察御周旋

一中山大納言 橋本中納言 大炊御門右大将 石山少将二一

成 御免拙者家来江被 仰付候旨、依之朔平御門御警衛被 右藤堂和泉守家来江守衛被 平松甲斐権介 五辻大夫 御免候段、去ル五日所司代より彼地詰家来之者江 仰付置候処、此度

(11103)

右ニ付御請書

一毛利大膳父子江戸江差下候事、(ニニの1) 尾州老卿之本陣芸州沼田本郷江大小監察持参之書付

但御人数之内ニ而警衛之事、

三条以下五人江戸表江差下之事、

大膳家来共急度為相慎置御下知相待候樣、 め末家共江も内々御達可被成事、 吉川はし

江戸表御下知有之迄所々出張候人数をも御引払無之、

弥無油断警衛可被成事、

右之通御取計可被成事、

(1102)

別紙之通大膳父子差下申候ニ付而は、 定而家来共附

添罷出度歎願可申出と存候、其節は側向之者極少人

共、重役之内一人同時ニ罷出候様可被成御達、 数付添候儀は各別之思召を以被為在御許客筈ニ候得 尤人

数引連候儀は不相成候間、 其段も御達可被成候事

> 毛利大膳父子并三条以下御所置之儀二付、御心添之 を以申上、家来をも老中迄申達候儀ニ付、只今ニ於 之次第委曲稲葉民部大輔。永井主水正。戸川鉡三郎 趣奉畏候、然処右一条ニ付而は、段々熟考之上見込

左候而は遠路臨機之取計迚も不行届、 かねて **篤と御評議被成下候様仕度、尤尤前以伺可申欤之処!** (希ク) て右之外何共難渋勘弁、兔ニ角前顕申上置候趣を以

御黒印拝領御委任之儀ニ付、専

厚御酌取、 公武之御為を存候而取計候儀ニ御座候間、右等之趣 此上之御所置御座候様仕度奉存候、依之

御請、

正月

一別紙御請申上候通ニ御座候、(ニニの4) 急度申渡置候儀二御座候 **迄大膳父子謹慎、** 国内鎮静方之儀は吉川初三条家江 尤追而 御沙汰御座候

正月

京都より丑三月被 仰出

731

## 大樹上洛之儀、老中両人江

御沙汰有之候通、外夷大患•長防所置之重典危急之世

皇国治乱之境、別而被悩

体

内外不可救之勢顕然ニ付暫閣キ、諸大名参勤妻子出府有之不穏之勢、此上相当之所置を失ひ変動を醸候而は、宸襟候、将今般毛利大膳父子出府、実美以下呼下之命

末大樹上洛之上、結局永世不朽之国是熟評被勅之次第も有之候間、去ル文久二年之令ニ復し、

之儀ニおゐては、昨春褒

聞食度候間、何分ニも迅速発途被安

震襟候様可致、過日老中参 内之節、右之条々委細可

有

御沙汰之所、其儀無之、重而被 仰出候事、

三月

一右之外閣老阿部侯帰府之節持参之

右同様之御沙汰有之、三月十五日参勤御礼之節勅書有之、且紀州卿江戸参勤之節上京御座候処

直ニ申上ニ相成候由、

\_\_ 四

・丑三月十八日閣老より触達

長防鎮静ニ及候ニ付、此上「御進発は不被遊、

時宜

寄猶被

被成候、依時宜速御発途可被仰出候儀も可有之候間、いまた長防御所置も有之ニ付而は、御発途は暫御見合仰進候儀も有之ニ付、此度御上坂之儀被仰出候、然処仰出候儀も可有之旨、先般被仰出有之候処、京都より被仰出候儀も可有之旨、先般被仰出有之候処、京都より被

御不都合無之様可致旨被

尚其

仰出候、

右之通向々江可被相触候、

三月

毛利大膳儀追々謝罪之運ニ相成候ニ付、(ニ五の1) 一 子十一月芸州ニ而松平壱岐侯建白ニ五

乍不及愚考之主意建白仕候、此度大膳儀御国家之重典如何被在御為ニ可相成、御承知被成度旨蒙仰候ニ付、毛利大膳儀追々謝罪之運ニ相成候ニ付、此上之御所置

御安撫被為在、毛利家名御立被下候ハ、可然儀と奉存 上は方今不容易御時節柄之儀ニ候得は、無罪之国民は 上は、不血刃御征伐之御主意相貫候御儀と奉存候、然 を相犯暴臣之巨魁等夫々仕置仕侯旨、謝罪之実相顕侯 毛利左京暴臣之刑罪相成候者 同 家柄断絶、 加役家老、 死刑 在郷蟄居 泂 児 福 玉 田 間

度奉存候、以上、

十一月廿九日

候、且又末家附庸之国々は一段御寛大之御所置有御座

松平壱岐守

建白御尋之上は左之趣御答口上之事(ニ五の2) 毛利家之家名御立云々

謝罪実顕之上は大膳父子永蟄居被仰付、毛利由緒

之者江半高迄を被下置、元就以来譜代恩顧之臣扶

末家附庸之国々は一段寛大云々 助候様之御所置可然奉存候:

本家を重く御取計ひニ相成候上は、 末家附庸之国々

等軽く減高御所置可然奉存候 は輔翼之不行届ニ寄り謹慎被仰付、本家よりは

入牢

押隠居、 慎

家断絶、

慎

家断絶

押隠居、 慎

内

道三 徳 蔵 鄎

冮 戸 順之丞

井 上 唯

家柄断絶、

、死刑

雇役被召放、死刑

清

同入牢

雇役差免、

井 作太 夫

酒 森

浅見安之丞 蒶 甉 次

岩 渡辺新三 萩 原 登兵 郎 衠

浅 見 售 理

増田友右衛門

謹 治

林

上 佐 平

井

浅見栄三 村 滝一 郎 郎

郷

遠 藤 春 岱

廃嫡、慎

一 二月八日島原侯より閣老江ニ七

光井左馬允

候心得ニ御座候、此段御届申上候、以上 参府仕候付、私儀長崎御用相心得居候間、其侭在邑仕

参勤割前々之通被仰出候処、相手代小笠原佐渡守当年

正月十四日

松平主殿頭

一松山侯より閣老江ニハ

先達而御届申上候通、隠岐守養母并式部大輔妻、旧臘

廿八日松山麦出船、今十二日三田中屋敷江到着仕候,

此段御届申上候、以上、

二月十二日

松平隠岐守家来

(三九の1) 一 二月十七日閣老江二九

目白台松平大炊上り屋敷ニ有之候家財引取方之儀、御

申達候、以上、

紙書面之通私并同姓大学頭両家江引取申候、此段御届 目付中より旧臘水戸殿御城付江御達之趣有之候付、別

二月十七日

松平播磨守

(二九の2) **覚** 

神君御讓甲胄一領 但類焼之品

右之外品々写略ス、

但松平大学侯よりも同様之届有之、

-<u>=</u> 肥前侯より閣老江

| 去冬十二月廿三日、松平越前守様より筑前国木屋之(三0の1)

三条実美初五人之内一人、松平美濃守様より請取預 瀬出張之家来御呼出、一昨年脱走是迄長門江滞在之

前大納言様江右五人五ヶ国江引分方運慮之都合も有 り可申旨以御書付被相達候、然処今度於芸州表尾張

之候ハ、、筑前并外国江両三人当テ筑前江差置候形

を以、請持之藩より人数引分守衛仕候心得之段、美

734

様江御断申達置候間、 入込候通ニ而は猶又及混雑、諸手配実以不行届之儀 両三輩ニも相及候得は何分難相任、殊ニ他藩之番兵 御預之儀は乍不行届御請為仕儀ニ御座候得共、自然 守承知仕候、 被相達候趣、 右ニ付五藩申合守衛筋可然取計候様、越前守様より 敷取計候様、前大納言様御付札之通御差図有之候由 ニ付、遮而御断申上候心得ニ御座候段、予め越前守 右は最前越前守様より御達之通、 彼地出張之家来より国許江申越、 此段御届仕候様申付越候、以 肥前 壱人

濃守様御家来より別紙之通伺出候末、其通御聞置宜

上

岡本忠兵衛

二月十二日

三条実美始五人之輩、当時美濃守領内江差置候様御

精々説得、五ケ国江五ケ国江引分遣候様可取計儀は(術ク) 達之趣、早速国元江可申越候、就而は此先各藩申合 (IIIO@2)

別紙

十二月廿九日 松平美濃守内、 伺候、以上、

持之藩より人数引分守衛仕候心得ニ御座候、此段奉 御座候哉、左候時は美濃守領内江差置候形を以、請

ニ至候得は、先其意ニまかせ引分置候而も不苦儀

勿論ニ御座候得共、万一運兼候内情有之、弊藩并外 ヶ国両三人当テ都合両国江引分置候儀相整候時宜

| 右尾張前大納言様江差出御付札左之通|

書面之趣承置候間、宜敷可被取計候

Ξ

丑三月聞込

方共三月十九日水戸御発途、同廿二日御着之由' 去年被仰出之趣二付、水戸御簾中并愛姫•随姫之御二

水戸殿家来

三浦贇男

右之者知行被召上、三拾人扶持被下、同人忰入牢相 735

但武田一味之者之旨相聞候、

三月十四日大監察より諸向江触達

先頃御進発御供被仰付候組々、来ル十八日・十九日

尤取飾ヶ間敷儀不相成候間、得其意心得違無之様組 両日之内於駒場野大調練 上覧可被遊旨被仰出候

支配江可被達候、

一大調練 上覧以前雅楽頭•老中•若年寄見分可致候

右之通講武所奉行·陸軍奉行·新番頭·御持之頭 委細之儀御備向懸大目付江可被承合候事、

候間、 御先手御鉄砲方・御使番・御徒頭・小十人頭江相達 可被得其意候事、

但三月廿五日上覧有之、当日烈風、昼後より大

而難渋之体ニ御座候旨相聞得申候

雨降候得共、無滯調練相済、上下共雨ニぬれ候

者、

太田助右衛門 染谷栄之進 近藤幸次郎 近 藤

園弥右衛門 高木新八郎 井上 庄蔵 畑 数

馬 鼎

地 五 郎 小佐多庄助 後 藤 貞 三 広村嘉三郎

青

Ш

下人寸助

市松

勘蔵

治兵衛

春吉

甚七

崎兵九 郎 山本庄八郎 鈴 蛇 死 木 四 郎

茂助 常右衛門

三四四

丑正月廿八日夜盗賊方兵庫表江出張召捕之者

兵庫表ニ旅宿いたし小刀組と相唱居候

筑後柳川上町衣屋十左衛門忰 東榊原町山田屋十蔵事

田中重蔵

これを配置 四十才 岩村新兵衛 一 岩村新兵衛 同湊町荒屋新兵衛事

伊賀屋新助借屋同二ツ茶屋

736

代庄兵衛方ニ旅宿罷在候佐々木源氏末流之由相唱居候

大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借屋播磨屋庄次郎

者共、会津侯預り新撰組三拾人計ニ而召捕入牢相成候

丑正月廿七日

-三五 丑三月七日小倉侯より閣老江

同加藤郡新居村源兵衛忰 岡山藩小川新太郎忰

**摂州三田藩中小畑新左衛門忰** 

同町島屋嘉十郎養子

龍村座古屋六左衛門事 福山 六太 夫 山本房五郎

立入権四郎事 溝口権九郎

西出町樋上屋権兵衛忰

武 助

右之者共一同入牢相成候由、

戸 田

出 井 <sub>二</sub>田 宮 内 木 四 木 内

和州新庄中町佐為屋政七忰 摂州林田家中原田隆貞事

相生町

同 小川武忠太 八方立入 岩崎辰次郎 山田屋清五郎

同廿五日長州赤間関より五拾石積位之船弐艘ニ石炭

吉利船之由申聞候

**積込、右門司浦碇泊之異船ニ漕寄石炭積移、** 

無間

右異船出帆、長州引島江繋船、黄昏ニ至同州南風泊

兵庫和田町淡路屋源助忰

同町酒井屋佐次郎かしや

三田貞次郎事

畑貞

次

前江碇泊仕候

不申、尤英吉利国籏相立居申侯 を向乗行ニ付、問聞船差立候得共、 船足はやく追付 同夕、異国蒸気船弐艘上筋より乗下り領海通船下筋

長州南風泊前江碇泊之英吉利船、 同廿七日朝同所出

同日夕、異国船壱艘下筋より渡来、 帆、下筋江向乗行申候

私領楠原村沖江

繋船いたし候、尤仏蘭西国簱相立居申候、然処右船 **致手様候ニ付、海岸見廻之村役人共罷越候処、** 処江上陸、昨子年八月中夷人死骸埋葬之場所ニ相越 より端舟ニ而異人六人・日本人壱人枝郷大久保と申

先月廿三日昼、異国蒸気船壱艘上筋より乗下り領海(Ξ五の1) 門司ヶ浦之沖致入碇候付、 問聞船差立相糺候処、

英

737

如何致候哉と相

此所江死骸を埋石塔建候処無之候、

**尋候ニ付、不存旨相答候処、彼是理不尽之儀共申掛** も有之候十文字之黒塗木弐本、本船より取寄相立、 立腹之体ニ而、墓印ニも候哉、長サ五尺程横三尺余

猶不法申募、本船江引取申侯

同廿八日夜、異国蒸気船壱艘上筋より乗下、長州赤 分不申、昨三日夕同所出帆、長州福浦前ニ入碇仕候、 間関江繫船仕候、尤聞問船差立候得共、他領之義 付糺等不仕、船印等相立居不申候付、何国の船共相 入念候様申付置候、此段申上候、以上、 右之通御座候付、手当人数等穏便ニ用意仕、 浦々

二月四日

小笠原左京大夫

一当正月廿七日仏蘭西船壱艘渡来、領海江入碇仕、領(三五の2) 下之関江繫船之節罷越見請候処、石塔打破有之、其 不存候ハ、致方無之、右死骸は蘭人に候処、先達而 処無之、如何致候哉と相尋候付、不存旨相答候処. 船子四人上陸仕、昨子年八月中死骸を埋石塔建置候 内楠原村枝郷大久保と申所江異人弐人・日本人壱人・

候ニ付、則来着見請候処、損候石塔も無之旨相答候段蘭国主将江相達候処、仏国主将江頼越、我を差立

処、殊之外憤怒之体ニ御座候、墓印ニも候哉、長さアルカ」 ニ失礼ニ付大罪ニ候間、主将之勘弁は不存候得共 二本、本船より取寄同所江相建、是を破り候得は大 五尺程横三尺余も有之 ----- 如図十文字之黒塗木

届之儀有之候得共、開港之場所ニも無之事故、 申候、右夷人江致応対候者共ハ村役人共之儀、不行 早速家来共罷越候得共、最早間ニ合不申本船江引取 埋葬

右之趣村役人共より最寄出張之家来共迄相通候付、 如長州敵国ニ相成候間、向後入念候様申聞候ニ付

之戦争央ニ付、先其侭差置遣し候儀ニ御座候、尤時 其儀自侭ニ埋葬仕候筋は有之間敷、勿論其砌は長州 等之儀は前以一応掛合熟談之上ニ而可被取計処、無

配仕候、依之可相成儀ニ御座候ハヽ、何卒地方改葬 得共、掛隔場所万端行届兼、殊ニ領内人気を激し心 宜次第ニ而は垣等結廻し番人等付置候様ニも可仕候

被下置候様仕度、左も無之は渠より取建候品々如何

取退の無尽は親の算違ひ橋	かたはミ草はなにゝなるやら	我おもふ半分きかぬ温納臍 松		出みづから案山子は何所へ漂ふて	萩をみちんにしたる猪のしゝ   毛門	をはれさは相伴衆の家の月 手		もくろミて		で写真されない。	70を入るなり夢よ覚さらず			三月七日 字佐美 家米	様左京大夫申付越候、以上、	両様之内御聞届被成下候様仕度奉存候、	様破壊仕候共故障申間敷旨、聢と御論被下置候欤
	酒雅	松豆	桑越	田玄	門	毛膳	尾前	i 前 水	<b>可</b>	3				新		此段奉願候	下置候欤、
新田のよいのて家はもふ月ぬ	あへなき最期身から出た錆	水の意趣草葉の陰にかへすらん	明るうなりぬしんもよい蠟	轡屋の親父とたんは九分の勝	扇ならすも一寸ひとくせ	松魚節大きひ方は生臭さい	御恩茗荷は屹度わすれぬ	兄の為夫の苦労いかはかり	舌を二枚につかふ鉄漿	打入に評判の井伊二の替り	つゝけは蛇の出そふなる藪	上布うり仲間に鼻をあかせけり	革をかふりて下主の後悔	城郭は天狗の荒でだひなしに	大炊な運もつきた茨城	候 ふち頭さすかに堅ひ鉄つくり	、狼人一座やつとおさまる
因	武伊	古掃	会		秋佐	土容	鍋閑	可	衆卿	江彦	奥仙		松春	水	松炊	肥細	<b>酒</b> 庄

鶴さからはすわたるまつかぜ 南

子の不出来顔にはつたる梅紅葉

諸儒

加

わるひ水にはそまぬ藍玉

廉な奉公はする小倉しま

引倒しても贔屓まてする

小豊

阿

樹

大木の松のみさほに保つ花

ひるかへりたる鎧蝶々

右一巡

-三 七

丑三月九日越前侯より閣老江

先達而御届申上候通、

拙者儀致滯京候様被仰出候処、

浪徒立入騒擾之末、敦賀表人数人気致動揺候事故、指浪徒立入騒擾之末、敦賀表人数人気致動揺候事故、指 昨年来長防長陣之後と申、且留守中国許江常野脱走之

向難捨置事政筋多ニ有之、同氏大蔵大輔よりも是非奉 暫なりとも帰国之上申談取締致度旨申越候付、何

卒一旦休暇被

旨伝 仰付置候様、尤 奏衆迄致歎願候処、去月廿七日致参 公方様御上坂之節は先達而上京可仕

以上、

仰出候、

依之今朔日京地致発足候、此段御届申上候、 奏飛鳥井中納言を以被

く賜御暇候旨、伝

内候節、段々御暇相願候旨趣無拠相聞候間、

三月朔日

松平越前守

一(子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書三八)

此方父子之心底ニ相反し、鎮静申付を不相用のミなら

す、却而奉対

禁闕発砲候条、言語同断不届至極ニ付、断罪之上令梟首

もの也、

十一月

一 高崎侯より閣老江内届三九

旧冬以来追々御届申上置候右京亮人数、上州下什田辺(行き) におゐて常州脱走賊徒追討之砌、討取手負取調候処

三拾四人討取

五人下仁田戦地ニおゐて討取、死骸其場ニ有之、

願之通暫

七人中小坂寺返場ニて討取、賊徒共焼捨る、

廿弐人信州境内山峠迄死骸持退、同所切通辺ニ

而焼捨る

拾八人深手負

但下小坂通、 杉戸板又は四ッ手等ニ乗セ、賊徒信

州路江持退

り戦中首級を揚侯儀無御座候間、表立御届不仕候、 右之通御座候処、 他領其上懸隔居取調方不行届、 素よ 此

段各様迄申上置候、 以上

二月廿八日

松平右京亮家来

御所より丑二月廿二日被

仰出、閣老阿部豊州持帰り之 御書付

大樹上坂之儀、毎々被

仰出候得共未発途ニ不至由、 是論議貫徹不致次第も有之候哉、 は候得共、長防篤と鎮定ニも不及由、且亦山海辺鄙彼 年々之儀実ニ不容易筋 昨年帰府後諸事掩滯

之儀も不少、おのつから人心不和之基を開き、不被安

思食候事

宸襟之間、何分ニも早々発途御一和之良図を被運度

仰出候得共、先は上洛之方可然候事、

但上坂と被

|肥後守去春中拝領被仰付候御加増知五万石、今以土地(四|の1) 丑正月会津侯より閣老江差出

御渡無御座候付、去子年分物成之儀米金之内を以御渡

金御渡相成候哉ニ御座候得共、凡領知物成之儀は其年々 以右代金ニ而御渡相成候処、 被下度段、旧冬中奉願候処、 右は何様之御積を以右代 右物成免三ッ五分之積を

以後十二月迄之相場を以右代金相納候は、諸国一体之 出穀十月中収納いたし、米不足等ニ而金納之分は十月

御渡被下候儀ニ候ハ、、吐口可申之筋ニ無御座候得共 法令ニ御座候得共、右拝領高免三ッ五分之積を以現米

と奉存候処、 石代金相立候十月以後之時相場を以御渡被下相当之儀 石代金ニ而御渡被下候儀ニ候ハ、、其年之物成収納後 右時相場江経り候而は金高多分之相違ニ

相見得候間、其時之相場を以御渡被下候欤、又は土地

御渡無御座故を以此節右代金を以御渡被下候共、両端

之内を以御渡被下候様、此段幾重ニも奉願候、以上、

内

田口治八

正月

正月十九日差出二月廿日付札

(四一の2) 覚

御加增知、去子年物成增石代之分金六千両余被下候、

委細之儀は御勘定奉行江相達候間、申談候様可仕候事、

一越前敦賀之者出府談話之書取四二 賊屯新保村敦賀領ニ而野坂陣屋より三里余

一三百七拾人計り首切候事、

三間ニ四間計之穴堀り、右江入レ候事に

女四人、内両人首切、両人残り居候事

百人余無罪、無拠付来り候者御帰し之事、

但路用被下、髪月代もいたし帰り候事、

右は水戸江引渡百姓欤之事、

り来次第出船と申事、

一百六人余残り、是は遠島可相成由、

在陣中其後も、ふとん類・香之物・梅干・野菜類、

若州より頼ニ而、近在より敦賀江相廻し候事、

五頭敦賀江着、夫より御仕置相成候事、

賊惣人数七百六七拾人、外ニ三拾人近所より無拠被

一正月廿四日、田沼侯并大目付・御目付・御使番両人、

連候者有之、右は先達而御調御返し之事、

一馬八拾疋計、内乗馬は七八疋也、残り荷馬、いつれ も途中より所々ニ而連参り候事、疲労居敦賀ニ而ニ

江州今津ニ而右馬御預之事、

三疋死候事、内御払ニ相成候も有之、加州様御領分

一越前国敦賀表ニ而賊徒刑罪之者四三

武

田

伊

賀

彦 右 衠 門

魁 助

Щ 同 同

国 兵 部

敦賀湊江船之廻

江戸表江差出

小

林

忠

雄

事也、

当時各国の商人共は兵庫港も来寅年七月頃には

水戸殿江引渡無構段申渡

追払無構段申渡

遠島

斬罪

同

淳

田

丸

左

京 郎

村 長 朝 井 谷川 島 田 倉 万 道之助 弾 因 次 郎 正

沢 Л 田 百 瀬 信 四 尃 之 拾 助 人 蔵

浜 当時無宿 百 野 三拾 辰 六 次 伊助 人 郎

丑 四月五日

右之通見聞仕申候間、

此段申上候、

以上、

南部弥八郎

拾 拾

武田伊賀別当 惣助

百弐拾五人

日本貿易新聞四四 第九十四号

日本にて是迄貿易に付条約を取替したる各国の人々に **我元治二年乙丑正月廿七日** 西曆一千八百六十五年第二月廿二日

神奈川開版

対し、大坂の兵庫港を開く事は素より我等の最希望す る所なれは、方今先務として其談判にとりかゝるへき

吟味中病死

藤 石

子 新

之 之

吉 助

岡 後

弥

郎

橋

本 崎

彦

 $\equiv$ +

惣蔵

金蔵 郎 竹

大 Л 久保 辺 重次 新 郎 蔵

奮発勉励を加えさる様子なれは、 に対し度々談判すと雖も、政府は因循して更に其事に 亦便利にして互に利益ある事なれハ、我等は日本役人 の開港は我等の為に都合よきのミならす、日本にても 最早開港に成んと指を屈して待楽める様子なり、兵庫 迚も開港の成功は容

等の造営あるへき筈なり、 先頃日本にて夫々の役人等を兵庫港に送りしよしは疑 前に先つ彼地に外国人の在留館を始交易場及ひ運上所 り千八百六十八年戊辰に至り開かるゝに於ては、其以 ひなし、但し兵庫開港の談判弥ゆき届きて、約定の通

易に遂け難かるへしと思はる、

ては迚も徹底談判に至りかたしと思ハる、彼港弥開か 評決し難く、彼一人にて他国全権等の扶助なきにおゐ 欲して、頻に骨折談判を成すと雖も、此事件は容易に 方今仏国の全権は、彼の近日の内大君に開かしめんと

> 二十六日サイト用をの通信を得て種々の事件をきょ、 ポルモサと号する蒸気船の来着に依て、去年第十二月

たり、其中に記載せし事件の一二を左に抄出す、 且ロンドン、エンド、 チャイネと名くる支那新聞を得

ルンにゆくか為にウインドソルを出立せり、世子ワー

英吉利〇先頃キリストマス祭日に、英国女王はオスボ

レスのプリンスは其妃と共にサンドリンハムに在て野

遊を為せり、

ケビネットの重職に任し、其書記を司れるピートリー 仏蘭西○コンチーは先頃国事の密議を掌るチーフ、デ、

はモクワルトの死去につき、 跡役の命せらるゝ迄の間

トルブウレーと入替れり、 カトーレナ侯は華盛頓府に在てリスボン在留のミニス

代勤すへきの命を蒙れり、

仏蘭西の為替所にては利足を四分五厘に減せり、

の由を聞けり、 翰堡○東シペリヤ去年の秋気候不順なりしに依て不作

なるへし、

るゝに至らハ、

諸事甚便利宜く、我等の為に大幸福と

ームブ IJ 2 ンゲンは天津在留の瑞了副コンシ 2 ル に

仗

任せり

普魯士〇白霊新聞に先頃デネマルカの戦場より帰陣し

たる兵士の為に盛なる賀儀を行へりと云

葡萄牙○先月十三日キ≒ҕ暴風雨に依て諸所破損少な

葡国の為替所にては利足を六分に減せり、 からす、海軍総督は危難にあひし輩を賑給安撫せり、

陣し、 北将セルマン南部を攻んと欲し、 合衆国〇北部に於て先月七日サニルに大会議あり、 サハンナの外堡を守護する南兵と戦ひしか、ゼ 数多の兵を率ひて出

ヤル堡に在りし北兵もセルマンの応援をなせしか、 ルジャに於て南方の騎兵隊に襲ハれ大に敗走せり、

右丑二月翻訳相成申侯

是亦ガラハムスヰルレに於て敗北せり、

本朝子十一月九日和蘭差出丑正月廿八日江戸江相達

候政府より為伝習彼国江遣置候航海生徒より之書状

当春はしめより独逸国とデネマルカ国と争戦ニ及ひ候

凡一ヶ月程之間戦場江罷越見物いたし候、或は双方之 行ニ而正月下旬よりドイツ国并デネマルカ国江相趣 近来之戦法等実地経験之為、 小子• 榎本釜次郎同

廻り、 陣中江おもむき惣大将江も面会、或は騎馬ニ而陣中も 右等委細之儀并旅行日記、 或は台場江趣キ、実ニ未曽有之稽古相成申侯、 且彼地ニ而双方ニ懇意ニ周

旋いたし呉候事共有之、後便委敷可申上候

輟等ニ而便利を相極め申候、 数百里の外といへとも一

近代は、欧羅巴洲惣而いつれの地と雖とも、

蒸気船車

当節は、小子と大工寅吉と申者と両人懸離れ、 両日にて到着相成申候

۴

ル ì

レ クトと申地に住居罷在候間、書状差立候時は何時も

同寮ニ引分れ居候ニ付而は面会談話の相手は只蘭 差掛間ニ合不申、不都合之儀のミニ有之候得共、 **一**は 人の

蘭語其他学術之修行等におゐては讓り申へから

さる事と奉存候

船写真一枚、此船は小生掛りニ而、 於て船造家ヒップスの船造所ニ而打建居侯、 当ド ル 日本政府  $\nu$ ク ۲

は機間之力四百馬力、凡五百人乗組之物也 より御誂軍艦、長サ凡四十間、横はゞ六間半、水入深 水面上高サ二間五尺、三十二挺の大砲、蒸気

先達而御用状ニ而御船号付之説有之、開陽丸と

号せられ候

当年夏は柔和ニ候処、去ル九月初より俄ニ寒気相催

川々凍ニ而閉候処、此両三日ニ至り候而は寒気弥募り 相違ニ御座候、右様柔和之気候不順なるを御察可被成 候様子も無之、存外柔和之冬ニ有之、昨年冬とは大ニ

之、医薬相用不申、同寮中ニ而小子而已ニ御座候、 得共、近来は当地之気候ニ相馴候故哉、極而壮健ニ有 候、小子儀昨年冬より此春ニかけて折々風邪に被犯候

去年渡来之御使節より諸国政府江謝礼として被遺候品々、

所•武器貯蔵所等肝要之事科致一見申候、英国海陸軍 子儀付添罷越、万端取計申候、其節乍序諸方海岸製造 計方、去ル九月十九日内田恒次郎英国江相越候付、小 英国ロンドン江安着ニ付、右各国政府江分配之儀為取

之盛を極め候事驚入申候、其頃有名なるアームストロ

士官と名乗、西洋服ニ而五人程同鋳造所江来り候由 ング氏江尋訪候節、風と承込候は、当四月中旬日本の

を廻歴いたし候者も有之事と存候、其後ロンドンにて 州或は長州抔之家人、内実御地を出奔いたし西洋各国 同所之頭取なる者申聞候、依之小子等相察候ニは、薩

江前文日本人之風聞問合候処、右申聞候ニは、其頃よ り四ヶ月以前、薩州侯より数千金為替ニ而五人之日本 為替両替屋江罷越候節、両替屋之番頭ともいふへき者

有之、併小子英語は甚不得手ニ而、通弁之誤も可有之、 人金子請取ニ相越候由故、右五人は薩州家中之者ニ可

慥成事は分り兼候得共、五人の日本人英国に罷越候儀

国より数百人、英国に在留、海軍の修行いたし候者有 は相違無之候、又都児格、魯西亜、エケーフデ等の諸

之候、ロシヤ、トルコのこときの国より如此、況や御 国に於ても希くは御入用之御厭なく拾四五歳の者七八

五歳を不過内に御国地海陸軍節制頓整にして、外夷の 侮慢を受さる様相成可申は必定之事ニ候、然るに小子 百人も英仏江御遣し、凡拾ヶ年も修行為致候ハ、二十 我

故に我

等如何程学術に抽んて候とも、僅の人数にて迚も事成等七八人之内半は年齢相傾キ候者共御遣し相成、小子

申間敷と奉存候

夫より英仏之提督江遺候文面御承知無之事と奉存候間新聞紙ニ而承知いたし候、六日之合戦後、松平大膳大より和睦を乞候由、右合戦之始終極めて慥成もの委細之上、翌四日より六日迄三日之間合戦、松平大膳大夫蔵、田 東 前之軍艦都合拾七艘、八月三日長州姫島ニおゐて軍議 前之軍艦都合拾七艘、八月三日長州姫島ニおゐて軍議

京都及ひ江戸の命令互に相違あり、改而書をアドミラールに呈す

訳して入御覧申候

を以て、レベルの名を得たり、我、京都之令に従て下の関を航せる外国船へ発砲せる

りて異船行路を妨けさらん事を乞ふ、帝の意と相違せるを知りたる頃、外国の便下ノ関江来

せしめたり、然るに其頃京都に一揆起りて、長門守我帝の意を聞んが為に、長門守をして騎馬にて京都に使

海路妨なき趣を、貴殿の軍艦出帆之後姫島に着せり、あり、依之我直ちに使を仕立、端舟ニ而下ノ関航海之其後三日目に貴殿の軍艦姫島に安着のよしを報する者使せしめたる条を能する事を得ず、詮なく帰り来れり、

故に空しく時を費し合戦となれり、

我、戦争に及ひたるを悔ること少からす、我、曽て英

人に意恨なし、只親睦に交るを欲するのミなり、

前文之趣、貴殿等の勘考を乞ふ、委細は追而掛合ニ及

ふへし、

西洋九月九日 元治元年八月三日

右文面之内

松平大膳大夫

及ひゲヤンビ江運送之頃、長門之軍勢共七百人、蘭人下ノ関第一之台場を奪ひ取、大砲類和蘭軍船メヂュサにて功をなさすして帰る、或は又戦争ニ及ひたるを悔叡慮を伺ハん為長門守を京都江遣したる処、其頃一騒

の為に已か大砲を敵船江運ひ候手伝せる由嘲り記載有

今日之新聞紙にて、 被仰付、其他近習之男女四百人程斬罪ニ被行候由、真 長州侯領地没収せられ、 太守切腹

疑如何

近来支那の一揆、十五年以前より漫り居候者、当春不 残退治、 此合戦ニハ英仏共ニ支那帝の為ニ助勢を出し候由ニ御 一揆之根本南京も政府之手ニ入候由ニ御座候、

座候、

武之官人より兵卒に至る迄西洋服ニ変し、海陸軍制能

く整候様ニ承申候

承申候. 戦之入用凡七百三十万両仏郎西に償ひ、 和睦を乞候由

ッ ホルステ、 の合戦は和睦と相成、 及ひラーウェンベルグはデネマルカよりド 先便申上候スレースウェーキ

3

1

ロッパは当節甚平穏ニ有之候、

デネ

マルカとドイ

イツ国にさき相渡申候、其他相替儀無之候

北亜米利加合衆国戦争益烈敷、日夜数ヶ所にて合戦た え間なく、 既に四ヶ年に相成候得共、 戦争之烈しきは

ヶ年之間大統領を相勤候事ニ相成候、当時は北邦之方 ン四ヶ年目ニ付交代の大統領のゑらミを得、 尚此後四 始て戦争に及ひ候頃と替る事無之候、

大統領リンコル

惣将ガランド拾五万の兵を以て昨冬より絶間なく南方 猛勢ニ而所々ニて凱歌を挙候由ニ御座候、就中北方之

の政都リヂモントに犯迫候事、又リヂモント防禦の惣

セナンドアフアレーに於て北邦のヘネラー 大将リーの羽翼と頼めるヘネラール、 エョレーなる者、 ル、 セリダ

マン七万の勢にてゼオルヂヤ咽喉の地アタランタを奪 ントと戦て大敗に及候事、又北邦のヘネラール、セ

取、 不残焼払の後、ゼヲルヂアの都マーコンをうはひ取焼 大小砲鋳造所及ひ武器庫等を焼失し、夫より市中

払、 方江押寄候由、当時北アメリカの戦争は数百万の軍勢 奉行等は生捕、 夫よりヲキコスタ及ひサアンナの

日夜絶間なく戦に御座候、或る新聞紙に依るに、アメ

方共ニ……にて、仲ニ入取扱候英仏抔も当時ハ只手ニ かはしき次第、折々両三度和睦之噺有之候へとも、 八万九千人に有之、無罪之者互に打合殺し候事実に歎 カ南北之戦に始より討死之者をしらへ候ニ、凡六拾 双

汗して眺め候而已、

取、 北亜米加、メキシコ国仏朗西国と合戦之処、 相成、 世の為に立られ候者は、オーステンレー 世界第一と可申一言欧羅巴にひゝき候事雷のことく、 様ニ相成申候、 之由、当時メキシコ国帝とて仏朗西帝ナボレヲン第三 にてマキミミリアーンと唱候、 おそらくは当時ナボレオンのあるを以て欧羅巴洲平穏 ンの名にてメキシコ国帝を称し候、近来国内弥平穏ニ 大統領コアレスなる者家内之者引連合衆国江逐転 仏郎西の兵士同国ニ警衛の者追々帰国いたし候 当節仏帝ナボレオン第三世の勢、 第一世マキミミリアー キ国 惣国被奪 の帝の弟 当時

元治元年子十一月八日 赤松大三郎 なることを得候様ニ被存候、

後文略ス、

日本貿易新聞 第九十五号

**我**元治二年乙丑二月四日 西曆一千八百六十五年第三月一日

神奈川開版

外国公使に一の告知をもきかす、之に由て考ふるに、 港の期に至るへからす、○其故は日本役人よりいまた 我等或人の許より一書を得て、 六十八年の期に先立て大坂の貿易を開かれん事もある き手つゝきに及ひたるならは、兼て条約せる一千八百 然後日本政府其港を経営し、運上所を建て、其他要用 由を外国公使に告け、その見分を経、 役人通詞并其地図等用意既に備れる由なれ共、速に開 嘗て日本の奉行内海より軍艦にて兵庫港を見分にゆく 於て貿易を開くといふ風説は、総て想像の妄説なり、 を証とす、○今迄一般に街談巷説ありし近々大坂表に なる物件の置場等を設くる事当然なり、 `き旨を命せられ、且日本政府にて此港をひらくへき し、然るに今以日本役人より其告知を得る事あらさ 港を開んと欲せは、 先ッ其地位を定る以前に予め其 左のことき信すへき説 其承知を得て、 故に此のこと

れハ、紛々たる浮説皆悉く妄誕のミ、

すぎ、地震あり、我四ッ時地震あり、 昨日我二月三日『天気寒冷にして北風吹出し、夜に至て 愈甚しく、今朝に至て猶やます、午前十時半の 此地震は近日気候の不順なる一徴 頃

候と謂ふへし、

一附録別段新聞四七

·无治二年乙丑二月五日 曆一千八百六十五年第三月二日

開港ニ及ひ候由、 以書翰申入候、 にあり、故に書を日本外国懸り御老中に贈て、箇様な の理なしと存候、乍併不容易なる事件を鎮るは我か権 に、外国諸公使に予め不相謀とも数日前に告知せさる 等甚た胡乱に存候、其故は此のとき大事件を執り行ふ 運上所役人等を命せしを以て証拠といたし候得共、我 説更に甚しく候、右は既に開かれし港と同様に彼地に 然は日本政府にて条約年限前に兵庫表 風説頻りに相聞候処、今日に至り風

> の上早々合衆国町人共へ御触出なされ候て、人心の動 并紙尾に認め候外国掛御老中よりの返翰、 て一応及問合候処、返翰到来いたし候付ては、此書翰 人を命せしは何等の目的なるやを問はさるを得す、依 貴君御一覧

揺を御取鎮め可被成候、 以上、

日本在留ミニストル

ロヘルト、ハ、プライン

合衆国コンシュル、ゼヲ、ス、 ヒセル殿

我政府にて近日兵庫表開港に及候の風説有之に付、二

取鎮られん事を深く希望す、又彼地開港の事件は条約 此のことき事件ゆへ宜しく疑惑を解き、此度の浮説を らす、故に彼地を管轄すへき奉行をさし置さるを得す、 地なれは、方今自国騒々しき折から忽かせに為すへか 知せり、然は彼兵庫港は京都に接近し恰も西国咽喉 月十六日に贈りたる第十六番の書翰を握掌し委曲を承

諏訪因幡守印

年限に至りて各国諸公使と談判に及ふ可し、

る浮説ハ常に貿易の妨け故に、我職掌に於て彼地に役

月日

水野和泉守印

易の仕方あり、当時まつ兵庫を欧羅巴より輸入せし物

る事なく、兵庫に於て輸入物に依て多分の利益ある貿

の売場となしおかば、上に言へることき障碍は決して

アメリカ合衆国日本在留公使 口 ベルト、ハ、プライン閣下江

千八百六十五年第二月二十八日請取

日八 **我元治二年乙丑二月十日** 西曆一千八百六十六年三月八日 本貿易新聞 第九十六号

兵庫開港の風説に付ては、

爰に亦此事の行はれさらん

事を利とするものあり、○横浜に於て多く地面を所持 りて横浜の地面其価大に下落せん事を恐るゝか故 せる者は、もし日本にて他の港を開かれん時は、 差当 え

を以て肆店をひらきし者は、 此事を願ハさるものあり、或は当地に於て許多の費用 もし他の港を開かれなは

て其出店を開かんには、新に開港となりし地なれハ又々 大に己か生業の妨とならん事をおそれ、且つ兵庫に於

其開港を願はさる族もある由なり、○当港の貿易を妨 幾多の費用掛らん欤もはかり難けれハ、是をいとひて

> て茶及ひ木綿を多く産する由也、○当今此地より絹を 大坂ハ人戸稠密大府にして、環繞の国亦人民藩衎にし

なかるへしといふ言、一般に言ひあへり、

の貿易緊要の物たるを知らは、程なく絹の製作に於て 産すること少なしといえとも、日本人もし絹は欧羅巴

大に勉強し増加するにいたらんこと疑ひなし、 日本人の街談巷説をきくに、当今日本の土人多く絹を

造出さんか為に、専ら桑樹の栽培を務むといえり、○

知へからすといへとも、 去年冬中支那及ひ日本より絹の輸出甚た減せり、其故 一般の説には、 雨湿の季候大

踊貴するなるへし、○又聞く洋製の物品、横浜より大 する国も亦かくの如くならハ、将来一時絹価ます人へ に繭を損害せし故絹産少しといえり、若し他の絹を産

る事甚た稀にして、輸入の物大低江戸に於て売捌かるゝ 坂迄陸路の運送途中許多の失費あるか故に、大坂に至

物弥多く售られん事必せりといえり、 由なり、故に西方におゐて一港を開かれなは、輸入の

ヲ)、之に依て御老中よりアメリカの公使へ贈られた ひ、運上役所を建て、新に街衢宅地の位置を定む(願 くへき用意頻にして、既に其奉行を命し、訳官をゑら の中に、千八百六十八年の約期に先たちて大坂を開か 御老中より合衆国の公使ゼネラールへ送られたる答書 クハ此位置現在ノ横浜港ニ於ケルヨリモ便利ナラン事 ん事決してあるましき由見えたり、○此時間此港を開

償金欤 の中日本人の所得となるへきものあらんとい長州―件の中日本人の所得となるへきものあらんとい 知り難けれとも、期限の前に他の港を開きなは、償金 ふこと顕然たるか故に、此事を諸方より言ひ出せしと

たちて兵庫の開港あらんといふ説猶盛なり、○聢とハ

る答書の趣に違ひて、やはり千八百六十八年の期に先

れハ、兵庫の開港ハ千八百六十八年の期を待より外な

いえり、○然れともかゝる説を確証すへき公報を得さ

人の厚志を表するに足れり、願くハ外国との交際を広

し、○もし此事早く行はれなは、外国人へ対し弥日本

ありたり、

むる為に、此事早く成就あれかし、

日本政府より遠国奉行へ報告の訳

用意あるへき旨、諸大名并に其他諸役人江不洩様布告 せり、○乍併もし万一の儀有之哉も難計けれハ、猶其 の申立により、政府にてハ最早彼国御征伐無之由に決 来れり○周防長門の両国全く静謐になりし由尾張より 処、長州より其太守既に先非を悔ひ其罪に伏せし由申 尾張大納言、長州父子を誅伐の為に安芸国迄発向せし

ありし、

土州の家臣野崎糺、去年七月長州の家来共多勢にて京

志をひるかへし宿謀を遂る事を得さりし由 者ありしが、幸に此者の働に依て抑留せられ、終に其 帝より御褒美を頂戴す、○公家衆の数人長州へ荷擔の 都を騒かせし砌 し、御感浅からす、大臣に命して、自ら此者江御褒美 禁庭江忠節を尽せしニ付、 叡聞に達

旨書入相見得、

必竟右之者ニ可有之哉と相考申候

候列之内ニ而小林忠雄と申者、 賀党類之者ニ侯哉之世評有之、

活命ニ

而江戸江差立!

越前敦賀ニ

而

死刑

相 候 成 差下ニ相成筈候旨、閣老より報告有之候段、

通弁官シ

免れ可申由、

外国人申居候

ルトより内々申聞候よし、右之一人と申候は武田伊

仏国江製鉄器械調文ニ相成候ニ付、

輸出之生糸を仏之

号 # 四月五日報告 〔維新前後諸書付38〕

(付箋) 「第二百六十号」

攻

不相整由ニ御座候

外国々商人共一

同群議沸騰い

たし右様之御所置

=

相

候得は至然占買ニ相成、

直段下落い

たし御為不宜旨

审 成 商人一

手ニ引請度旨極密相願候処、

何所となく相洩、

横浜外国人之形勢、 **江差出候間もなく、** 撫育として申請候様ニも可有之、 償金差出ニ不及筋可相成、尤一人に壱万ドル位ツ、 彼地江不相達前ニ仕出候事ニ候間、 拾万ドル相渡候様申来、 は無之方ニ相聞得申候、 去年鎌倉ニ而士官二人被切殺候償として弐 殺害者の一人を上方ニ而召捕、 当時平穏ニ而異論 右は清水清次を刑に行ひ候事 然共近国英国政府より書翰 乍去右書翰江戸政府 右之事件達候上は ヶ間敷事、 近 先 Ą は 到 ッ

> ひ候様可相成、 価を貪り輸出ます~~ 至り候事ニ而、 敷田園数百里之間木綿のミ生植仕候より、候」 而木綿不足ニ付、インドの土人其価之貴きを貪り、夥有之哉、九十七号新聞紙と異なる趣意も相見得候得共、其侭写取申年支那地ニ及ひ可申趣、右はアメリカ南北連年戦争ニ(頭註)「本文外国人より承り候趣ニは御座候得共、伝聞之相違ニも可 印度地方昨年穀物払底飢饉ニおよひ、 日本は穀物輸出之禁厳敷候付、 支那は亦百穀輸出之禁なく候間、 多く、 お のつから自国払底ニ及 自然右之余殃当 右之災殃ニ 其殃を 其高

御国許より英仏江生徒数人被遣候旨、 外国 人之内窃に

港之使ニ随従罷越、 江 五代才助儀 物語仕候者御座候由 **罷越候趣ニ御座候段、** 昨年来居所不分明ニ 帰朝之後勤方被差免候、 元外国方勤ニ而昨.

候処、

英国龍 年仏国江

動 鎖 府

と申者噂仕候由 ニ御座候

753

田辺太市

一三月廿二日閣老水野・諏訪、参政酒井・立花之四人、

横浜製鉄所為見置蒸気船ニ而相越、廿四日品川沖帰帆

段雑説仕候得共、酒井公用人其外外国方官吏等種々尋右ニ付世上ニ而は殊之外六ヶ敷応接心配之儀共御座候之所、大風ニ而小舟通航難出来、翌日帰着ニ相成申候、

候、問仕候処、全製鉄器械見分ニ相違無之筋ニ相聞得申

従

朝廷度々被

仰出候趣も有之、幕府之模様方今之所ニ

此上禁錮等之命有之候時は、国中挙而必死戦争之心組内、若も領国を被削或は大膳父子等江戸江呼出、其外江帰り候途中、下ノ関江立寄、長州士官と種々談話之一英国通弁官シーボルト儀、当春長崎江罷越、近頃横浜

二候旨勢猛二物語候由

強国之筋ニ無之と存候旨、シーボルト返答いたし候処、は諸民自在に取行ひ、政府ハ税のミ取納候道ならては、皆無之候ニ付、宇和島ニ而も不遠開港可致の地ニ候哉、同人儀宇和島藩人に出逢候所、兎角開国

宇和島人の答ニは、先ツ当分政府ニ而取行ひ可申積之

旨申聞候由ニ御座候、

き候様之事の〝取計候事ニ而、憤発勉強いたし候ハ、所、随分勢力も十分有之哉ニ候得共、みつから勢を挫同人之話に、江戸政府之形勢を外人より熟察いたし候

将軍家上洛有無之儀ニ付而は、種々雑説も御座候得共、政令振起可致、実ニ可惜事共ニ候旨評判仕候由、

急ニも御発途可有之勢ニ而内外取調有之、昨日参政酒而は、両三日以前触達等も有之、日光御法会相済次第、

井侯公用人江外用向問合、返書中、長州再発ニ付右御

手当旁営中殊之外取込候趣申来候

本隼人正謀主ニ而、従

三月中旬頃肥後藩人之探索書中、閣老諏訪侯御側衆竹

辞表御差上相成候積之由、肥後藩之者探索仕候筋御座見込之通ニ取計、若の朝護ニ而御拒ニ相成候時は将軍京師何様被の仰出候共上洛見合、且諸事取行方も関東

候得共、当時幕府之形勢右様之筋共不相聞得、兎も角

間敷と見込候輩も有之筋ニ相聞得申候 も此度上洛之上ニ而万事確定無之候而は、 中々治定仕

候得は、閣老・参政其外重立候御役人ニ而は最も不好 早く被為在、長防之所置并諸事御治定之機会ニ候旨申 去秋大久保越中守再勤被命候、 ニ相違無之、乍併昨年以来右之機会を失ひ候を歎息仕 立候所、其日より三日目ニ御役御免ニ相成候由ニ御座 即日上洛之儀は片時も

右之通承申候、尤横浜之儀は清水卯三郎を以探索為 此段申上候、以上

候向も不少様ニ相聞得申候

丑四月五日 仕候儀ニ御座候、

南部弥八郎

◇第一一二号 丑四月報告 〔維新前後諸書付39〕

(付箋) 「第三百二十八号」

京都町奉行より申立之趣 佐々木六角源氏大夫と申者、の1) 浪人ニ而自侭ニ屋形号

丑 正 月

( o 2 ) 右ニ付名前書

佐 河内又六郎 々木六角源氏大夫 岸三郎右衛門 浅田鉦太郎 端庄兵衛 同龍王丸 和田弥平太 東 和田孫太夫 湊 畑清兵衛 福岡三郎 伊庭玄

仕度、此段奉願候、 乍申向後之励ニも相成候間、 廿五日•廿六日両日ニ召捕申候、 儀有之、其侭差置候而は乍恐 勤方佐々木只三郎組之者召連、別紙姓名の者共去ル 者共金銀等豪奪いたし、其余悪事共相聞候間、与頭 不寄余分ニ所持致し、或は家来之役名等種々僭称之 候抔と申居、身分不相応纏・馬印を始メ武器等何ニ を聚、三百余人相語らひ、公辺江御吟味方御与力致 を唱へ、忰娘等は若君・姫君と相呼、 向々探索為致候処、 以上、 大坂・兵庫辺ニ而右同類之 相応之御賞被成下候様 御政体ニ差響可申被 右ニ付而は職分と 諸国無頼之徒

存、

三浦兵記

中村治三郎

() () () () () 右源氏大夫身上探索書面之内

家席掟

## 十七家

常平非常共出仕之事、尤老人并多病之輩は非常之

節は御屋形ニ詰居、御留守中取締惣而行届候様可

取計候事

江州非常方 城州催同 丹州催同

御側番頭席也

文武相心得有什心之輩をゑらゞ所々の催被仰付候事、(4) 江州七十余家非常方 城州七十余家同 文武ニ心懸宜輩をゑらミ家族ニ不拘被仰付候事、

丹州七十余家同

除候事、蔵を立候輩ヲ以非常方加人数候事、 表御近習席也、尤不義無道之輩は家筋たり共相

諸士組

不及御供候間、御屋形江詰居候事 事書七十余家同様、但し非常之節御屋形御出門之

言上之上御規定之通行ふへき者也、

右堅く可相守也、若相背候輩有之候ハ、、御屋形江

元治元年十二月

詰所

伊 庭 玄

斎

東

岸三郎右衛門

湊

泂 内又 六郎



御屋 相 を 本 大 角

丑三月下旬肥後藩人探索書

之形勢不穏候付、御断相成度段 公辺江御伺御座候 仮令諸家様ニ而御出府ニ相成候共、於芸州は未長防 芸州様ニ而は御隠居様・若殿様・御前様御出府之儀、

願出之趣尤ニは候得共、深思召も有之候ニ付

処、

早々差出候様御付札下り候由

仙台様当年御参府年二付御頃合 処、当年秋九月中出府いたし候様御付札下り候由 公辺江御伺相成候

一四

丑二月白川•宮津之両閣老上京一

宮津侯当月六日、白川侯同八日、 御上京、 件風説 其後御参

右仙台侯御前様御出府之儀、 而、暫御宥免被 仰付度旨 御帰国後御住居御取崩

早々作事ニ取懸り、

御座候、 り候由、

書付御差戻し相成、暫見合候様との 御沙汰有之候

电

丑三月十八日閣老本田濃州より達ス

御目付助御使番山田十太夫• 黒田五左衛門• 落合将監

相野八郎兵衛・長田六左衛門・永井真之丞・杉浦兵部・

村越三十郎・井戸大内蔵・小出助四郎・本多左内・酒

井劫吉等、松平大和守始、野州降人裁許申渡ニ付被差

遺候旨達有之、

上杉様御隠居被成候筈ニ而御内慮御伺相成候処、 然処未御作事ニは御取懸りニ相成不申候由 出来次第差出候様御付札ヲ以下 公辺江御願相成候処、 御 哉、 伝

仰出、 内被 奏方御列座ニ而 朝五時より御参 仰出も無之処、 同廿二日御参 内之処、 夜ニ入候而殿下始

玉座近ニ於て殿下ヲ以被 仰出候ニは、 此度両閣老上

用向有之上京之由被申上候処、其用向之趣意可申上 京之儀御尋相成候処、 白川侯ニは一橋中納言殿江御

被仰聞ニは、京地鎮撫之儀は将軍家之職掌素より之 旨押返し御尋ニ候得共、聢と御答も遅渋之処、重而 昨七月動揺之後豊州上京、其節大樹公上洛無之

段御糺被 仰出、 其許速ニ御請申上候儀ニ而は無之

**叡慮益不安、無余議** 

然ルニ追々因循ニ付

勅とも可言、此度両閣老上京全大樹公上洛御断之積、 勅書三度被下候得共、 事ニ寄品を付上洛遅々違

其上夷人に紛敷者共引纏九門内外徘徊為仕、尋常之

長賊発砲、

道を失ひ、勢を以可致取締模様顕然之事ニ候、七月

其頃速ニ太樹公上洛、奉安

震襟候而こそ将軍之職掌• 君臣之道も照覧可有之処、

無其意

勅書被下候而も不奉畏候之儀、将軍之心意不平と日

増

宸襟不穏、頻ニ大樹公汲取違ひも候ハ、閣老辺に而

申解、奉安

叡慮候而、 朝幕御一

皇国之大事周旋可有之道を失ひ、仮初ニも虚言を以

促

可仕と、大声ニ而御沙汰御座候由、 君上候段不届至極、 於幕府差心得来候条々速ニ言上 両閣老方聊之御

請も無之、暫有之而白川侯御申上ニは、 趣重々恐入候、全私共不行届より如是之間違出来候 御沙汰之

度、 儀、 帰府之上大樹公江夫々申上候而御上洛可有御座 重罪無涯、何卒御取成を以廿日計之御暇被仰付

上洛之旨被申上、今以因循、此上虚言を以私を相構 様可仕旨深く御断被申上、殿下被仰候ニは、是迄度々

被申候而は

皇国之御大事ニも可及、爰之処急度思慮可有之旨被

仰候由、 且又宮津侯江は其許上京侯とも

皇国之御所置御尋之辺難被為在候付、

此節大坂辺

防長賊徒潜伏之趣達

叡聞、 不安

思召候間、在坂ニ而急度取締可申旨被仰達、

奉畏候

段御請被申上、

寅之刻御退出之趣ニ候事、

二月

一五

越前敦賀降参賊徒之風聞

浪徒共刑罪残り百弐三拾人計、 水戸江引渡可相成、夫

計、大坂町奉行江一旦引渡ニ付、役向追々越前江廻船 迄は彦根江預ヶ、右之外流罪ニ相究り候者百弐拾四人

可有之旨

壱岐

対馬

隠岐

薩摩

追而右之島々江配流之由、 四五月頃迄大坂表ニ御差

置之由御座候

一六 丑四月五日

小倉ニ及んとすと云々、 大膳父子は何地江遁れ候哉、 其趣は防長激徒追々相増、毛利讃岐大将ニ而国中横行、 右ニ付雑説ニは、四月五日頃急便着、閣老江封書差出、

吉川は芸州に奔り、

余殃

一七

丑四月六日小倉重臣於柳之間大小監察密談有之

御杉重被下之、

仰 前 出候付、 大納言殿事、 丑四月五日頃尾州卿より被差出 御用有之候間暫滯京被致候樣、 公方様御上坂之儀被

先達而従

故 加 賀 中 納 言

上杉弾正大弼

佐竹右京大夫

御暇被下候様仕度段'

遊候と之御達御座候付而は、 度御上坂可被遊之旨被仰出、 御所御沙汰之趣御座候付、

是迄滯留被有之候、然処此 御発途之儀は暫御見合被 御上坂迄暫時之内帰国之

溝口 南 部 遠江守 主膳 正

故1

替儀も無之、御酒・御吸物・肴三種・御菓子・煮染之 山里御庭拝見有之、 右ニ付御成、 且閣老相越、 別段相

> 難被及 朝廷江奉願候処、先般来被差留、

> > 御用中ニ付歎願之儀

暫時於国許養士気御上坂已前早々上京可有之、 御沙汰候得共、去秋征長已来永々出国之事ニも候間 、猶其上

兼而用意可有之旨被

御用済ニ而可賜

御暇候、

何時可被召登哉難計事二付、

仰出候段、野宮中納言殿より達有之候付、先月廿二日 京師発途、 伊勢路四日振旅行ニおゐては、 同廿九日尾

州江被致到着候積御座候、此段申達候様被申付越候

四月

以上、

二月十八日京都所司代より達ス

松平土佐守

届候様可被致候、 大坂表為御取締巡邏被仰付候間、 委細之儀は御城代江可被承合候、此 得其意、 際厳重行

段相達候

| 三月九日大坂御城代より達ス| |

右同人

大坂表御警衛之儀、先達而御免被成候処、 此度浮浪之

徒入込候哉之風聞も有之候ニ付、是迄之通御警衛相心

得候様可致候

右之通伯耆守殿被仰聞候間、相達候

本文ニ付、江戸閣老江土州留守居より如例届有之、

閣老松前豆州京師行之賦

朝尽鄙言談国是暮砕肝胆励忠勤、君不見海陸、総軍都 毎謀致仕避俗紛、 曽在北門守旧勲、 豈料台命俄然下、樗櫟散材見抜群、 不求名利不求聞、 猟山釣海多楽事、

報君

督重指揮、

如意動万軍、冬天不辞征途遠、

早欲討長賊

四月十日久世侯より閣老江

先達而御達有之候御目付助御使番長田六左衛門・御使(11101)

御預人之内呼出、別紙之通申渡相済、即日出立、結城 番永井大之丞、去ル朔日私在所関宿表江到着、 同二日

表江罷越候旨在所表より申越候、此段申上候、以上'

四月六日

久世謙吉

(一二の2) 右二付 別紙

御預ヶ人之内

兼吉 久兵衛 五助 権吉

幸助

金之助

其方共儀、御人数之由は不相弁とも、賊徒共一同常州 長吉 弥左衛門 文吉

領主又は町役人共江引渡遣ス、 付厳科ニも可被処処、追而右之者共田沼玄蕃頭諭之趣 被雇主人共之申付に随ふ義ニ有之とも、右始末不届 那珂湊ニ於て度々戦争及ふ者共ニ加り罷在候段、銘 ニ随ひ、 御人数引入之次第ニ至り候付、御宥免ヲ以銘

(一三の2)別紙

右之通申渡候間、 得其意、 追而一 同引取人相越候迄

は、是迄之通預置候事、

八 蔵

右之者儀、存命ニ候ハ、前同様可申渡処、 当正月七日

病死之儀ニ付、追而請取人罷出候は、此旨可申渡、

野州表屯集之賊徒降人罷成候者、兼而弾正忠在所家来(一三01)

保科侯より閣老江

戸大内蔵様・小出助四郎様御出役ニ而、別紙之通被仰 共江御預被仰付置候処、宮本織衣と申者江去ル四日井

渡候付、別間江差置、猶亦厳重警固仕候段、在所家来 共より申越候、 弾正忠大坂御定番中ニ付、此段御届申

上候、以上、

四月六日

山田鋳左衛門

四

阿部駿州侯より閣老江届

|駿河守家来江御預降人之内切腹且死刑之者有之候間| 介錯人并斬人差出候様井戸大内蔵様・小出助四郎様よ

別紙之通切腹斬首仕候段、在所表より申越候、此段御 り去ル三日御達有之、介錯人二人・斬人二人差出候処、

届申上候、以上、

宮本織衣-家来江預

那珂湊ニおゐて度々戦争ニおよふ者共ニ加ハり罷在候 厳科ニも可被処処、追而右之もの田沼玄蕃頭諭之趣 其方儀、御人数之由は不相弁候とも、賊徒共一同常州 難遁場合無余儀次第ニ有之とも、右次第不届ニ付 御人数引入候次第ニ至り候付、 御宥免ヲ以水戸

殿家来江引渡ス、

随ひ、

右之通可申渡候、 尤引取人罷越候迄は、 是迄之通弾

右之通被仰渡候、以上、

正忠家来江預置候様可被致候、

四月七日

石田鉄之助

切腹

同

斬首

村田 理

助

新井源八郎

木村三穂助

沢寛助

板倉内膳侯より閣老江届

右之通御座候、以上、

元水戸殿家来三十人之内関野助八郎儀、今度御目付代奥・九 私領分上総国山辺郡東金表江去暮より御預被仰付置候

村越三十郎・杉浦兵部相越候上、去ル四日死罪申渡候 ニ付打首仕候段、出張家来共より申越候、此段御届申

上候、以上、

四月七日

板倉内膳正

六

中渡

四月五日大岡兵庫侯より届書相略別紙左之通

下野隼次郎

大岡兵庫頭家来江御預

田尻新助

之もの共申合御人数引入候ニ付、出格之御沙汰ニも可 科ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ、同志 敵対可致之心底無之と之申分難立、右始末不届ニ付厳 争ニ及ふ段、公辺御印は勿論諸家籏指物ニも不心付御 ヲも被差向候処、常州那珂湊江賊徒共一同楯籠度々戦 其方共儀、水戸殿領内不穏難被捨置御人数并諸家人数

覚

松平右京侯より四月七日届書相略別紙左之通七

被及処、水戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

死刑

萩 原平八 小 乾

谷三吉 熊太郎

安部助之進 高橋久之助

安

田

祭

蔵

松

山

丸

茂

文 政

奥 吉

鶴吉

新四郎

吉蔵

喜兵衛

曽蔵

鹿吉

力蔵

源蔵

松次郎

清吉

直吉

安次郎

馬六疋

庄

+

青屋勇太郎忰武州崎玉郡加須村

文 吉

長谷川与吉

木

村 原

喜

助

大

津

虎

吉

同

勝

蔵

東久世殿同

安井千代国

宮

主

税

藤岡

|彦八郎

大山彦太郎

西三条殿同

引渡ス領主地頭家来江

尼子庸之助中間

右之通御座候、

以上、

丑三月筑前より来書中五卿付属之姓名

由之助

福

島

三

郎

萩

野

元 忠

七 雄

中

村

升

蔵 馬

髙 境

津

定 吾

吉 助

渡辺左衛門

伊

藤

今井左司

壬生殿同

藤

長

村 縫殿 田 主 水 安 芸 直 樹 平川和三郎

奥田彦太郎 田 中 重 衛 大 谷 栄 蔵

四条殿同

西 直 江 坂本祝次郎 田 村 豊 前 福頼三代吉 三 浦 主 税 櫛 田 達

小

Ŀ 野直次郎 新蔵

水野渓雲斎此渓雲斎は久留米水天宮之

谷

晋

芳木春次郎

小松泉四郎

土方楠右衛門 小藤又兵衛

木

村

琢

磨

早川己之助

男

杉

山

拙

蔵

山

岡栄之進

Ш

本 田

忠 司

亮 馬

森寺大和守

三宅

左

近

戸

田

雅

楽

太

三条殿付属

森岡延太郎

武

部

陣尾

安芸盛兵衛 島村左伝次

右之外出奔いたし候者不知数由御座候

三月廿五日五島侯より届

763

守領内江も流罪被仰付候旨申渡御座候段、大坂表より家来之者江、今度常野州所々屯集脱走之賊徒共、飛驛当月十三日、大坂町奉行松平駿河守様より彼地差置候(1九01)

三月廿五日

申越候、此段御届申上候、以上、

日比野新作

不案内之地、水主共通船仕候儀無之、殊ニ小身之儀大江早々迎船差越可申旨御達有之、承知仕候、然処北海流罪被仰付候旨、越前敦賀湊より御渡被成候付、同所一今度大坂町奉行所より常野州賊徒之者三拾五人五島江(1九02)

何分敦賀湊江差越候儀難行届奉存候、此段御聞済被成以、前々之通流刑之者大坂表ニ而御渡相成候様仕度、船無御座、北前は大船ニ無御座候而は乗船難相成趣旁

下候様偏ニ奉願候、以上、

三月廿五日

右同人

一 丑三月十一日京都所司代江二〇

拾両ツ、定例御手当之外増として被下候段、松平越中江金四百両、参議江金三百五拾両、殿上人江金弐百五候ニ付、御勘定奉行江勘弁為仕候上、大納言・中納言にも候間、御手当相増候様相願候段、京都表より申越当四月 御神忌ニ付、参向之公家衆物価高直之折から

守江相達候事、

一 丑三月廿日閣老同人より最初御馳走人内達有之向江ニー

当春年頭之

勅使 親王使 准后使御馳走人可被仰付候間、兼而内

勅使等此節参向は無之候間、最早御馳走向之御用ニ不意相達置候処、年頭之

及候間相達候事、

一 丑三月廿日掛之面々江ニニ

**関 御神忌ニ付九条大納言殿参向可有之処、依所労** 

理被

聞食候、 多且所労ニ而御無人、無拠替人躰不被 就而は替人体可被 仰出処、摂家方当時御用 仰出、 且参向

之面々帰路当地江立寄登城之仕来ニ候得共、此度は右 登城之義被停止候趣、尤国事御用有之ニ付伝 奏之内

趣、 飛鳥井中納言計参向被 其余公卿•殿上人以下共登城無之、当地通行帰路 仰出、当地江立寄登城致し候

申越候間、可被得其意候! 東海道旅行之旨伝 奏衆被申聞候段、松平越中守より

(二三の1) 丑三月廿五日駒場野大調練上覧ニ付御定書左之通

発

二番貝号砲

二発

三番貝

三発

右号砲之儀は一 番隊陸軍方ニ而為打可申事、

御中軍二御目付御使番之内一人相詰、

諸手江之御下

盈列之場所ニ而各隊調練相済次第腰兵粮相用可申事 知相司り可申候事、

当朝御目付方江着到名前帳并人数〆高諸番無遅滯可

差遣候事、

申合へく候事、 ニ而繰出、道筋各隊順次を守り、混雑不致様相互ニ 三番貝ニ而屯所より盈列之場所江相通し、又は縦隊

都而御中軍貝之合図を諸手ニ而無遅滞請継為吹可申

方陣早打之節、打方止之鉦を御中軍ニ而為打候を相 し炮発等致間敷候事、 方陣之節、御中軍之隊列は方陣内江盈列之侭立定致

方陣ニ而打方相止メ揚貝いたし、相図一番より順次 図ニ、諸手ニ而も止メ太鼓・止メ鉦為打可申候事、

上守り、御立場南之方を相守り、 各隊屯所江帰陣候

還御相済、 可致候事 御中軍ニ而送貝為吹候を相図ニー統退散

退散之節も、各隊順序を以途中混雑不致候様可為退

構武所

一バッテレー

剣鎗組 大砲業 歩兵業

人数不知

散候事、

右之通豊後守殿江伺相済申候、依之申達候、以上、

三月廿二日

一 駒場野大調練大略覚

西丸下屯所

二大隊歩兵 二大隊歩兵 一大隊歩兵

神保山城守

山口駿河守

大砲隊之司令榊原鐘次郎

合ニ付見合ニ相成候

此組ニ而野仕合可有之処、天気

外二

三番頭

御籏奉行 白之御籏十二流立之

御持組

惣而組共

御先手

御徒頭

小十人頭

御番方・御組方和流調練も有之、何分多人数之儀ニ

而巨細ニしれ兼申侯、見及候分荒増申上侯

御持小筒組 大隊半

但野戦ボートホーウィッスル

十六挺

一大砲

二バッテレー

騎兵隊組

二小隊

此人数五拾人但一組二十五人ツ、

三番町同 大手前同

合五大隊一小隊四十人ッ、

右隊軍奉行指揮

·二 四

丑二月尾張前卿江再度被仰出趣

毛利大膳父子并三条以下御所置之儀ニ付、大久保紀伊(IMS+)

一大隊

条ニ付而は段々御熟考之上、御見込之次第等委細稲葉 守・山口駿河守を以被仰出候趣被成御承知候処、 右

民部大輔・永井主水正・戸川鉡三郎を以被仰上、猶御 家来を以老中迄被仰達候儀ニ而、只今ニおゐて右之外

之候樣被成度旨、委細御請被仰上候趣達 何共難能御勘弁、 右は御趣意も被為在候付、いつれニも江戸表江被召寄 兎ニ角前顕之趣ヲ以此上之御所置有 御聴候処、

候旨被仰出候、依之大膳父子為警衛御人数御差出可被

成候、 大坂表江揃罷在、右両人之指揮ニ随ひ候様御申付可被 斐守・御目付御手洗幹一郎被差遣候間、御人数之儀は 右御人数警衛方、其外差図として大目付駒井甲

初御預之面々家来警衛いたし、江戸表江差越候様夫々 り申渡候筈ニ候、 且又三条已下之者共は、松平美濃守 成候、右ニ付大膳父子江申渡之儀は甲斐守・幹一郎よ

別段ニ

被仰付候事、

m 毛利大膳父子并三条以下之者共江戸表江被召寄候ニ付 ば、 御用も有之候間、早々御参府被成候様被仰出候

事、

(二四の2)

駒

御手洗幹一 井 审 ·斐守 郎

儀は尾張前大納言殿より人数差出之筈ニ候、右ニ付 毛利大膳父子服罪ニ付当地江被召寄候、途中警衛之

得其意、右之通可被心得候

警衛指揮其外御用として其方共被差遣候事ニ候条!

戸表江被召寄候旨、吉川監物又は家老之内江申渡! 其方共も先大坂表江罷越、 尾張前大納言殿人数大坂表江揃罷在候様相達候間 今度服罪ニ付大膳父子江

前大納言殿人数厳重警衛為致当地江召連可申事

右二付大膳父子家来共付添罷出度段歎願可申出、

其

節は側向之者極少人数付随候儀は格別之思召ヲ以

大膳家来重役之者三人江戸表江罷出候様申渡、尤人 数引連候儀は不相成段申渡、旦々又厳重警衛いたし 許容被成下候間、 右之趣ニ而可取計事、

可召連事

大膳父子家来共急度為相慎置御下知相待候様、吉川

監物并家来共江可申渡候事

吉川監物并末家共も謹慎御下知相待候様、是又可申

長防両国鎮静方之儀は、吉川監物末家申合厳重申付、 御下知相待候様是又可申渡候事、

右之通承申候、 此段申上候、以上、

丑四月

◇第一一三号 丑四月報告〔維新前後諸書付40〕

(付箋)「第二百五十八号」

子八月一橋卿より御母堂徳信院江京師騒擾一条之御

朝夕冷気相成候処、先以益御機嫌能被為渡、恐悦至極奉

被遊間敷奉存候間、此度之始末左ニ申上候 候次第ニ御座候、遠路之儀、御地ニ而は実事聢と御聞込 存候、然は当地之形勢追々御承知被遊候半、実以奉恐入

歎願之趣有之、関東江罷出候旨ニ而伏見江致一泊候処、 長州家老福原越後と申者、六月廿二日大膳大夫父子より

越後より申出候は、両所之者共此上如何様之儀仕出候も 右越後ニ付添罷出候者共天龍寺・山崎江追々集り候ニ付、

難計候間、私事暫時伏見江滯在仕、其上ニ而関東江罷出

候旨申立候、然処右屯集之者共より、

御免、七卿之輩帰京被 朝廷•幕府江歎願書差出候ニ付一覧候処、父子入京 仰付候様仕度と之書面ニ御座候、

越後江承り候得は、誠ニ同意之儀ニ御座候間、何卒御聞 済相成候様致度、当所ニ而御下知奉待候旨申出候、彼是

夫々評議仕、越後ニおゐては鎮定可致旨申居候へ共、其 往復之内、両所江集り候ものも追々多人数ニ相成候間

色無之のみならず、却而謀主ニ相成、不容易企も有之哉 ニ付探索仕候処、全く会津を取除、昨年十八日以前ニ復

し度との心底ニ相聞得候得共、聢といたしたる証拠も無

押立、 之ニ付、夫々評議致居候処、六月廿七日昼後、俄ニ白旗 越後入京と申来候ニ付、 私初め御固之面々も皆々

儀は、 甚以不埒至極、 先別条無之ニ付、 内仕候様致候処、 兼々御差留相成居候処を、 殊ニ兵器を携、大砲等を備、入京い 翌朝旅館江引取申候、一体出京之 越後は為取鎮天龍寺江相越候趣ニ 伺も無之私ニ入京仕候

たし候段、

申渡、 津始申合、既ニ六月廿八日両所江集り候者共江引取候様 朝廷恐入候次第御座候間、 承引無之候ハ、直ニ征伐可致旨内々評議決候処、 其廉を以速ニ討取可申旨、 会

私密ニ勘考仕候は、 得一応不仕候而直戦争ニ及候而は、 彼之心底可悪儀は勿論ニ候得共、 人事を不尽ニ相当り 説

且は

可申哉、

殊二二百余年之太平も今日より乱世と相変可申、

禁闕之下ニ於て兵端相開候も奉恐入候間、 如何様ニも承知不仕候ハ、討取可申旨、 衆議を尽して其 一ト先説得仕、

朝廷ニも御内意ニ被 奏聞仕候処 思召候由ニ而、 則右之趣御治定ニ

> 相成、 於

思召、 朝廷も兵器を携入京いたし候段、 早々両所共引払帰国可致、 其御不審ニ 歎願之筋も有之候ハヽ、 被

仰出、 越後ニおゐては奉畏恐入候得共、何分ニも若者共之儀 幕府よりも大小目付御差遣、越後迄段々申聞候処、

越後儀少人数ニ而伏見江滞留御下知待居候様被

朝廷・幕府江建白致候ニ付、右歎願之趣御聞済相成候様 可仕旨御答申出候、最早両所江集り候者共より 此上説得行届候見据も無之候得共、 御趣意之趣能々説得

人々心々ニ而速ニ討取可申旨申も有之、又は長州同意之 致候方可然旨に而、 諸藩ニ而も周旋頼入旨廻文致候ニ付、 説得之儀幕府より各藩江被仰渡候処、 諸藩よりも説得為

輩も有之、或は説得は六ヶ敷御断申上候輩も有之、何分 一定不仕、彼是尽力仕候内、既ニ七月七日ニ相成候処

陣を取、 両所は弥増多人数ニ相成、 国司信濃•益田右衛門介等追々上京、 益田は八幡ニ陣を取、 今ニも討出さんとの気色ニ有 引払候模様少も無之、 国司は山崎 長

諸手一同

門守ニも上京之趣風聞相聞、

同人上京いたし、

討出候得は、 実ニ国家之一大事ニ可相成と、又々速ニ討

取可申との評議ニ相成候得共、私愚考ニ、是迄人事を尽

候儀ニ候得は、 今一応致尽力候上ニ而、 越前ニは近親之事 弥承伏不致時は、

曲彼ニ在り、名義正敷可有之旨申聞、

来呼寄、 ニも有之、因州は兼々周旋致度旨申居候間、 臂長州歎願之趣尤之儀ニ候とも、 素々御差免無 右両所之家

之ニ入京いたし、殊ニ兵器相携大砲等を備候段!

追而穏ニ歎願可致旨、 朝廷江対し恐入候事ニ候得は、 左候時は此方ニおゐても 兼而被 仰出候通引払、 公辺江

対し何と软周旋致方も可有之旨申聞候処、 ニ而引取候、尚又長州留守居乃美織江と申者呼出し、 何れも奉畏趣 直

二段々相諭候処、 様子探索仕候処、戦争之覚悟は必至ニ候得共、 深く恐入候段申聞候、夫より四五日見 承伏

之体は少しも無之ニ付、

相聞、 旨会津始申合、七月十五日大小御目付伏見江差遣、 荷担いたし候者纏り兼候、長門守ニは国許出立之趣追 天朝江も其趣申上、早々評議有之候、一体堂上向長州江 両所之者弥勢を得候様子故、 意を決し而討取可申 翌朝

> 面会いたし、 越後江申渡候ニは、過日以来

無之候、 朝廷・幕府より段々御説得も有之候得共、更ニ承伏之体 此上は明日中ニ引取候様可致、 左も無之候ハ、

其御所置可有之旨相達、

昼より参 朝廷よりも同様御達有之候、私事右等之御用ニ而十七日 内致居、十八日朝四時頃退出、旅館江引取、 休息可致存

時頃休候処、九時過俄ニ伝

候得共、非常之用意等ニ而休息も不相成候、

十八日五半

奏より文通ニ而、不容易儀相聞候間、

早々参

内可致旨申参候処、右等之儀とはいまた存不申候故、 昨

日之御評議又々変る事と存、乍恐

主上ニ而さへ御変動無之候得は、夫迄之事ニ有之、

私儀

来り、是非共面会致度旨申聞候間、 は不快ゆえ恐入候得共御断申上候旨申遣候処、 面会仕候処、只今長 御目付走

州之者共会津を討取可申迚、 山崎より追々人数繰出し、

引取候様相達候上は、右様之儀可有之と兼々存寄、討手 篝火数多相見候故、 如何可仕哉と申聞候間、 既ニ今日中

ニ馬馳、討手之面々江も相達可申、此方は直ニ参(内可)之面々江は今朝夫々申渡置候得は、速ニ出張可為致、直

朝廷ニは肥後守を悪〝候者多く、且は堂上方威恐れ、且致候、兼而承知之通、

肥後守守護の御免杯と被の出候而は如何致方無之、

衣冠を着し四五騎ニ而乗切竹屋町江参り候処、向より白朝廷之議論心配致候間、乗切ニ而参 内可致と申聞、則

り候、跡ニ而承り候得は、長州人より探索之者ニ御座候、と乍存、一丁程乗切候処、同様之体ニ而又両人向より参之躰ニ相見候付、私感心仕、最早会津より探索差出候哉鉢巻ニ而甲冑を着し候者二人参り、抜身之鑓相携、探索

間、御門前柱ニ馬を繋キ家来四五人供召連参(内仕、行々馬を早め中立売御門外ニ而下馬、口取間ニ合不申候)

度候間、洛外江御追払ニ而快く天誅御請させ可被下候、朝廷江建白之書面有之、一覧仕候処、肥後守儀天誅を加天機相伺、直ニ殿下御初御逢相願候処、長州人より

ニ付、私申上候ニは、已ニ反叛之体相顕れ候上は御誅伐又諸藩ニおゐても右之趣周旋尽力いたし呉候様認有之候

より外は有之間敷、速ニ誅伐之義被

勢と合戦相始候趣申来候、成程南之方ニ当り大小砲声相候、然処伏見より早走り来り、只今戸田采女正先勢、長申旨申上候処、委細御承知被遊、右之趣可申上旨被仰聞仰出候様奉願候、右様ニ申上候上は最早唯今ニも押寄可仰出候様奉願候、右様ニ申上候上は最早唯今ニも押寄可

聞、則其趣伝 奏迄申達候処、

御所江罷出候樣御沙汰二付罷出候処、

御直ニ 御沙汰有之、奉畏候旨申上引取候処、玉座近く被 召出、速ニ誅討可致旨

伏見之注

之締は肝要ニ付、其筋江可相達と存候得共、可達者も無之面々も更ニ集り不申候、如何共致し方無之、乍併九門内不致、諸藩諸役人一人も居合不申、兼而相達置候御固進度々参り候得共、火急之事ニ而肥後守始所司代も未参

速二可致征伐旨

不残為相廻御門を閉、

誰ニ而も一向入申間敷旨申渡候処

御座、伏見之砲声は追々相聞候間、側之者江申付、

九門

藩江相達申候、肥後守・所司代も追々参「内、諸家人数」|御所より之御沙汰書伝「奏より御渡相成候ニ付、夫々諸

も追々集り候ニ付、 私儀は菊亭家江引取、小具足着用可

二而 致と其趣伝 奏江相断退出致し候、供之者も甲胄着込等

中立売御門江敵二三百人押寄候由申聞候付、兼々相達置 候御固之面々行届候哉無心許存し、直ニ為見分出張仕候 追々相揃候二付、 同所御門前ニ而砲声厳敷相聞候付、人を遣し見候処 則菊亭家江参り小具足着用仕居候

処、 中立売ニは無之蛤御門ニ而、会津との取合ニ御座候、

敵は堂上方屋敷内ニ隠れ、或は門之透間、又は塀之上間

後詰之ため取返し申候、 等より鉄砲打出し候事故、 私儀も合戦は初而之儀、後学之 最初は会津之方敗北いたし懸、 公家御門より蛤御門内迄

ため且は会藩働之程は如何と、

模様ニ相見得候間、 参り見物仕候処、盛ニ鉄砲せり合ニ而急ニは片も付兼候 南門前より有栖川御屋敷前、 近衛家

会藩一時ニ鉄砲打懸、四五人速ニ打留候得共、混雑ニ而 屋敷より四五人程打出、 御屋敷前より御台所御門前迄参候処、 御台所まへは所司代之固ニ有之、敵不意ニ出候付、 俄ニ鉄砲相懸候、 公家御門向ひ堂上 右前は薩州之

敵味方不相分、薩・会互ニ打合、

双方怪我人も有之候

込んと俄ニ崩懸候付、 其節之混雑筆紙ニ難尽御座候、所司代之人数御台所江入 不得止御台所御門江入込、

主上ニは如何被為 在候哉と御車寄より駈込候得共、

鑓刀ニ而数十人、何之弁も無之唯騒立、 つれニ被為 入候哉、 更ニ分り不申、 制候而も中々届 御殿内は抜身之

を掛、 殿下

不申、

漸々常御殿迄参り候処、堂上方衣冠之上ニたすき

殿致候事故、差図も出来兼候模様故、 御前江御詰被成候、 肥後守·越中守両人共病中漸々参 両人は

中立売御門より鳥丸通ニ而薩州取合相成、是亦炮声盛ニ 御前江留置、 私儀は尚亦御門前江出張仕らんと存候処、

相聞候付、後詰之者も夫々相廻し候、然処堺町御門鷹司

Ł 長人江同意之者も多候間、 殿御屋敷内より鉄砲を打出し、三方盛ニ相成候故、 堺町御門通り江出張仕候処、中立売之方は退散いた 万一如何之変可相成哉も難計 兼而

し候由ニ而砲声も相止候、 堺御門戦烈敷、後詰之人数差

意味合有之延引仕候間、 越候様度々申越候間、諸藩両三輩江相達候得とも、 彼是

私大砲方之者堺町江相廻り候様

772

日に留り、

堂上之おそれ方甚敷候故、長州父子上京可致旨、

我々ニ

致承知侯旨相答置、

私考ニは此侭ニ而戦争長引候節は、

候様可致、左も無之候而は職掌不相立と申聞候間、

私大ニ憤り、

長州父子上京被 なれとも、勝て和するは無子細、先刻より御庭江数玉飛 何と相尋候間、 御用有之候間急キ参 砲方之者不取敢打留申候、 殊ニ所々之砲声盛ニ而、実ニ奉恐入候間、 一両輩召連急参 必勝無疑と申候処、 仰付候方可然哉と、堂上向より相談候 内可致旨申参候間、人数をハ同所 此方ニも怪我人有之、然処急 内仕候処、堂上口々ニ勝敗如 負ニ而和するは恥辱 和睦して

申付出張為仕候処、

俄ニ御同所裏門より敵打出候付、

大

申付候処、

則両所より敵不残逃出、

固之者夫々討取、

既

程残居候、皆打取、 捕之品も有之、 出張為仕候処、長人一人残り居候を召捕、 成候ニ付、 相知候間、 達、 旨ニ而、 ニ砲声も相止候ニ付、 諸家より人数差出探索為致候処、 猶隠れ居候者打取候様被 是より速ニ天龍寺を焼払候様相達、 怪敷所江は悉く焼玉打懸候ニ付、 山崎江は会津之人数差向候処、敵二十人 分捕之品も有之、其内此度之策略相 参 内仕候処、 仰付候付、夫々江 何れニ隠居候哉不 大ニ御安心被遊! 火を懸ヶ、 火事盛ニ相 薩州人数 申

何分ニも不承知之者も有之、然は其方出張して速ニ片付 禁闕江炮発之賊徒御和睦抔とは思ひもよらすと申候得共 委細 申候、 たし、 は承明門を陣所と仕、 薩州之分捕ニ相成候、 認候書面有之、中立売御門外ニ而長州父子墨印之軍令条、 所司代は日之御門を陣所と相定、 私儀数日休み不申余り草臥候ニ付、 休息仕候、其夜誠ニ静ニ而相替候儀無之、翌廿 肥後守は小御門之御庭を陣所とい 八時過先ツ静謐ニ相成申候故、 何れも厳重相守 以後之為も有 私

相談無之、外方より密々被 より討手之者を相廻し置、 片付候方上策也と存し、 徳川家之存亡も又今日ニ在り、然上は急速 火を懸急速ニ焼払候様可致旨 蛤御門・ 仰出候節は、天下之事は今 堺町御門之両所裏手 御鳳輦を奉奪と之儀承之、 日夕刻ニ至り、今夜十津川郷士俄 之候間、

御所江申上居候内、夜五時頃何者共不知三百人程常御殿 773

大ニ驚き、

其趣

御庭内江参り候故、右之者共引払候様相達可申、不承知 御庭内江人数操込、若討取候節ニ

至り 之節は不残打取可申、

御側近く

入、其跡ニ而様子次第討取可申手配仕候処、右之者共亦 玉体江対し不慮之事あらんも難計候間、 紫宸殿迄被為

事品々有之候、扨 殿候、右奇怪成事ニ而実事今ニ分り不申、此夜は奇怪成 いつれ江引取候哉、一人も居不申候付、其後被遊

御殿後御庭内御門等改候処、 御門之錠ねち切有之、

も開居候、 何様

御鳳輦奉奪候策略ニ無相違と存候、其以来は格別怪事も

無之、一体静謐ニ御座候、此度之儀は

御逆鱗甚敷、速ニ防長追討可仕旨被

儀と奉存候、私儀廿四日夜ニ至り旅館江引取、 隔日宿番

仰出候付、討手之面々二十一家江相達申候、不日発向之

日参

内相成、実ニ御用多少しも寸暇無之、且は不行届

ニ相成、

其後泊ニは不及趣ニ而、

日々参

内

此節は隔

御座候得共、何分筆ニ尽兼、大略奉申上候、目出度嘉祝、 八月

橋中納言

徳信院様 しん上

尚々、

在候ヘハ、御安心被遊候様奉願候、以上、 時候折角御厭可被遊候様奉存候、私儀無異罷

御帰

右之通一覧仕申候間、 写取差上申候、 以上、

<del>11</del>

御門

◇第一一四号 丑四月報告 〔維新前後諸書付41〕

(付箋) 「第三百一号」

四月八日閣老松平豆州江差出

私家来江御預降人之内御裁許有之候間、介錯人差出候( | の1)

様去ル五日長田六左衛門・永井大之丞より達有之、介 錯人三人・添介錯六人差出候処、申渡済之上、別紙之

之儀も御座候半と心配此事ニ御座候、其外申上度儀山々

通御裁許相済候旨、 在所表家来之者より申越候、 此段

御届申上候、以上、 四月八日

土井大炊頭

原 山 新 左衛門 民 部 谷 谷 弥 次 鉄 郎 蔵 渡辺宮内右衛門 富田三保之介

榊

中

奈三 右 衛門 里見四郎左衛門 福 地 政 太 郎

門

松

鈴

本平 木 左衛門 庄 蔵 小池弾  $\equiv$ 好 衠 左衛 門 門 三 小 木  $\blacksquare$ 孫 部 太 幸 夫 吉

真 木彦之 進 栗田八郎 兵 衛

右切腹

沼 田 久 次 郎 照 沼 平 三 郎 梶 清 次 右 衠 門

 $\equiv$ 十 四 兵 衛 郎 綿 林 Ш 宗 了 八 郎 蔵 原 大 熊 胡 之 常

助 蔵

薄 森

井

宮 本 辰 之 助 岡 部 藤 助

右之通御座候、 以上、

一四

水野日州侯より閣老江届

右死罪

四月八日

前書拾七人之科書左之通

共被差向候処、常州那珂湊江引退、 其方共儀、水戸殿領内不穏難被捨置御人数并諸家人数 賊徒共一

指物ニも不心付御敵対可致心底無之との申分は難相立、

楯籠度々戦争ニおよひ候段、

公辺御印は勿論諸家籏

同同所江

水戸殿家来重き役筋相勤候身分、別而不届ニ付厳科ニ

とも申合御人数引入候付、 も可被処処、 追而田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ、 御宥免を以切腹被仰付之、 同志之者

Ξ

死罪之者拾弐人科書

処処、 合御人数引入候付、 追而田沼玄蕃頭諭之趣ニ随ひ、 出格之御沙汰ニも可被及処、水 同志之者共申 右同文言申分は難立、右始末不届ニ付厳科ニも可被

戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

(四の1)

雨宮鉄之助

者申越候間、此段御届申上候、以上、 右之者去ル三日死罪御裁許相済申候段、従在所家来之

四月五日

水野日向守

一右同侯より別紙ヲ以、郡司忠助儀御宥免ヲ以水戸殿(四の2) 江引渡、其余降人之儀追而御寛大之御沙汰も可有之

間、穏便ニ慎罷在候様御徒目付相達候段届有之、

一五

板倉内膳侯御預奥野助九郎科書

奥野助九郎

本多美濃守殿御差図之趣申渡間、其旨承れ、

其方儀、水戸殿領内不穏難被捨置御人数をも被差向候 処、常州那珂湊江引退、賊徒共一同同所江楯籠度々戦

対可致心底無之との申分は難立、右始末不届ニ付厳科 争ニ及段、公辺御印は勿論諸家旗差物ニも不心付御敵

ニも可被処処、追而田沼玄蕃頭諭之趣ニ従ひ、同志之

にもなし

阿部駿州侯御預人木村三穂之介詠歌

枯果ん草木心も白露のかゝる情に春そ待るゝ

守る人の情ありてや故郷へ通ふ夢路はとかめさりけり

ゆめ路さへかよはぬ里に冬籠世になき身にも春は待るゝ かく迄にあつき恵ミの嬉しさを袖につゝミて家つとに

せん

こせしに 送りし歌のかへしに頓てそ来なんもへ出るといゝお

けふよりは春ならぬとも萌出ん君か言葉のあつきこゝ

ろに

ひとやまて君か恵ミし梅枝に賤かこゝろもひらき初け 梅の花いと愛たきをおくり給りけるを見て

ŋ

水戸殿より被仰立有之候間、死罪申付之、

独行く死手の旅路の露けさをあはれとハいはん人た

者共申合御人数引入候付、出格之御沙汰ニも可被及処、

(七の2)

紙幟

春来ぬと目には見へねと梅の花梢に留てひらき初けり ひつゝけ侍りける 歌書あまたかし給へるにつけてうれしきまゝにおも

**うは玉のくらき心も迷はしな我敷島の道をしるへに** 

七

町同心 (七の1) 町同心 三月廿五日武田伊賀始水戸城下町々引渡等左之通 先手同心五十人鉄炮付火縄 幟 捨札 台ニのせ 台ニのせ

山 国 兵首台 化 伊賀妻 捨札 田丸 古丸 京

札(首)捨札(小野斌男)(毋 合 箱羽鎗 籠 债 人捨 札 化 首 捨札 伊賀三男桃丸 首末子益吉 俵入

武田伊賀

断ニ付、為誡後日存命ニ候ハ、礫可申付之処、首級ニ 所行、不恐 放火・金策・争戦之指揮を司り、数度敵対城郭江発砲 付上下御町引渡、 様之及始末農民を悩し候段、累代之主君を令忘却旁之 いたし、人道を取失ふのミならす、脱走先ニ於ても同 鎖港を口実ニいたし数百人をかたらい、国々所々於て 右衛門事田丸左京・藤田小四郎事小野斌男等申合、 蟄居中窃ニ派党を結ひ悪行増長致し、山国兵部・稲之 此武田伊賀と申もの、跡方重職之身柄犯国禁候儀不少、 公儀積悪天罪逆賊之張本無比類、言語同 於所々晒之上梟首ニ行ふもの也 攘夷

(七の3)

捨札

此武田伊賀と申者、年来窃ニ私党をむすひ、山国兵部・

相司り、官軍主家之人数江数度致敵対、城郭江発砲い 末、依重科如斯行ふもの也 ひ、蟄居之身柄所々横行、放火・金策・争戦之指揮を 田丸稲之右衛門等申合、攘夷鎖港を唱数百人をかたら 脱走先国々におゐて同様所行農民を為悩候旁始

Ш 国 兵 部

田丸稲之右衛門

五日七新町札場ニ而晒、廿六日上野泉町、廿七日吉田 右紙のほり・捨札共似寄之分躰ニ而、梟首も同断、 藤 田 小四 郎

境橋、廿八日湊晒、野捨ニ相成候、何方も見物人夥敷

花も匂はてちるそかなしきかねて実はなきと思へと山吹の 武田伊賀妻 四十八才

日本心の道は迷はし 四十三才引つれてかへらぬ旅をゆく身にも いく 武田彦右衛門妻

数ならぬ身をもおくれし死出の旅 +カスマ まつ 田丸稲之右衛門娘

一九

三月廿五日於獄屋斬罪、吉田原江梟首

武田伊賀妻 人見又右衛門妹 同人末子 武田伊賀娘 伊賀妾欤 上金町小縮屋某娘之由 <u>益</u> 三吉 オ とき

一 右同日死刑取捨

同人忰

三 十郎 オ

778

右牢屋敷土手入口ニ而警固の役人江頼為認候由也、

一八

三月廿四日入獄

出候事、

同人次女

引つれて死出の旅路は花盛

右同日永牢申渡

同二男

金九次郎

一 丑春白川•宮津両閣老上京之趣意真偽不相分候得共」二

田丸稲之右衛門娘

ーー・ 一一女 一一女 一一女

同三女

山国兵部妻

五十八才

く ゆ ミ 五り七き十を オ オ オ

同二女 同娘

同三女

ちる

二月廿三日会津侯御請書

仰出候処、此節阿部豊後守江被 東下御暇之儀、先達而被

仰含、差下候ニ付而は、豊後守一応 奏

左之通風聞有之、

一橋·会津東下之事、

|諸藩士、宮・堂上方江立入停止之事、

御所六門、国持外様相除、幕府衛士一手之事、

一諸侯参府并帰国之節第五 | 堂上方江是迄被差送候十五俵、以来相止候事、8四 | 万欤

天気伺停止之事、

| 松平伯耆守所司代兼帯相勤候事、

兵庫開港之事、

之、其侭ニ相成候由ニも相聞候事、

右之通被申上候処 御免無之、或は可申上機会無

779

聞致し候迄は是迄之通罷在候様再被

仰出候旨 御沙汰之趣奉畏候、依之豊後守より一応

奏聞申上候迄差扣罷在ニ而可有御座候、此段御答申上

候、

二月

四

四月十一日芸州侯江閣老より達

大目付塚原但馬守•御目付御手洗幹一郎、此度長州表

江為御用被差遣候ニ付而は、品ニ寄人数差出方之儀同 人より相達候儀も可有之候間、右之節差支無之様可取

計旨、早々国許江申遺候様、安芸守家来呼可達候事、

四月十一日紀州卿より使者口達之趣

方今長防之形勢全鎮静とも不相聞候付、時宜次第速ニ

紀伊中納言殿

御進発可被遊旨被仰出候付而は、被申立之趣も有之候

出、且右ニ付大坂御城御守衛之儀被成御免候段被仰出 ニ付、最前被仰出候通 御籏本 御後備心得候様被仰

被仰聞之、

(一六の1) …―に一 四月十一日閣老より渡辺半九郎江渡一六

方今長防之形勢全鎮静とも不相聞候付 徳川玄同殿

玄同殿ニは御先手惣督被 仰出候間、格別被尽忠勤候 御神忌御法会済 御進発も可被遊旨被

仰出候、依之

様ニとの 上意ニ候、

(一六の2)

元千代殿

家老衆江

毛利大膳父子御征伐ニ付而は、先達而前大納言殿江諸

旨も被在在、御先手惣督玄同殿江被仰出候、尤御病気 之候様被仰出候、此段玄同殿江可被申越候事 之段は兼而御承知も被為在候得共、御勉強御出張被在 藩討手之惣督被 仰付候処、今般之儀は深き思召之御

以御使者

候旨、昨日書付を以相達候趣忝被存旨御答、

一個目付江渡候書付して大目付江渡候書付

苦候、且廿一日雨天ニ候得は御替日廿三日迄被 仰出遊旨被 仰出候、尤人数器械等不揃之分は其侭罷出不

来ル廿一日於駒場野御勢揃、其上行軍御押前御試可被

右書取伯耆守渡之、

此段向々江可被達候事、

- 四月 - 五之通承得申候間、此段申上候、以上、 - 方之通承得申候間、此段申上候、以上、

◇第一一五号 丑四月報告 [維新前後諸書付42]

(付箋) 「第三百二号」

十嵐宗四郎三人死罪被仰渡侯段、在所役人共より申越一松平下総侯江御預降人之内床井庄三郎・園部俊雄・五

一稲葉備後侯より御預降人之内木村円次郎斬罪被仰渡候候旨、同家来より四月五日閣老江届有之、

佐倉侯より御預降人之内中田新之允・荒井豊吉・浅川段、在所家来共より申越候旨届有之、四月八日

新之助・常吉・利八儀、御宥免を以銘々領主又は地頭吉蔵・野本幸三郎・塙卯兵衛・今井久吉并宅蔵・竹吉・

旨、御使番両人相達候旨、四月七日届有之、江引渡遣ス之旨被仰渡、残之者共は追而御沙汰可有之

一 丑四月津軽侯より

去ル六日野宮中納言様より於京地家来之者被召呼、

同

少将之口

八日越中守御暇之参

内被

仰出候旨御達有之、且亦

宣頂戴被

仰付候間家来差出候様御達御座候旨、

去ル

も無御座候得共、御内慮被 仰渡相成候儀ニ付、名代宣於彼地頂戴仕候儀ニ至候而は不軽儀、恐多申上候様仰付御内慮御座候旨、于今表向被 仰付無之、右様口六日附飛脚を以申来候、然処越中守儀旧臘少将可被

内相済夫々交代済之上は、当月下旬京地発足帰府而右表向被「仰付被下置候儀は相成申間敷哉、御暇

=

之齎申来候間、何卒右等之程御汲取、格別之

津軽越中守家来

四月十三日

一 四月御沙汰書之内三

松山侯世子

右御進発御供被 仰出候事、

一 乙丑孟夏風聞書四

三月廿九日、会津藩井深宅右衛門と申者、水野閣老よ

り御呼出ニ相成、仰ニは、同列之中茂彼是異論有之、

年已来肥後守様より御進発御催促有之、一々御家来御且嫌疑之筋も有之、旁以兎角因循斖敵之事ニ相成、昨

将軍様初此方共迄、是迄之弊風大ニ悔悟いたし、肥後節ニ相成、

守様初御臣下一統之御誠忠実ニ感服いたし、弥御進発

委細酒井大老より承候様ニとのよし、夫より井深宅右御安心被下候様頼入候、尤此方は近日日光江罷越候間と申事ニ今日内決致し候、此段早速肥後守様江申上、

且長州は亜米利加と深く取むすひ居候由、旁以其侭ニ儀水閣老と同様ニ而、長防今以全鎮静ニは相成不申、

衛門直様酒井大老江罷出候処、早速御逢ニ相成、仰之

馬守・御手洗幹一郎両人先達而御用之筋を以罷越候間、は難閣弥御進発被遊候事ニ今日内決いたし、尤塚原但

から□□□相違無之と見込罷在候、御進発之儀ニおゐニ字不明分 其模様次第ニ而御進発被遊候、併右両人持参十か十な

腹同議論ニ御座候間、天地鬼神ニ誓て相違無之候、全ては、中ニは異論之者有之候得共、此方泉州・豆州同

之御因循、被対

体御上洛之上御進発被遊度思召ニは候得共、昨年以来

天朝御面目も不被為在次第故、御進発御成功之上御

不被遊候、京師より……は定而御上洛御催促として不放遊候、京師より……は定而御上洛御催促として秦聞旁段々の御詫被仰上度思召ニ而、今直ニは御上洛

勅使あるひは

勅命被下候ニは相違無之候、左様御座

782

隔

も差置御逢可申と之由、井深宅右衛門当月朔日松前閣 打ニ而御下り、 候而は重々奉恐入候間、其辺之処肥後守様御周旋御尽 老御同様之由ニ而、井深宅右衛門上京云々、 力之程偏ニ奉願候、 野村左兵衛殿はしめ其外重役之御方ニ而折々早 京師之模様為御聞被下度、其節は何事 且京師之事情承合不申候而は不都

> 殿下御沙汰ニは、近頃老衰耳遠ニ付大声ニ而応対可致 旨被仰聞、 夫より今般両人上京之主意は如何之訳ニ候

哉

御請

今度上京之儀全京都之儀ニは無之、 橋中納言江御暇給り帰府政務為救度、大概松前伊 幕府甚手薄故

豆守申述主意ニ御座候

殿下仰

より御即答可申上筈、 跡々之儀は一橋中納言御守衛差置、 帰府之上ならては中々不行届ニ付、 昨年大樹上洛之節、滯京之儀を被 再三依願残置候、 小事之儀は同所 速ニ御暇賜り、 仰付候節、 一橋当地御 旦

手薄之義顕然之処、 右願出候儀は如何様之訳ニ候哉、

御請

両人共新敷者ゆえ其儀不弁旨

殿下仰

守は願筋取扱候、 たとへ其方共は不存共、 両人共いまた在勤中、 既ニ酒井雅楽頭 其根元は大 水野和泉

## 阿部豊後守本家相続已前御旗本之節

水仕所高橋、

御取次高辻•渡辺、三人共差扣被仰付候、

一五

京師来飛之内

去ル廿二日両閣老共参

相成、

両閣老共当惑、

然処

人を以大奥江夥敷賄路被致候処、

不残表ニ而御返しニ

禁裏附ニ而相詰罷在候時分、右髙橋馴染ニ而、今度同

内被

仰出、 八半時頃より 大奥江被為

召、

翠簾三重被為

出御ましく

関白殿下をはしめ国事掛堂上方残らす

出座、

783

樹之出願ニ付、大樹不存と之儀は無之筈、夫等之儀

ニ候、於其儀は更ニ不相成旨被仰出、 不相糺はる〳〵両人上京は、大樹之使ニ不都合之儀 両人閉口、

御請

下度旨 右之儀一橋中納言と相談之上申上度、一応御下ヶ被

仰

毎度参 内無用ニ候、 依之今日一橋を可被為

召 御前ニ於て相談可致旨、

御請

右様ならハ右相談蒙 御免度旨、

仰

今度其方何故多人数召連候哉

御請

摂海等江異船乗込候哉之風聞有之候ニ付、若万一之

節之ため召連候旨

仰

左候ハ、当地ニ而は無用之人数、早速伯耆守召連摂

之上、尾張前大納言参府可致旨被申付候由、右前大 海江相越、右守衛可致、且今度長州父子召連御用済

納言江一同御用之儀有之候間、早速大樹上坂被

仰出有之候処、右体被申付候は、 畢竟

之旨触渡候は如何様之儀ニ候哉、不埒至極、且長州 般大樹発途可致と被 勅諚を蔑ニいたし候次第、既ニ違 仰出有之、其後私ニ進発延引 勅ニ 呵 其上今

父子之儀は惣督之所置之義有之候ニ付、更ニ召寄之

儀は不相成、先般以来近々上坂被

速ニ帰府、大樹上坂之有之候様可申入、 仍而夫々御 仰出候義ニ付、豊後守ニは最早御用の儀無之ニ付、

**暇被下置候間、早々出立可致候、** 

御請

右御進発御延引之義は大樹ニは不知事、是は私共之

罪ニ候、最早長州鎮静之注進有之、且追々之上洛ニ

付関東ニは殊之外疲弊ニ付、ヶ様触渡し候次第奉恐

入候旨

一六

丑二月 御沙汰書京師

時勢心得居尽力いたし候儀ニは無之哉、尤於関東無 昨秋以来大樹進発之儀御沙汰之上、豊後守再度上京

余儀事実ニ候共、海内安危ニ拘り候機会 震憂之儀

朝命之所追々延引之処、不都合之次第ニ候事

防長之儀、此上何様之取計候哉、定而見込可有之品

寄ニ後害難測者欤、今般屹度被安

叡慮候様、所置方巨細可被申上候事、

**摂海外患之儀御委任之節、訳而御沙汰之趣有之候処** 其後一応之言上無之、実備之儀は急速難整事ニ可有

之候得共、於支度は模様柄篤と可被申上候事、

国家の大議相伺

朝議候御請有之、諸藩之所置ニ付而は、以 御沙汰被成候処、復古之触渡有之由、 右次第

柄情実具ニ可被申上候事

取計哉、此上之次第可被申上候事、 御神事其外 御再興筋御崇奉御約束之条々、 如何可

東取締如何之事ニ候哉被

常野之浪徒多人数近畿ニ迫り候儀、右様之形勢ニ関

思食、其上諸侯於入京は可伺

天機之処、無其儀及退去等之儀旁も不都合之次第不

少、後来之製度見込、

前条之外総而

朝廷之御趣意徹底於不致は、 ニ随ひ詰り幕府始諸藩困弊、万民艱難 次序不相立、 時々転変

御国体之放基被悩

叡慮之儀ニ付、実地之基本関東之見込可有之言上事、

右之通見聞仕申候間、 此段申上候、以上、

◇第一一六号 (丑四月カ)報告〔維新前後諸書付4〕

(付箋) 「第二百三十号」

日本貿易新聞第九十九号

四月廿五日訳成

神奈川開版

## 我元治二年三月三日 千八百六十五年三月廿九日 米利堅戦争

は戦争の地大に広く、波多麦、 きに堪ユへし、然れとも千八百六十四年よりの跡を考 を用ひすして只常に防拒を事とするも、 れハ、善く其兵を強ふし攻方となるの利あり、 るは甚上策といはん欤、夫れ奴隷を喩して之を使役す 南部にて南部にて奴隷を軍卒となして使役することな となりて負さらん事を欲す、其志いつれも優劣なし、 にまさり、常に攻方となりて必勝を期し、 敗なし、 利を失ふといえとも、 千八百六十五年の戦争には北部屡々利を得、 ふるに一定して論しかたし、抑千八百六十四年の春中 へし、今南部の為に計るに、奴隷を使役して兵となせ 尚数ヶ年の間ハ北部に敵し持堪る事の手段ある 北部にては戦士は勿論諸武備等に至る迄南部 いまた其戦争平定する程の大勝 密西細比二水と海及ひ 尚持重して久 南部は受方 南部屡々 若奴隷

> **起西は兵患なくモビルの港ハ開港常のことし、** 亜は山の手より攻撃せられたれとも、 ルペルの渡口よりメンピスに至る迄の地に在り、典 海岸には其患な **惹啊**日

タ及ひ劫したり、是時南部の兵はコリントに屯したれ== (マミ) 攻靡け、今其海岸の大都を取て之に拠り、 は其形勢大に変し、北部の兵勢跋扈し、セオルジアを 出せんとする謀策を拒き、南部の大将レーの兵はラピ 手を下す事能はさりしか、千八百六十四年の諸合戦に タン河辺の要地に屯し、北部の将メード敢て之に向て オー キュス

り、是より先レーの兵はラピダンを去りアポマクスと ゼームスの間に至り、 穀大に滅し、北部の彼大都に拠れるとは雲泥の相違あ とも、不利の戦争より引退きたる軍勢なれは、 北部の将ホントルの虚に乗しマ 戦士糧

がに至る迄の山谷を越へわたり、 谷の数ヶ度の合戦にて利を失ひたり、北兵は屢々諸方 リーランドを襲ふことを得たりと雖も、又セマンドア より南部の地を攻撃し、ハルペルの渡口よりカタスー

いまたノキスウィ

786

◇第一一七号

(丑四月カ)報告 [維新前後諸書付4]

0

(付箋) 「第三百三号」

千八百六十五年の戦争はオコネーおよひ下波麦多の間 盛んなれハ、遂に西典尼亜と墨歌西湾の間には恐らく は之に敵する者寡きに至らん、之に依て之を観るに、 の東北に当て一城を抜すといえとも、日を逐て其勢

にあらんことを必せり、

持し数月前より戦へる者を除く 此を以て之を観るに、但此数は南北シッシッピ両岸に相、此を以て之を観るに、 すんは、此後尚四ヶ年は戦争終わる事なかるへし、 部にても必す敵抗の手段あるへし、南部の志互に屈せ する者とワシントンの衛卒を合せて二十五万 に出張する兵十五万余人あり、北部の兵は野外に出張 きと、奴隷を兵に使用する事とにあり、而して其戦場 南部の利は、いまた破れさる鉄道、いまた尽さる武備。 また挫折せさるの脱志、未た取返されざる侵地の多 南 Ĺ

丑四月十八日熊本藩より閣老江

此度 承知仕候ハ、不取敢御先鉾相勤申度段奉願ニ而可有御 御進発被 仰出候付而は、右之趣於国許越中守

限奉伺 考候得共、国許之儀は遠境懸隔候事故、 越中守承知不仕儀ニ御座候得共、前文之次第ニ付此許 左候は於越中守も面目無此上難有仕合可奉存候、右は 候、依之此節も最前之通御先鉾被仰付候様有御座度、 而軍期を失ひ候様成行候而は、甚以残念之次第ニ奉存 座候、尤 御差図之趣、急速国許江申遣候ハ、時宜次第 御進発之上は御沙汰之筋も可被為 往復手間取候 在奉恐

青地源右衛門細川越中守内

此段可然様被成御沙汰可被下候、以上、

何時ニ而も出張差支無之様、兼而覚悟仕居可申奉存候、

四月十八日

細川越中守家来江口達之覚四月廿日達

御進発被

仰出候ニ付而は、

787

越中守承知已前之

事ニは候得共、格別之存意を以申立之趣各及言上候処、

四月

厚心入之段、御沙汰有之候、依之別紙之通被仰出候!

此度相達置候事、

(<u>-</u>|02)

細川越中守

此度毛利大膳父子始為御征伐五月十六日 御進発被遊

候旨被 儀御先手之先鉾被 仰出候ニ付而は、申立之趣も有之候間、其方 仰付候間、可被抽忠勤候

丑四月廿日閣老より

松平陸奥守

御進発御日限五月十六日と被 仰出候ニ付、 兼而相達

候趣も有之候間、此節参府候様可被致候

四月

南部美濃守

(三の2)

御進発御日限五月十六日と被仰候間、此節参府候様可

被致候

一四

右同日銘々江相達

伊達遠江守 加藤遠江守

仰出候ニ付而は、取扱之儀先不及其議候事、 前相達置候処、此度長防為御征伐 御進発被遊侯旨被 毛利大膳父子始江戸表江被召寄候ニ付、右取扱之儀最

脇坂淡路守

一五

四月廿日芸州侯江達

前相達置候処、此度長防為御征伐 毛利大膳父子始江戸表江被召寄候ニ付、右取扱之儀最 御進発被遊旨被

仰出候ニ付而は、取扱之儀先不及其儀旨、脇坂淡路守・

伊達遠江守 • 加藤遠江守江相達候間、得其意、先達而 相達置候警固人数等之儀も相心得候ニ不及段、 松平安

芸守家来呼可達候事、

突入、

朝廷江因・備等之侯伯より建白書

庄江屯集仕差出候歎願書、則遂被見候所、間々触忌諱 候趣も相見得候得共、積年確乎たる攘夷之 臣等再拝稽首謹而奉歎願候、 今般常野浮浪之徒南越今

体 詔命廃格醜夷猖獗之暴慢を忠憤慨歎之余、終ニ動干戈 口実居候尊攘大義遺訓地ニ墜落仕、 擅ニ為私闘之所業ニ及候得共、臣等実父斉昭存生中致 慷慨激烈之徒所々蜂起、彼是以痛哭流涕之至不得 列藩離叛、天下解

去五月彼より差出候歎願書、尚又臣茂政差添候建白、 止事、此度兵挙不恐鈇鉞之厳罪之誠意可恤之次第ニ付、

其節御採用不被為在候得共、方今外寇渡来より内乱相

蒙昧之身、是非得失も不相弁、遮而愚衷奉歎願候は恐 生し、長州脱藩士之覆轍も有之、須臾も難差置、 臣等

縮之至御座候得共、何卒彼等志願之通洋夷掃攘之台命

被為免候得は、一同感激奮発同心合力して夷虜陣営江 幕府江御沙汰被成下候上、彼か被任仰願先鉾之寸備を

神州之勇威を輝候は、

時

勢之危急、天下人心之渇望、此事ニ御座候間、広海寛 叡虜透徹之一端と、敢而雷霆之威を犯し牽懇願候、 大之御所置、彼等之徴忠

御哀燐被為在候は、

御執成御執 奏奉願侯、 恐々謹言、 天恩之程深奉惑戴侯事ニ御座侯、此段奉歎願侯、

宜敷

三月

因州 慶徳

備前 茂政

浜田 氏聡

喜連川 綱氏

忠和

一七

四月十六日

佐竹右京大夫

相馬大膳大夫

田 筑 前 守

御進発ニ付御暇不被下旨、 織

右当年御暇順年之処、

三月十四日閣老松平伯州参

内之節御達書

水戸中納言家政向不締ニ付慎申付候哉ニ相聞、至当之

儀と

思食候得共、猶、

叡虜之次第も可有之候間、水戸家之儀は経

奏聞所置可有之様 御沙汰之事、

丑四月閣老本多美濃侯江届

一九

細川 松平 ·相模 越中守 守

松平兵部大輔

松平右近将監

松平阿波守

松平 三河守

松平越前守

立花飛騨守

中川修理大夫

O 四月廿日閣老より大目付江

右病気又は海上不順等ニ而参勤延引之旨

織 池 細

田 田

津守 馬

濃 前

守 守

戸 Ш

主 摂 信 豊

助

今般御進発被遊候付、中国•四国•九州筋之面々、何

れも国邑江人数備置候様可被致候、 右之趣早々可被相触候、

四月

(付箋) 「第三百七号」

◇第一一八号 (丑四月カ)報告 〔維新前後諸書付も〕

横浜出版外国語新聞紙

元治二乙丑年四月十二日、 イギリス国の飛脚船此港に 漂流人彦蔵訳

790

Ш

有り、 地 の 湊 に 入 り し 船 けり、然るに密に商売なさんとて来りし船南のの 湊 に 入 り し 船 北部にて兼てチャリストンは船止になし置 みつから焼払て立去りした有用之品を渡さぬ為なり、 之橋々、或は鉄船二艘、其他造船場に在る所の舟残らす 残らす釘を打込て復ひ用る事能さる様に為し置け 輜重を得たり、 に竪つことを得たるに依て也 二十発放 をはしめ大に喜ひ合へり、 を退きしと云文通ありて、 艘の船、ナソー 払之時ハ、或は綿蔵・焰硝蔵・食料蔵、 其外玉薬及ひ大砲に附属の器若干有りし、 卒も残らす引払たり、 一中陸軍の陣営、 北部にて之を奪取りたり、 いせり、 国の港の名。より来り、密にチャリスト蓋しフランスより来り、密にチャリスト 其内に大砲二百挺有りしか、 是は北部の国籏再ひサンピールの砲台 或は砲台其外諸役人の詰所にて祝砲 依て又其地も奪取 ○陸軍奉行より命ありて、 ワ シ 在り、元北部の有なり、然処此台場はチャリストンの辺に ントン評定所の諸役人 ○南兵チャリ 或は蒸気車往 ŋ ○南之兵引 火門に 大に兵器 スト 或 は

> 器械等ハ残らす引取れ 少くして防難く、遂に南部に渡したり四年前に南北始て戦い及しとき番兵甚い 窺て不意に攻懸り一 然るに軍卒は猶処々巡警なし居、 ヰーなる者は、レンケホ 以前より決定なし居れり、 手に入りしを祝ひし、 と云人より命ありて、 より聞しに、南にてレチメントを引払と云事は、 云新聞に載すには、 の役所ハ残らす盛に燈 の誕生日に当れり、 ン地軍勢に引続て退くならん、 戦為んと欲するならん、 レヂメント軸ノ () = = 依てワシント 'n 火を点してチャ 今月廿二日廿七日 ークといふ処へ引込様子なり、 ○按するに、 依て其地に在りし製鉄所の ] 3 曽て南部の重役の ルグ 是は全く北軍の虚 時務宰相 の軍勢も ン中に在るところ ́の IJ 南の大将軍 ス は ۲ ル チャ ○評定所 ۴ ワ ン Ì の再度 シ Ì 最早 IJ ヲ ル ン ス ル

١

入りしに依て、

左の新聞を得たり、

二月十七日廿二日の

朝、

北部将軍シ

ヤ

マ

ンと云人、

ンビヤ軸のを攻取りし、

同夜チャ

IJ ij

スト

ン

- 洞の軍

ン

兆

八百万ドルラルなり、

○上の評定所にて陸軍の給金

オリシンと云ふ人云に、

に於て陸軍の給金と其外の入用高を定む年か、

此金

を増んと云議論ありしに、

兆三千八百万ド

ル

ラ 'n

の金不足にて、

猶陸軍より借

せしか、今全く模様替に為すことを決断に及ひたり、 商売為す者の税の取方模様替に為すといふ論を云出

止の番をなし居たる船にて援けたり、是はチャリストン港舟にて援けたり、 此外の小細工金物々の細工もの也は税を軽く為し、五 其乗組の軍卒等は其辺を巡警なし居りたる軍艦 リミキと名けたる蒸気船沈没せり南之海、 分に為す、○ビャ名他の税を重く為すことを停止せ 物の飾に用「及ひ此二品の贋物共税は高くなせし、乍然是は石にして及ひ此二品の贋物共税は高くなせし、乍然 の蒸気船を出さんことを評定所に願出てしに、是も免 万二千箇なり、 の綿船二十艘ニュー 揚て南部の海に乗り込て救たり、 各々違背なく評議に及ひ給れとなり、○北部の軍艦 く会合すへし、然して我より如何様成書面を出すとも、 る厳敷命あり、其故は来る三月四日に評定所詰之者悉 む、○大統領レンコロンより評定所に常に無き如くな き六分の税なり、○ダヰモンを切る物、 ○石炭油の税は少しく増して、 一ギャラン五合位につ О # ヨルグに着したり、 ンフランシスコより支那へ月通ひ 其時此船には白旗を 〇サバ 其綿の数は ナ 南アメリカ 1 然れとも 7 V

許ありし、

オランダ国の部

○綿、 半箇の二口入札に出せしに、買手か付さりき、 千八百十六年の二月廿一日なり、其初ナボレヲン此后 り、 に載せしと同じことにて、 て支那のカングーと云ふ茶千六百六十九箇と二百九十 ○評定所の重役登城なして悔を申せしに、 を迎んと請しか、是は相談調すして此人と配偶せられ の由、 て国中之者慎ミ居れり、 し者猶髙価を唱へ居れハなり、 して価も下りたり、○烟草ジャバ、此品は前の新聞紙 はなかりき、是は病気にて有し故なり、○茶入札場に たり、本月十七日に葬送の儀式を執り行るゝ様子なり、 三月八日、太后年七十才にて逝去せられたり、之に依 其ゆへはイキリス国のレバ 抑此后プリンスウョン屋は先代のに入興ありしは 此品は売買絶てなし、然れとも価少しく上りた 其病気はアスマールと云ふ病 価も上らす、売買も少し、 ポール地に於て綿を持 国王の挨拶 夫に応

節メキシコに居れり とい ふ役人より書面を以て 申来 りし是ハ仏国の役人にて此とい ふ役人より書面を以て 申来 りし 甚美を尽したり、 音楽を奏して城内に昇入、然して客院に諸大名及ひ王 ĸ ならさることあれ きならん、其故はメキシコより来る書面の文言に、 するといふことを前之新聞紙に載せしに、 いてゝコンシュルより書面を受取し、 面を美麗に飾りし輦輿に入替、千人余の歩兵警衛なし、 |親類の人々、其他諸役人詰居、 「の為に金銀を費し、 ż キシ コ国に在留の軍卒を引取る時は、 ○按するに、此国に於て陸軍を減少 は 且丹精を尽したるものも空敷な な Ď, マ 真中に国王みつから 1 其時王の装束は シ U 是は出来難 バ セ 是迄此 丰 穏

ラ

l

ッ

ク

易 らん、 国とヘンズタウンズと云国と貿易条約を結ひたり、 ことく為せる時は、 ハ六月一日月八日より始るという風説なり、 是に依て猶少しく増すことを欲するなり、 再ひ兵端を開くことあらん、 右の

なしたる国なりを相手どり戦争

外四十艘の警衛船従て彼の国に趣きたり、

既に城に

より来りたる結構を尽して飾り立たる迎舟にのせ、

したる時は二十一発の祝砲を放ち、然して後又右の書

を金の花入れりものに為すものならんの中に

į,

れ、

サ

ヤ

A 面

其

・ラス

朩 中ギ

ホ

V

スタン国

[の部此国ハ昨年プロイス及

王に贈りし始末は、 筆の書面をコンシ

左のことくに記せり、

扨右の書

三月九日二日に当一プロキスの或新聞に、

此国

の国

王

自  $\overline{\mathbf{x}}$ 

2

ル

に命してサヤム一ヶ国なりの

玉

の

シ 地と云ふは、 二には、 る時は、 のことし、第一には、 プ ョメン海とハルテキ海と水脈をつなき、 イス国より書面を以て此国に懸合に及ひし事、 両端の入口 此国より水主を出して其用を弁するなり、 プロイスにて入用丈ケの地を遣す、 キネラー運送舟の往来する処を云ふを造りて、キネラー是ハ大なる溝を掘りて荷物を造りて、 には大なる台場を築き、(第) プロイス国にてもし水主入用 然してキネ 右入用 ۲, 第 左

な

場所なりを造り、 とは互に懇意に交るへし、 す、 は、 第四には、 此国のテレ 此国陸軍の役人とプロイス陸軍の役人 ガラフ又は飛脚等はプロ プ 口 1 ス国軍艦の為になす、 右四ヶ条也、 〇フラン イスにて支配 第三に ス国

IJ

ス

の風聞には、

ブ

ロイスにて右のことく掛合に及

○プロイスにてはフランスの意を用ひし也、○デイーは右の相談には加らす、然れとも彼のシラスボイキホレスタンドルーデンボイクとはプニスの地面のシラスボキキ丈ケはマーケに返して、其ニスの地面のシラスボキキレスタンドルーデンボイクとはプロイスにてはフランスの意を用ひし也、○デイーのしことは、オーストレーの方にてハ同意せさりし、ひしことは、オーストレーの方にてハ同意せさりし、

スヰデン国の部

為すよし、 一学マーケ国王の若公も多分は行て見物 頃には陸軍の大調練なすによつて、願くは見物として 頃には陸軍の大調練なすによつて、願くは見物として が、八九月 大ボレヲンス頭でなその人々へ申贈りしには、八九月 国王よりプレンス政府或は大名の公子。ヲヰラス但英国女帝

オロシヤ国の部

○ヨーロッパ国の数多の新聞には、フランス国のミニたる故、新に地名を付てオロシヤトルコスタンと呼ふ、海岸の方迄氷海のヤスコルと云処迄は此国の領分と成三月一日月四日の文通には、中のアジヤの外と国より

レスに肩を持つ由、○去年冬より正月廿一日迄は寒気然るにケ様のことは見へす、其故はフランスにてホーンス国との間睦しく成様のことをなしたりと云へり、ストル交代なし、新規の人来りしにより、此国とフラ

さは長き間ならす、僅に十二日の間なりき、夫よりしり、其頃は西北の風厳しく吹けり、しかしなから此寒にて、二月初に寒暖計は猶氷点より十四度下りて居れ

も格別の事は無りしか、廿二日よりは近年になき寒さ

ては好き気候となりたり、○正月の遊ひに、アメリカ

出て見物なしたり、甚面白き事のよし也、○国中にて其技を為せしかは、諸人は申に及はす、国王の后迄も国のへⅠニと云ふ人、氷の上を走るの妙を得たる者、

直段大に上り、人民甚た困りし、如此ことは六十年以雪及ひ氷夥敷ととにて、航海等も出来兼、故に穀物のは処によりて少しの違ひはあれ共、極々寒き処にてハ

アストリヤ国の部

来になきことのよし、

政府にてハ商人の願によつて、 遠き東の国埋も用と条

ト一艘を仕立たり、約を結ひ、国籏を建度とのことにて、大なるフレゲ

ッ

### イタリヤ国の部

れかたき程の畏敷有様なり、 一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山 の一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山 の一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山 となり、林或は田畑抔は黒き荒地となれり、おもふに、 の一里も二里も流れ渡り、是迄平地なるものも俄に山 となり、林或は田畑抔は黒き荒地となれり、おもふに、 をならん、右の模様は如何なる者も一度見たる時は忘 敷ならん、右の模様は如何なる者も一度見たる時は忘れかたき程の畏敷有様なり、

スペーン 国の部所のイスハニャなり

出したり、然るにエホケーと云う新聞に在るには、軍ヵの内。と闘論の事を治めて、条約を結ひし書面を差萬アメリと闘論の事を治めて、条約を結ひし書面を差三月二日、マーシロナーベーズ人名より評定所江ビルー

め、遂には其者に打掛らんとせし故、やむことを得すきとて、其職人等大に怒り、道具を相破り、仕事を罷人仕事為し居れり、或時其職人を遺ふもの金の払方悪と云町にて、蒸気車の道を造る為に、二百人計りの職は、引取らすと也、○サニタードーといふ処のノーセー故はビルーにて条約を全く守ると云事明白に見へされ離率行パレシヤーと云人は尚ビルー国に在留せり、此

イキリス国の部

金を払ひたり、

深廿二尺四寸、積荷の順世ートンニ付数は四千百七十三末為すための由、船の長サ凡三百廿六尺、幅四丈九尺、声をかけしにより、帝急に馬をとゝめし所、其大木六声をかけしにより、帝急に馬をとゝめし所、其大木六声をかけしにより、帝急に馬をとゝめし所、其大木六声をかけしにより、帝急に馬をとゝめし所、其大木六声をかけしにより、帝急に馬をとゝめし所、其大木六声をかけしにより、帝急に馬をとゝめしか、之を見て未為すための由、船の長サ凡三百廿六尺、幅四丈九尺、平為すための由、船の長サ凡三百廿六尺、幅四丈九尺、東海すための由、船の長りしか、女帝馬に騎りて遊ひに出て、三月十日のことなりしか、女帝馬に騎りて遊ひに出て、

なる、 生貯へ置にも、 且入用も半にて出来、 ースといふ薬なり是はナイツレポツタ、 たし此寺参りは王の幸福を祈るならん祝儀のことにても寺参りを為す也、け、 此国に在留のミニストル寺江参詣為したり、 ○今月三日はヲロシヤ国王位につきし日なるによつて、 除きて千二百人を乗せらるゝ也、 につき十五里四丁四十三間也につき十五里英国一里は日本十、 といふことならん钬、いまた詳ならすは、按するに此トン数を動す程の力有、 を以て製する火薬を新に発明なしたり、 人の体に障らす、 ギ 、々を饗応なせし、 ス 々に至る迄残らす祝礼を為せし、 ŀ 此火薬は常の火薬と異り弾力も三倍も強くして、 ルと妻のパロ ッ 丰 1 右二品を分けおく時は火の憂もなし、 此二品を交ぜ合する時は宜敷火薬と 7 平安に乗り居らるゝ様に工夫なせし、 ○是迄用ひ来りし焰硝と異なる薬 ・ネス、 セ 其上発したる跡に滓残らす、平 ッ ۲ フロ ヤニなり、 船内の広きこと水主を ナ 其外在留 船足は一 此船は動揺なしても ヲ ر ص 其晩にいたりて 両人にて重役の 丰 其薬品はタネ U 一時 時に当ル ラヰ 0 日本と違ひ 諸 テ 役 人

عَنِ

のにて、其価二万七千パウン洋銀四枚也掛りしとそ、○

此二倍ニ当ル 〇女帝の興馬に駕するものはお尺程あれれ、凡、〇女帝の興但四ツ車ありてはお たり、 なり、 入用 年之古き物にて、 底にテレカラフを入れ置んとて、 たる人の再ひ蘇生なしたる如くにおもひ、大に喜ひあ なく着したる趣申来りし故、 なせしとおもひ、 帆なせしに、其後久しく音信絶而なきゆへ、 商船マンフレドウ船名去年九月以前に上海を志さし u て右に云たる効能は、 云しか、いまた其実検を得さりしか、今量りて見るに なし居れり、 番深き処にては二万五千尺りなり、富士山は一万四千五百 り、〇此度アメリカ ング大砲に用ひて最も宜しからん、 の時は二品を合せてもちゆ、 昔より云伝るに、海の深さは山の高さ程あると これはエンフェ 然処今度支那より文通ありて、 先代ジョーヅと云し帝の造られしも 其乗組の人々の家内にてハ大に愁傷 国と此国との文通弁利の為に海 半は有るとも実に古今の良火薬 1 ル ライフルおよひアー 今迄愁傷なせし者は死 海の深浅を測量なし 右の火薬試ミし上に ○或日大ひなる よそ百来 此船別 多分破船 ・ムス 逝

千二百トン にもならん能で蒸気の力をいふには馬力を以て数ふる

ン、蒸気の力七百トンなり、併し十分に為すときは四

とも 此品は支那 外か国江積出しても猶沢山残り居れハなり、 節あき居れは、 江交代に行くことに定まりし、 合衆国在留のミニストル病気なるによつて、此ミニス 暇を請て此国江帰りて、 なく積込によりて、 は不景気にして下直になれり、 にては金利五里程下りし出み少きによる也、〇茶、 コ 云風聞也、 ッ ル ク漸帰国なしたり、 支那行を罷免になし、 下物は向き悪敷由、 ○昨年迄支那江来り居りしミニスト の サ 此人支那へ行ならん、 タリー 此国全国へ売りさはくことは勿論 と云宜敷品は変りしことなけれ 又再度支那江行んとせし処、 按するに支那のミニスト 此頃着きたる糸は下物多し 一等高キ位を受けて合衆国 其故は支那より際限 ○日本に来りしアー ○此国の両替 〇生糸、 ル 此品 替 ル 此 の ル

> 簡也、 る綿、 周をいふの始めには少しく直ひ上りかゝりしに、三日七曜日 一の始めには少しく直ひ上りかゝりしに、三日 分八厘より三分位下りし、○今月三日にロンド 程すきたれハ又々引下ケて、 品は或るロンドンの商人より書出す相場にて、 を合して積出せしもの三万三百箇なりとそ、 荷ありし糸は、支那二千三百十二箇、 敷品は入荷なし、 斤につき元直よりもドル二分五厘程下げし、 日本前橋の糸は少しく売買ありしか、 ル二厘ツ、下り、 支那と日本とのものを合わして一万九千七百八 此頃飛脚船より申来りしに、 故に悉く尽きし、 日本の極上のもの一斤ニ付ドルニ 綿足短きもの一斤につき ○後月一ト月に入 日本と支那との荷 日本ハ百 価を引さけ、 ○綿、 此節は宜 此一 八十九 ンにあ 周 此 壱

ひ居りしによつてなり話なき様に為んかと云、

然りし所属国を離るゝ方宜しか

依て其故を女帝江申出すと

んと云札に落札なしたり、

ふことを評定所にて入札ありしてキャナダの手を切りて世

属国と成居らんか、

亦は手を離れて独立なさんかと

属国キャ

ナダ

に在る国也にては、

是迄之通イキリ

ス

の

チ 2 レ l 国 一の部南アメリカの 入札ありしかとも売れさりし、

十五箇也、〇日本白蠟、

此品は替りし事なし、二百箱

١,

金山• に 政府にて 国中に人を多くなし国の蕃昌する為、 銀山 3 1 水銀山多き故、 口 ッ パ 人を招く企を為し居れり、 是を開き、 且 且 は田畑等を 世国に 按する は

町の真中にて、水銀の在ることを見出したり、察するも開発なさん為なり、○或城下のバラパラーヰソと云

に此処には水銀多く有らん、

幸に元書に就て論すること勿れ、又今よりしては横った。とく各国の新聞誌を日本のことはになほし出右のことく各国の新聞誌を日本のことはになほし出右のことく各国の新聞誌を日本のことはになほし出右のことく各国の新聞誌を日本のことはになほし出右のことく各国の新聞誌を日本のことはになほし出右のことく各国の新聞誌を日本のことはになほし出

百四十一番 花押

敬白、

浜在留の異人より出す引札等をも訳して添可申候

## 文書目

録

言

本巻「南部弥八郎報告書一」に収めた◇第一号(文久二年戌五月三日)から◇第一一八号(慶応元年丑四月頃)ま

での報告史料の中にみえる文書・記事等の全てについて番号を付して、掲載順に目録題をとり集録した。

文書・記事等の題名については、原史料中に見出しのあるものはそれをとり、ないものは編集者が付した。

原史料中の見出しのうち、それぞれの文書・記事等の内容を把握するのに不十分なものについては、補足の副題を

文書については、番号・題名のほか、発給年月日の付されたものは()に示した。

)中に付した。

原史料中に報告年月日記載を欠き確定できないもののうち、一定の報告時期が推定できるものについては ( ) で 月の異称は漢数字に改めたが、正月・朔日・晦日などはそのまま残した。

# 『鹿児島県史料南部弥八郎報告書一』収載順文書目録

戊七月廿一日報告 〔維新前後諸書付6〕 肥後家中富田兼輔ヨリ承リシ肥後形勢外

英・仏両国公使出府並ニ外国奉行転役ニ関ハル風説等

戊七月廿五日報告 〔維新前後諸書付?〕

幕府通詞立石得十郎ヨリ承リシ英国代理公使・仏国公

使ニ対スル幕府応接様子並ニ大橋順蔵病死ノ趣

戊七月廿八日報告 [「風説書 戌七月中」]

戊七月中風説書(南部届記事二十三件、三日勅旨大原 承リシ世上風聞・外国新聞等ノ趣) 左衛門督構武所並ニ昌平坂学校・海軍所等見分ノ由外

戌七月廿八日報告 〔維新前後諸書付8〕

戊八月朔日報告 [「風説書 戊七月中 附録]] 流行ノ「コレラ」病ノ風聞、加州・仙台侯等ノ動向

土藩士ヨリ承リシ松平土佐守参府日積リ並ニ支那海岸

聞ニ付同家中屋敷書生玉虫某・多田某ヨリ承候真偽外 南部届記事四件(仙台片倉小十郎多人数召連上京之風

昨廿八日届後承リシ事)

日本人口表并惣石高

◇第一五号 戌八月朔日報告〔維新前後諸書付9〕

侯ノ参勤・長州侯ノ上洛ニ付承リシ趣外

仙台書生多田某外一人ヨリ承リシ仙台藩動向並ニ土州

戌八月廿八日報告 [「風説書 戌閏八月中 一]] 阿州侯再度建白之写(松平阿波守建白書写)

四五月頃同侯初度建白之大意(松平阿波守建白大意)

西航使節随行某氏より来書之写

松木弘安より申越候書状之写出立之前夜認

五 第三十八号

の l 外国事務宰相へ英国公使ニール書翰(一八六二年

の 2 右御返翰 (水野和泉守•板倉周防守書翰) 十月一日)

の 3

の 4 記事

横浜伝聞之趣

第四十一号

の 1

二年十月十二日•文久二年閏八月廿一日)

日本外国事務宰相へ英国公使ニール書翰(一八六

の 2

肥後の慷慨家長岡帯刀江建白之写

の | 物頭兼砲術世話方魚住源次兵衛外四人連名建白書

の 2

東周旋可有之旨被仰含(二通) 八月二日議奏衆・伝奏衆より松平長門守江左之趣於関

◇第一七号 戌九月廿八日報告 (「風説書 戌九月中 一」) 評議論ノ決着外承リシ世上風説・外国新聞等ノ趣)

 $\overline{\circ}$ 

南部届記事二十件(英人打捨ノ節横浜ノ異国官吏共会

同人江外国奉行より相尋候趣

外国掛閣老より亜の公使「プライン」江尋之趣

南部届記事三件(九月十日所司代牧野備前守様御暇ニ

四 付御金・時服・御刀拝領ノ事外)

五 戌九月十二日頃横浜新聞抜書(異邦人説話三件 南部届記事二十八件(九月十三日英国公使書翰ヲ呈セ

シ意図ニ付承リシ事外国新聞・世上風説ノ趣

三 の 1 七 五 四の1 の l の 2 の1 英国公使ニール書翰(一八六二年七月一日・文久 の2 京都詰細川家家士ヨリ申越シノ写 久我侯江捨文等之聞書 戌十一月廿八日報告 [「風説書 戌十一月中 一]] 仙台藩玉虫左大夫風聞為探索京都町奉行家来ニ相成差 戌十月廿八日報告 [「風説書 戌十月中 二]] 同日生麦一件応接 十月十三日外国懸閣老方江英吉利のミニストル「ニ 英国公使ニール書翰) 第五十四号(一八六二年十一月廿五日外国事務宰相へ 江戸に居れる西洋諸国の欽差に上つる書(一八六二年 南部届記事六件(亜国公使「プライン」ヨリ書簡ヲ以 越居申越候風説書(戌九月廿一日九月二十七日 ル」本国より申来候由の演説 狂詩並ニ落首 日本横浜新聞紙館活刷) 申上シ事外見聞仕シ趣) 久我家へ投入レラレシ捨文(戌九月) 渡辺金三郎外二名誅戮ノ捨文(壬戌五月廿三日) 勤役中不束ノ儀ニ付達(十一月廿日井伊掃部頭 二年六月五日) 書(九月廿四日在所日付而十月五日江戸着 石部宿にて渡辺金三郎外ニ三人逢殺害候一件御届 三 南部届記事十七件(因州侯着府登城並ニ長州侯・土州 二の1 因州様より御末家江通達之趣(十月廿八日) 七の1 松木弘安より申越候書簡(八月廿一日) の 10 の 9 の 8 の 7 の 6 の 5 の 4 の 3 の3 仏国羅尼所訳之新聞紙 の 2 前書の添文 (松木弘安添別紙書簡抜書) の2 右ニ添別紙 長州侯京師上書 戌十二月廿八日·二十九日報告 [「風説書 戌十二月 中川侯藩小川弥右衛門帰国之節被仰渡候御沙汰之趣 落首類 松平右京大夫外十二名ノ処罰書上(十一月廿三日) 新選論語見立 同別動之御趣旨 侯ノ参内外承リシ世上風聞・開国新聞等ノ趣 勅使両卿持参之綸命 同 同 同 (中奥御小姓薬師寺備中守へ) (御書院番頭小笠原長門守へ) (安藤鱗之助へ) (久世謙吉へ) (堀田鴻之丞へ) (酒井若狭守へ) (下総守嫡子間部安房守へ) (間部下総守へ)

皇風歌仙体

当節迄在職ノ大小吏輩夫々御咎ノ事外見聞ノ趣) 南部届記事十一件(先年蟄居ノ水府家老等此度復職シ

十二月十三日惣出仕平服御達書

十二月十五日月次御礼居残ニ而御達

の l 勅諚之書付写

の 2 右ニ付閣老演達

右ニ付田安様ニも左之通達 十二月六日於芙蓉間老中列座一役一人江申達

南部届記事七件(十二月十日仏郎西蒸気船着ニテ使節

九 南部追加届記事一件(手庇ヲ受ケ死亡セシ和学所塙次 竹内下野守・松木弘安等帰朝ノ事外承リシ風聞ノ趣)

郎内済ニテ相済ザル事)

### 文久三年癸亥至十二月

亥正月廿八日報告 [「風説書 亥正月中」]

南部届記事二十四件(御殿山異国館囲地ノ儀ニ付評議 ノ風評外承リシ世上見聞ノ趣)

狂詩等之類

の 2 の l 当時選 京師より到来 **磨言句** 論孟諺解

の 3 漁夫の話

の 4

◇第二二号 亥三月廿八日報告 [「風説書 亥三月中]〕

の l 池田大学誅戮梟首ノ捨文(亥正月)

の 3 千種家へ同家雑掌賀川肇両腕ニ添テ差置キシ捨文 の 2

三 横港風説同六日迄 (南部届記事八件)

南部届記事一件

同港風説同十日朝まて

四

の 2 南部届記事二件

京師より神奈川奉行江達(亥二月廿九日松平春嶽

の 3 南部届記事六件(船中ニ罷在リシ英国商館婦女子

三月五日江戸町触(亥三月) 小児共追々商館へ帰り平常ノ通商売仕リシ事外)

同十三日町触

の 1 の 2 南部届記事五件(三月十四日頃幕府旗下士ノ家族ヲ知 行所或ハ遠里ノ本家・所縁ノ方へ立退カセ居住致サス 口達之覚(亥三月十三日)

京師におゐて二月廿七日暁会津侯之手先召取相成候浪 コトヲ許可セシ事外)

首ノ捨文)

九

正月廿一日大坂難波橋梟首(亥正月廿一日池田大学梟

0

足利三代将軍木像ノ梟首略図

京都三条下河原に於て木像梟首

の 2 同所大橋髙札場江掛候罪状書(亥二月廿三日)

一橋君旅館東本願寺江首ニ添て差置候書面〈亥二

原文凡例

四  $\equiv$ り 1 の 2 の l 談判応接等ノ事外四月廿六日夕ヨリ同廿八日昼後迄逗 横港風説(南部届記事六件、閣老小笠原侯ノ横浜鎖港 亥五月二日報告 [「風説書 亥四月中追加] 諸方雑説(南部届記事六件、四月十三日「スウィッツ 横港風説同九日迄り 亥四月廿八日報告 [「風説書 亥四月中]] 横浜日本文久二年壬戌四月十三日 南部届記事一件(幕府ニテ極秘トセシ英国ヨリ差出シ 二月十九日英国ミニストルより書翰を以て申立候趣 留承リシ趣) 月六日ニール書翰) 河内守連名書翰) ル」国ヨリ新条約願ノ使節伊皿子長応寺へ旅宿ノ事 亥二月十九日英国公使より差出候書翰(一八六三年四 ノ閣老返翰(文久三年亥二月廿一日松平豊前守• 井上 ノ書翰和解ノ大趣意等ノ事) 横浜鎖港一件ニ付町触(亥四月廿三日) 南部届記事三件(四月中旬外国奉行横浜へ相越シ 南部届記事五件(去ル五日夜亜国ミニストル宿舎 南部届記事一六件(去ル七日外国奉行ト英海軍提 密々相談ノ儀ニ付横浜詰翻訳方木村宗三ノ物語シ 焼失ノ種々巷説ノ真相外四月中旬承リシ事共) 督応接ノ事外横浜ニテ承リシ風説 (デ・キクン書状 ◇第二六号 ◇第二五号 ◇第二七号 ◇第二八号 四 一 市上雑説 の 3 の 2 の l の l の 2 亥六月十二日報告〔『玉里島津家史料二』五八九ノー〕下関交戦新文神奈川翻訳 下関交戦新文神奈川翻訳 外国事務宰相小笠原図書頭へ仏国公使ドゥ・ベルクー 江送る所也 翻訳り新文紙板元 翻訳 り箭文紙板元引こり箭文紙板元子門での訳官よる六月五日於長州下ノ関仏軍艦交戦之新聞仏国水督幕 亥六月朔日於下ノ関亜米利加軍艦接戦新文神奈川版 日本軍艦亜米利加蒸気船工炮発せし新聞神奈川抜萃翻 外国事務執政小笠原図書頭へ英国公使ニール書翰 横港風譚 亥五月廿八日報告 [「風説書 ル書翰(一八六三年六月廿四日) 新撰都八景 八六三年六月廿四日) (亥六月ヵ)報告 [『玉里島津家史料二』五七六] (亥六月カ)報告 〔『玉里島津家史料ニ』五七五〕 当時入港ノ外国軍艦 南部届記事一件 市中触達(亥五月九日) テ償銀十万ポンド渡方談判等ノ事外 南部届記事九件(外国奉行菊池伊予守応接談判ニ 立テシ大意ノ趣外) 南部届記事十二件(魯西亜軍艦八艘長崎へ入港申 亥五月中」

長州におゐて外夷と戦争有之其外風聞之趣橫浜にて承

二九号(亥六月十五日報告〔『玉里鳥津家史料二』五八九ノ二〕得候次第(十日夕ヨリ十二日朝迄見聞仕リシ成形)

一 横浜よりの書簡之大略(六月三日謄写)

一一,身重长,最近它;是小克则及,见别、山守青三岁日之三〇号一亥六月十七日報告〔『玉里島津家史料二』五九二ノ三〕

次郎物語シ長州打払一件ニ対スル亜蘭仏英ノ動向外一 将軍家ノ帰府並ニ長州侯刺殺ノ風聞、仙台書生多田平

【参考】①藩家老喜入摂津へ江戸岩元太右衛門届書〔『鹿児島県

②加賀藩主前田斉泰外十二大名へ達書 [『同二』 五九二

── 於橫浜英仏亜蘭四国衆議之上七八日以前申立候書翰之◇第三一号 亥六月十九日報告〔『玉里島津家史料二』五九四〕

の2.南部届記事三件(洋書調所教授杉田玄瑞見懸ケノの1.翻訳方出役福沢諭吉ヨリ承リシ翻訳書大意

|号||亥六月十九日報告〔『玉里島津家史料二』五九七〕||総髪者達ノ噂ニ対スル俗説風聞外〕

三三号(亥七月五日報告(「風説書(亥六月中」)) 松木安右衛門へ南部弥八郎書翰

一 長州戦争之儀ニ付横浜風説之趣(南部届記事五件)

届ノ書翰謄写) 一長州騒乱之儀ニ付横港より来書之大略(六月三日南部二) 長州騒乱之儀ニ付横港より来書之大略(六月三日南部

の2 五月晦日ノ書翰大略の1 五月廿六日ノ書翰大略

9 麦州 写我记忆 大略(六月三日)

三

四 長州再戦記聞

の2 南部届記事一件 リシ書状抜書(六月六日)

探索命ゼラレシ者ノ米国人ブランヨリ伝聞仕リ送ン当朝横浜入港ニ付学問所奉行勤秋月右京亮ヨリ六月二日長州下関ニテ戦争セシ米国軍艦ワイヲミ

元月 九日 漢法 乙甲卷二 计卷 五 读 基份 六月 六日 横浜 新聞紙 亜版翻訳

の1 外国事務宰相小笠原図書頭へ米国公使プリューイベ 五月九日鎖港之御達ニ付差出候書翰

の2 外国事務宰相小笠原図書頭へ孛漏生(プロシア)ン書翰(一八六三年六月廿四日)

の3 外国事務宰相小笠原図書頭へ蘭国仮領事イ・メッ四日)

国領事フォン・ブラント書翰(一八六三年六月廿

トマン書翰(一八六三年六月廿四日)

京師におゐて幕府江御届(六月六日松平大膳大夫届ルク書翰(一八六三年六月廿四日)

| 六月十三日小倉より江戸御届

の2 別紙 松平大膳大夫様・毛利右京亮様より御使者の1 小笠原大膳大夫家来某届書(六月十三日)

の3 大膳大夫方より返答書写 ロ上書写(五月廿四日)

こみ、バージーン 去月廿六日長崎出帆之蘭船長州海ニ而発砲ニ逢候次第

◇第三四号 六 £ 九 の 2 の 1 の 3 神奈川奉行へノ横浜英国官吏書状(一八六三年八月廿 亥七月十一日報告 [『玉里島津家史料二』六一五 (六月) 京都より坊城大納言を以小笠原大膳大夫江御沙汰之趣 小笠原図書頭へ達書 六月十五日外国事務執政井上侯江小倉侯より御届 諸侯人名並ニ将軍家蒸気船ニテ帰府ノ事外 南部届記事十件(六月十六日早々ノ参府ノ命ヲ受ケシ 日本新聞(一八六三年七月二十四日・文久三年六月九 横港新聞(一八六三年七月二十三日・文久三年六月八 南部届記事一件 翰之趣意(翻訳方福沢諭吉ヨリ六月十七日頃承リシ 六月中旬於橫浜英仏亜蘭四国之官吏会議之上申立候書 南部届記事五件 (翻訳方出役福沢諭吉•木村宗三•北 村元四郎等ヨリ六月廿一日・廿二日承リシ内話) 日・文久三年七月八日) 口上覚(六月六日小笠原大膳大夫届書) 年六月四日、 右ニ相添別紙(一八六三年七月十九日・文久三亥 口上覚(六月二日小笠原大膳大夫届書 御使者差置候書状写(五月廿五日太田市之丞外四 へノ告文) 仏海軍提督ジョーレスより長州住人 ◇第三七号 ◇第三六号 ◇第三五号【参考】亥七月十一日南部弥八郎へ書翰〔『玉里島津家史 Ŧ 四 の 1 の 2 の 1 (亥七月カ) 報告〔『玉里島津家史料二』六ハー〕 日本貿易新聞 横港雑説等之趣 横浜新聞(一八六三年八月廿一日・文久三年七月八 右ニ付往復書三通 暴行取締鎮静方ノ事外) 文久三年九月九日) 文久三年九月二日)九月七日翻訳 日本貿易新聞 亥九月廿八日報告 [「風説書 「神奈川増補新聞」 木村宗三書翰 仕リシ事) 口上覚) 髙野山より御届(亥九月四日大徳院代正覚院ヨリ届 南部届記事二件(旗下知行髙割ニテ差出ノ歩兵ノ不法 ノ英国軍艦ノ被災状況及ビ交戦ノ様子外横浜ニテ見聞 【参考】①家老川上式部等五人へ岩下佐次右衛門書翰 袖扣 (八月廿二日) 日本別段新聞(一八六三年八月二十八日・文久三 横浜別段新聞 (一八六三年八月廿五日) 年七月三日 (ママ)) 料二』六一七ノ二〕 〔『鹿児島県史料二』 六一七ノ一〕 第二十四号 (一八六三年十月廿一日• 第二十三号 (一八六三年十月十四日• (南部届記事九件、 亥九月中」 薩英戦争ヨリ帰帆

の 2 口上手扣(八月廿三日)

の 3 口上手扣(八月廿三日)

日本貿易新聞 亥十月廿八日報告 [「風説書 亥十月中」] 第廿七号 (一八六三年十一月十一日•

文久三年十月朔日)宮崎元立訳

日本貿易新聞 第二十八号於開成所箕作貞一郎

毎日出版新聞紙中抜萃開成所におゐて市川弁官・ 南部届記事二件(九月五日下目黒村幕府合薬製造所ニ

亥十一月廿八日報告 (「風説書 亥十一月中」) テ暴火激発ノ事外)

久三年十月二十二日)開成所にて翻訳 日本貿易新聞 第三十号 (一八六三年十二月二日•文

日・文久三年十一月六日) 加藤弘蔵訳日・文久三年十一月六日) 開成所に於て日本貿易新聞 第三十二号 (一八六三年十二月十六

南部届記事七件(今以テ決着ニ至ラザル横浜鎖港談判 風説外

三

◇第四○号 拒絶攘夷論ノ甚シキ水戸・長州等諸藩ノ動静外横浜ニ 亥十二月八日報告〔維新前後諸書付10〕

亥十二月十四日報告 〔維新前後諸書付11〕 テ承リシ風説

文久三年十一月二十日)宮崎元立訳 日本貿易新聞 第三十四号 (一八六三年十二月三日•

英吉利本国出板之新聞紙近頃横浜江到来抜萃翻訳之大

 $\equiv$ 南部届記事四件 (湯島学問所並ニ林家等ニオケル島津

久光ノ内評外

亥十二月十四日報告 [『玉里島津家史料二』八〇六]

英吉利本国出板之新聞紙近頃横浜江到来仕抜萃翻訳大

意之趣

南部届記事四件 (湯島学問所並ニ林家等ニオケル島津

久光ノ内評外

◇第四三号 亥十二月廿九日報告 [「風説書 亥十二月中山

南部届記事六件(和蘭取次ヲ以テ貿易・和親取結ノ為 日本貿易新聞 日・文久三年十一月二十日)宮崎元立校日・文久三年十一月二十日)開成所に於ゐて渡辺一郎訳・日本貿易新聞(第三十四号(一八六三年十二月三十

当春渡来セシ瑞士国使節へ応接ノ事外

元治元年甲子至十二月

◇第四四号 子正月廿八日報告 [[風説書 子正月中」

日本貿易新聞 第三十九号(一八六四年二月三日・文文久三年十二月五日)閉成所に於て佐波銀次郎・日本貿易新聞 第三十六号(一八六四年一月十三日・

久三年十二月廿六日)にて訳綴相成

南部届記事四件(将軍家•大小幕吏等上洛 中ノ江戸市中ノ正月景色外見聞仕リシ事

3 ル

三

◇第四五号 子二月廿六日 (「風説書 子二月中) 南部届記事二件(天誅連又ハ攘夷家ヲ唱エ所々ニ集散 四年甲子正月三日)正月中旬開成所にて訳成 日本貿易新聞 第四十号(一八六四年二月十日・文久

セシ浮浪党類ノ方今形容等ノ事外)

於京都二月十日

の 1 松平肥後守へ仰出書

の 2 の 3 戸田大和守へ達書 戸田越前守へ達書

南部届記事一件 於二条二月十五日(松平肥後守外六名へ辞令達)

◇第四六号 子三月十六日報告〔維新前後諸書付12〕

二月六日御用番防州侯江差出書付 二月廿七日肥後藩中より京都仕出之書状抜書 二月十五日二条江登城之上御封書御渡之面

の l の2 二月十五日 十二月廿九日 小笠原大膳大夫伺書 書取(幕府指示書)

三月朔日閣老防州侯江差出(二月廿一日松平甲斐守届 南部届記事二件(三月六日京師ヨリ到来ノ書付ニテ有

五

並ニ去ル二月長州人数五六千人甲冑ニテ出雲大社ニ参 馬遠江守・永井主水正ノ長州表使トシテ近々下向ノ由

◇第四七号 子三月十八日報告〔維新前後諸書付13〕 詣セシコトニヨル京地形勢等承リシ風聞

正月廿九日同侯江届書(三月廿九日松平大膳大夫内遠 正月八日閣老井上侯江相届(正月八日松平大膳大夫内 山添金之助届書)

子二月忠九条殿屋形之壁ニ張紙 **藤太市郎届書**)

四 同東洞院辺江張紙

二月十八日夜閣老水野侯より相達

二月十八日水野侯江何書

の l 松平豊前守多喜弁吾伺書

の 2 右ニ付付札

二月十九日水野侯より御警衛衆之留守居呼出相達(二

南部届記事三件(京師ニ於テ騒乱及ビ少将様・春嶽 様・容堂様激論ニテ容堂様帰国ノ風聞アリシ事外)

◇第四八号 於江戸正月八日閣老井上侯江届(正月八日松平大膳大 子四月朔日報告 [「風説書 子三月中」]

夫内山添金之助届書)

前同断(正月廿九日松平大膳大夫内遠藤太市郎届書)

勢等ノ事) 南部届記事一件(横浜鎖港一件ノ内実世評並ニ横浜形

四 の 1 二月十八日於京都閣老水野侯江相伺 松平豊前守家来多喜弁吾伺書(二月十八日)

の2 右ニ付札

同夜相達(二月細川越中守へ達書

於京師二月十九日閣老水野侯より相達

二月六日於江戸閣老防州侯江差出

の l 書取(二月十五日) 小笠原大膳大夫伺書 (十二月廿九日)

2

二月十五日二条江登城之上御封書御渡(紀伊中納言等

南部届記事二件(三月六日到来ノ書ニテ有馬遠江守・ 京師表二月廿七日仕出肥後藩人之書翰(二月廿七日) 永井主水正ノ長州表使トシテ近々下向ノ由並ニ去ルニ

7六日京師より申来候内 (当子年三ヶ月詰御警衛	外) 南部届記事二件(日光門主当山ノ延期ニナリタル事	(四月八日石橋宿役人総代問屋新右衛門届書)	四月八日日光道中石橋宿役人より支配所江相届候書付	山田某・藤田某等其外七八人タル風聞外)	南部届記事二件(常州筑波山集結ノ浪士ノ頭取ハ水藩	備前守達書)	四月二日閣老牧野侯より水戸家老江相達候書付(牧野	(三月井上河内守達書)	三月廿七日閣老同人ヨリ大目付・目付へ相渡ス書付	願書)	閣老井上侯江土州より再願書(二月七日松平土佐守歎	の 2 同日夕付札 (覚)	の1 阿部越前守家来芝崎津右衛門伺書(三月廿一日) ◇第五五号	三月廿一日閣老井上侯江差出	二月廿日仕出し京師より之来状抜書	子四月廿日報告〔維新前後諸書付15〕	泰次郎ョリ私限り極密ニ物語シ趣外、三件     ◇第五四号	彼地懇意ノ向ヨリ申越ス京師ノ模様並ニ神奈川調役森	子四月十四日報告〔維新前後諸書付14〕 ◇第五三号	風説書ニ遅延ノ横浜新聞等追テ届ノ件	子四月二日報告〔『玉里島津家史料三』九九○〕    ◇第五二号	地形勢外見聞仕りら事)
	の8 日光道中石僑信役人より支配所卸代官福田所左衛 乱事件並ニ長州藩ノ動向等)	の7 南部届記事二件(水戸藩ノ攘夷党ニヨル筑波山	の6 四月二日閣老牧野侯より水戸家老江相達候書付	内守達書)	の 5 三月廿七日閣老同人より相渡ス書付 (三月井上河	佐守歎願書)	の4 閣老井上侯江土州侯より再願書 (二月七日松平土	の 3 同日夕付札 (覚)	前守家来柴崎津右衛門伺書)	の2 三月廿一日閣老井上侯江差出(三月廿一日阿部越	の1(京師在留肥後藩人より之書状抜書子四月世日	「風説書子四月中」	子四月廿六日報告(『玉里島津家史料三』一〇二六ノニ)	英国龍動府新聞紙 (一八六四年二月二十日)蒲水卯三郎	ノ風説・水戸攘夷家筑波山辺ニテ騒動ノ事等、三件	英国公使ヨリ幕閣へ長州征伐決行ノ通告並ニ長州動向	子四月廿六日報告〔『玉里島津家史料三』一〇二六ノ一〕	横港紀聞 (当時横浜形勢・外夷事情等、五件)	子四月廿六日報告 〔『玉里島津家史料三』一〇一九〕	<b>横港紀聞(当時横浜形勢並ニ外夷事情等、五件)</b>	子四月廿六日報告〔維新前後諸書付16〕	久四郎次男久蔵ノ起コシタル切腹騒動ノ風聞外)

の l

子四月十四日付同十八日達日光御奉行小倉但馬守

殿家来島村清蔵ヨリ書状写

の 9 登山延期ノ事外 南部届記事八件(当月十七日日光祭礼へノ御門主

◇第五六号 子四月廿七日報告(『玉里島津家史料三』一〇二〇〕 スコート シーと こくでにしょうと …して 一角訳英吉利龍動府新聞紙(一八六四年二月二十日)清水卯三郎

日光山辺江浪人致蜂起候段相聞得差越候而聞合仕候次

◇第五七号 子五月九日報告〔『玉里島津家史料三』一〇三三〕

◇第五八号 子五月廿二日報告 〔維新前後諸書付17〕 日光山辺江浪人致蜂起候付再度差越候而聞合仕候成行

会津侯建白 (二月松平肥後守建白書)

細川侯之連枝建白(二月十八日長岡澄之助・同良之助

脇坂侯より建白(三月脇坂淡路守建白書 連名建白書)

南部届記事三件(野州宇都宮最寄へ会集ノ水府其外浪

子五月廿四日報告 (「風説書 子五月中」) 士騒乱ノ事外当時横浜ノ形成等)

◇第五九号

会津侯建白 (二月松平肥後守建白書)

二月廿八日細川侯之連枝建白(二月十八日長岡澄之

三 三月脇坂侯より建白(三月脇坂淡路守建白書)

助・長岡良之助連名建白書)

四 横浜新聞紙第四十五号(一八六四年三月十六日・元治 元年二月九日)

◇第六○号 子五月廿九日報告 [『玉里島津家史料三』一〇二八] 風説書」

> の 2 戸田越前守届書(四月十二日)

の 3 先触写(四月十八日水戸田丸稲右衛門内川島忠兵

の 4 今市宿人馬出払髙届書 (四月十一日) 衛触達書)

の 6 の 5 井伊掃部頭内山元運平届書 (四月十九日) 秋本但馬守家来大沼太郎八届書(五月八日)

の 7 戸田長門守届書(四月十八日)

大和五条一揆再発之節(四月廿九日五条代官中村

勘兵衛届書)

の8

の 9 於京都被仰出候御書付之由(子五月)

の 10 井上伊予守届書(四月六日)

の 11 井上伊予守届書(五月)

の 12 井上伊予守届書(五月五日)

の 13 南部届記事一件(野州大平山・常州筑波表ノ浪士 井上伊予守届書(五月十七日)

ノ動向ノ事等)

◇第六一号 鳥居丹波守家来服部弁蔵届書 (六月五日) 子六月廿九日報告 [「風聞書 (子六月)」

六月十四日市中廻松平周防守様御家来江御達書並御口 町触(六月十三日南北年番名主共へ)

の l 達書写

の 2 御口達書写(六月)

弘道館諸生より其筋へ指出候書付写(五月弘道館諸生 子五月十四日之夜水戸下町七軒町広小路髙札場へ張札 共願書)

五

ハ 子八月六日松平美濃守様より被差出候写(松平美濃之	臨時日本新聞紙 三百四十三号(一八六四年八月十	_
近将監届書)	(子七月カ)報告 [『玉里島津家史料三』一〇八六]	◇第六四号
七 浜田様より御用番和泉守殿江差出(六月廿一日松平右	日本外国事務宰相へのサトー書翰草稿一部写	<b>=</b>
達書)	治元年六月三日)	
六 京師兵火ニ付市中御触之趣(元治元年子七月町奉行触	日本貿易新聞 第六十一号(一八六四年七月六日•元	_
の3 松平大膳大夫内北条瀬兵衛届覚(七月廿三日)	(子六月カ)報告〔維新前後諸書付19〕	◇第六三号
の2 松平大膳大夫内某届(七月廿三日)	治元年五月廿六日)	
の1 松平大膳大夫内正木綾熊届覚(七月廿三日)	日本貿易新聞 第六十号(一八六四年六月廿九日•元	_
五 松平大膳大夫家来より差出候書付写三通	(子六月カ)報告〔維新前後諸書付18〕	◇第六二号
四 七月晦日附浪華来之状内写	軍勢ノ様子等ニ付承リシ風聞)	
三 外桜田長州屋敷ニ有之品々	南部届記事一件(筑波表浪士共ノ動向並ニ討手ノ諸家	一五
藤太市郎願書)	其外浪士ノ召取方騒動ニ付某書翰)	
日直ニ左之通書面(七月廿九日松平大膳大夫内遠	京都表浪士一条風説写(六月六日京都へ集結ノ水・長	一四
の4 本文水野和泉守様へ御差出候処御付札相済候付同	土浦藩杉浦五郎より之書状写(六月廿四日)	 =
の3 御書付、八月二日御渡	土屋采女正家来上田小兵衛届書(六月廿二日)	
の2 太田総次郎内島野十右衛門問合書(七月晦日)	野州栃木町兵火ニ付風聞書写(子六月十二日)	
十二日)	敷御住居御隠居道淳様江罷出候風聞書写	
の1 太田総次郎内島野十右衛門外二名連名上書(八月	六月十二日水府御家来根津権現後太田総次郎様御下屋	<u></u>
二 子八月十二日御預人入置候囲手薄ニ付差出候書付写	水野日向守届書(六月十日)	九
一 子八月二日頃風聞書写	戸田越前守家来松浦東馬届書(六月九日)	八
◇第六六号 (子八月末ヵ)報告〔「子八月 風説」〕	の2 御附札	
元年七月十二日)	七の1 土屋采女正願書(六月八日)	七
一 横浜貿易評判 第四号(一八六四年八月十三日•元治	の 2 六月二日御附札	
◇第六五号 (子七月カ)報告〔『玉里島津家史料!!』   ○ハハ〕	六の1 松平右京亮伺書 (五月廿九日)	六.
一 横浜臨時新聞紙中別九日出板	之写(子五月報国赤心至誠至忠有志連激文)	

日・元治元年七月九日)

守内永田直次郎伺書)

二一 八月十八日夜常州より足軽飛脚着来状之内 九 子八月十二日常州より来状之写 | 八|| 子七月晦日水野和泉守様より家来御呼出御書付御渡 五 二 久世謙吉並ニ井上河内守へ達書 一 子七月廿六日田沼玄蕃頭殿御渡御書付写 の l の1 松平右京亮へ (八月) の 2 の1 阿部豊後守殿御渡(大目付江) の | 新庄駿河守願書 (八月八日) の 2 松平右京亮家来菅谷治兵衛歎願書 (八月十一日) の2 筑波山口之御持場 の2 同十六日附札 八月四日風説書写 子八月十一日御用番牧野備前守様へ被差出 御用番備前守へ南部美濃守家来を以差出候書付写(ハ 八月十三日稲葉美濃守届書 子八月廿三日加州様衆より御近親方江左之奉札到来之 八月廿三日達 八月十六日夜被仰渡水戸殿庶流松平大炊頭一類之内並 八月七日助御用番和泉守様より御達之由 月廿一日南部美濃守家来沢田恒太届書) 由写(広瀬五十五郎·太田勘左衛門連名達書) 水戸殿家老ニ可渡書付 野州常州行之面々一覧(七月) 御同人御渡(八月大目付へ) 水戸家家老へ達書 水戸殿庶流松平大炊頭一類へ達書 ◇第六八号 ◇第六七号 (子八、九月頃カ)報告〔『玉里島津家史料三』一一五○〕 五五 二六 八月廿六日御届 二四 八月十九日夜同断御呼出ニ而御達 二二 八月十七日風聞書写 の 5 の 4 の 3 の1 本堂内膳届書 (八月廿四日) の2 山口長次郎へ の1 加納官一郎へ の 2 の 2 o l の 2 中国海戦争新聞 (一八六四年九月廿一日・元治元 の 1 の3 別紙覚 の2 山口長次郎届書 (八月廿三日) の 1 牧野備前守達書 同日御達 八月十七日夜牧野備前守より土屋釆女正様御家来御呼 「新聞紙 翻訳」 出左之通御書付御渡 (子九月カ)報告〔『玉里島津家史料三』 一一四五ノ一〕 口達之覚 横浜新聞 別状之内 日本貿易新聞 第七十一号(一八六四年九月十四 日本貿易新聞 第七十二号(一八六四年九月二十 第七十一号付録 日・元治元年八月十四日) 年八月廿一日) 本郷内膳守在所より之書状(八月十五日) 一日·元治元年八月二十一日) (牧野備前守達書)

八月廿七日封廻状

三の1 八月十九日御達(八月松平周防守宛幕府達書)召取ニ相成リ揚座敷へ差遣サレシ事) 二 右一条風聞(南部届記事、神奈川奉行支配脇屋卯三郎

3.、「トンコンを見食こうを1ト目覚み申请(しま)、の2.記事一件(河野伊予守始メ役々等江戸出立ノ事)

日小笠原左京大夫届書)四(八月廿七日小笠原様より長州外国戦争御届(八月十八四)

(子九月カ)報告 〔『玉里島津家史料三』 一一八九〕

◇第七二号

二 九月二日常州鹿島郡鉾田村浮浪追討首級並分捕之品々(八月廿八日書状抜書) 常州一揆ニ付小筒組差図役下役木村友輔より之文通写

四 堀田相模守人数ニテ下総潮来館へ出張ノ風聞書より之書状写(九月四日書状抜書) 九月四日常州江龍越居候京橋鉄砲師新兵衛弟子乙次郎

且討死•手負(九月九日届書)

の 1 阿部豊後守同書(八月廿日) 五 八月十日御用番備前守様江豊後守様より御届御調書

の2 御付札

八月晦日野州風聞書写へ 八月廿八日野州より差越候書付写

届書(鳥居丹波守家来野崎仙右衛門届書) 九月二日御用番因幡守様江鳥居丹波守様より被差出候ハ 野州風説書写(子八月十日歩兵組届書)

| 一 | 同日御用番様江被差出候届書| ○ | 酒井但馬守へ達(九月四日)

の2 別紙の1 松平周防守届書(九月四日)

の1 松平周防守へ御沙汰書(九月五日)二 九月五日

一 八月十三日常州岩間より申来ル風聞書(八日の3.本堂内膳家来田辺叶届書(九月五日)の2.本堂内膳家来田辺叶届書(九月五日)の2.本堂内膳家来田辺叶届書(九月五日)

堀田相模守並に松平右京亮へ達書の2 松平大炊頭届書(八月八日)

の | 土屋采女正届書 (八月八日)

Ŧ

六 探索書写

八 九月三日日附来状之写(八月廿二日)

九 紀伊殿より御使を以被差出候写

2

◇第七四号 0 九 七 六 四 の 2 の 1 の l の 1 八月廿四日御用番牧野様へ伺(八月廿四日三浦備後守 ク 2 長藩村岡伊助より申立候書面 九月九日同所へ 守何書) 九月十四日右御同所様へ 九月八日御同所様へ(八月加賀中納言願書) 九月八日御用番諏訪因幡守様へ(八月十五日松平土佐 九月廿二日御用番諏訪因幡守様ヨリ銘々家来呼御達之 某書状(九月十日) 同月十一日同所より之来状之内 松平陸奥守届書(八月) 郎届書) 九月廿三日御用番因幡守様へ届(九月廿三日安藤理三 常州より之来状之抜書 元治元子年八月二日田沼玄蕃頭御出張先被仰渡之写 九月九日常州志筑本堂内膳様衆より之来状之内書抜 (子九月カ)報告 [「風説」] 別紙(八月十六日根来上総・浦靱負連署書状) 伊助牢内ニ而自作之由(村岡伊助自作詩歌) 伊達遠江守内八木志津馬届(九月九日) 御用人へ達書(八月廿一日) 紀伊中納言願書(八月) 村岡伊助申立ノ書取 (八月廿四日脇坂淡路守届 ◇第七五号 ◇第七八号 ◇第七六号 ◇第七七号 五 七 六 四 四 五 の 3 の 1 の 2 子十月報告〔維新前後諸書付21 子十月三日報告〔維新前後諸書付20〕 狂歌 3 子十月廿九日報告〔維新前後諸書付22 甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亜蘭之ミニスト 列侯関東参暇ノ制復古令達ニ至リシ幕府ノ内状並ニ 此度英国より幕府江差出候五箇条之写 州•松平肥後守•井伊掃部守外捨札) 子八月廿二日三条河原高札場江捨札之趣 子十月三日報告 [ 風説書 九月中] 合十人罷出応接之大意○異人 後藩ノ動向等 揚ニ続キ長府・徳山・清末三家モ同様仰出サレシ事 南部届記事五件(長州侯父子官位召放サレ江戸屋敷取 漢詩·狂歌等 長藩村岡伊助申立候趣書取 諸国名産見立 会席料理三者論 此度英国より幕府へ差出候五箇条之写 候写(子八月日本義士書) 元治元子年八月廿二日三条河原於髙札□□ニ認め有之 松平伊豆守書状(八月廿二日) 伊助牢内にて自作之詩歌 村岡伊助申立ノ趣 松平伊豆守書状(八月廿二日) 儒者·医者·芸者 (村岡伊助自作詩歌 中川宮・ ・ル始都

肥

薩

京都見廻役組頭佐々木只三郎より養父佐々木矢太夫江

差越候書状之趣

の 1 の 2 佐々木只三郎書状(八月十日) 南部届記事五件(常州屯集逆徒追討戦ノ風聞並ニ

子十月廿九日報告 [「風説書 子十月中」] 英国公使館通弁官シーボルトヨリ承リシ趣等)

甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亜蘭之ミニストル始都 合十人罷出応接之大意△與人

ル事等承リシ風聞) 議論シタル趣並ニ水藩浮浪勢ノ討手面々敗軍ニ及ビタ 南部届記事二件(横浜在留外国士官・商人共ノ内ニテ

会津侯より子八月朔日家臣江申達

の l

松平肥後守達書

の 3 の 2 右ニ添別紙(七月廿日書状) 書状(七月廿三日)

九月十三日諏訪因州より越前侯江達

(諏訪因幡守達

五. 九月十四日御同所様江出ス書(九月十四日松平肥前守

内佐藤文平伺書)

六 閣老諏訪侯江差出

の l 秋元但馬守家来押田六兵衛届書 (九月廿四日)

の 2 別紙覚

御同所江届

の l の 2 板倉主計頭届書抜書(九月廿四日)

**関民部少輔家来今村続届書(九月廿四日)** 

の 4 別紙覚

の 5 竹腰龍谷届書(九月廿四日)

の 6 別紙覚

の 7

松平土佐守内広瀬伝太夫願書(九月廿五日)

加藤羽州侯より留守居を以御届書面ニ添別紙覚

模守届書) 九月十二日月番閣老並松前侯江御届(九月十日堀田相

 $\overline{\circ}$ 状之趣 (八月十日) 京都見廻組佐々木只三郎より養父矢太夫江さし越候書 新庄駿河侯御届(九月八日新庄駿河守届書)

長州屋敷取潰し候材木を江戸中の風呂屋江被下候ニ付

三 南部届記事五件(常州辺へ屯集逆徒ト近隣諸家・幕府 追討軍勢トノ戦況外見聞仕リシ事)

子十月廿九日報告 [「風説書」]

の 1 九月十三日御用番諏訪因幡守様江差出之写 戸田越前守家来沢田五郎兵衛届書(九月十三日)

の 2 土屋采女正届書(九月十三日) 土屋采女正届書(九月十三日)

の 4 の 3

の 5 松平右京亮届書(九月十五日) 松平右京亮届書(九月十三日)

の 6 別紙(九月八日松平右京亮へ戸田五助達書)

田沼玄蕃頭達書

九月廿二日田沼玄蕃頭様より御使を以福島役所江御達

の 2 の 1 別紙(九月板倉周防守家来馬渕清助達書

九月廿九日諏訪様江差出之写

九 九月十二日根岸肥前守殿へ差出、同十五日御附札 七 九月廿九日諏訪様へ差出之写 六 常州風説 の 3 の 2 の2 風聞記事二件 の 1 風聞書写 の2 御書取(覚) の 1 山口長次郎家来鈴村伊織伺書 (九月十二日) の 1 渡辺力之助届書 (九月廿日) の2 別紙 の | 鳥居丹波守家来清水丈助届書 (九月廿九日) の 1 戸田越前守内藤田左京伺書 (九月六日) の 1 の5 戸田五助届書 (九月廿二日) 十月廿日日付下総佐倉堀田相模守様御人数之内大砲方 野州出張先より文通之写 九月六日田沼様御出張先へ御伺 九月晦日諏訪因幡守様御役宅へ家来呼御達之写 斎藤弥一左衛門より之来状写 斎藤弥一左衛門書状(十月廿日) 小野道太郎届書(九月廿日) 堀口喜一郎届書(九月十九日) 別紙演説(九月廿九日丹波左京大夫内小沢長右衛 丹波左京大夫内小沢長右衛門届書(九月廿九日) ◇第八一号 九 立花出雲守申渡 (十月十六日) 六 三 九月廿六日達書 (大目付・御目付へ) 二 九月廿一日御用番因幡守様江差出之 一 御用番伯耆守宅へ家来呼達(小出伊勢守へ) 七 九月廿七日諏訪様へ差出 の 3 の l 2 の2 別紙覚(九月廿七日阿部主計頭家来青山与一郎届 の2 十月三日御達(立花飛騨守へ) の3 別紙 (八月十三日松平美濃守請書) の | 阿部主計頭家来青山与一郎届書 (九月廿七日) の2 別紙 (八月十三日松平美濃守請書) の | 松平美濃守家来守田守請書 (九月廿一日) の2 別紙(九月) 十月二日御用番伯耆守様江被差出 九月廿六日御用番諏訪様へ差出(九月廿六日小笠原左 子九月御用番諏訪様へ家来呼達之覚(松平主殿頭へ) 立花飛騨守様より御内意伺 日本貿易新聞 第七十六号 (一八六四年十月十九日 京大夫内宇佐見新届書) 元治元年九月十九日) 箕作貞一郎訳 (子十月カ)報告〔『玉里島津家史料三』 一一四五ノ五〕 (子十月カ)報告 [『玉里島津家史料三』 一一四五ノ四] 南部美濃守届書(九月十九日) 同日御達(立花飛騨守へ) 立花飛騨守内高畠茂作伺書(九月廿一日)

Ξ 五 の 2 の l 十月十二日水府野中三五郎差出 十月十九日閣老松平伯州江差出 子十二月二日報告 (「風説書 道戲十歌仙 十月十九日夜申渡 (神奈川奉行支配組頭脇屋卯三郎 京師より十月廿二日到来(十月達書) 賊徒征伐見立八景 侍る (川柳) 皇国の御めくみを報ひ奉る為天照大神宮江額面を献し 日・子十月二十日) 日•子十月二十日) 日本貿易新聞 落しはなし 於水府被処刑罰候由之人数 子十月中旬 上野山下大除明地捨文 乱軍気を もみち葉 長州 梅の春 幕なき拍子木の音 花 横 新聞 アメリカ新聞 花嶺新聞 アメリカ新聞 元治元年九月廿四日)乙骨太郎翻訳 (子冬頃カ)報告 (『玉里島津家史料三』 一一九六) 右ニ付別紙 久世謙吉届書 (十月九日) 子十一月中山 (一八六四年十一月十九 (一八六四年十月廿四日• (一八六四年十一月十九 五五 =三 = 九 人 七 六 五 の 2 *ი*ე の 4 の 2 の l の 3 子十月津藩建白(十月藤堂和泉守内藤井鼎助外二人連 京都に於て十月十六日参政立花雲州侯申渡(戸田鉾三 郎 十月二日閣老松平伯州侯江出ス書付 当世見立貝づくし 長州之使者持参公武江差出候歎願書写 或藩之士記聞之趣 田沼侯本陣ニおゐて申渡(歩兵頭並北条新太郎外二名 同断之儀ニ付閣老より達(酒井左衛門尉へ) 名建白書) 十月下旬田沼侯出張先ニ而申渡(十月) 十月廿二日浪賊惣敗一件来状之写(子十月廿三日届 十月十三日北町奉行池田播磨守申渡 十月廿日庄内邸にて承候趣 十月十七日閣老江差出(子十月十七日酒井左衛門尉届 新庄駿河侯より再届書(十月四日) 別紙(九月) 南部美濃守届書(九月十九日) 伝八。熊次郎応答口上之趣意 右使者持参之口上手控 右ニ添状 長州使者持参歎願書写(八月三日)

四

同日閣老松平伯州侯より相達(酒井若狭守へ)

二九

十月三日閣老松平伯州侯江差出

左ニ付別紙(十一月四日武田伊賀守届書)

の 2 の 2 の 2 の l の 3 松平大炊頭内菊池庄助・平井久馬連署届書(九月 の2 別紙(代官佐々木半十郎手代田中啓蔵ノ松平大炊 の 1 上杉駿河守伺書 (十月三日) の 1 松平周防守届書 (十月五日) の2 別紙(十月) 平磯砲戦略記(子十月御使番日根野藤之助届書) 子十月久留米藩建白(十月有馬中務大輔内有馬内蔵助 京師ニ於て成瀬隼人正より達書 野州賊徒一件最寄之諸家より届書 狂詠落首体 守• 御目付羽田十左衛門相越近江守申渡之 右同時肥後藩建言(十月細川越中守内家老代長岡衛門 廿八日) 廿八日) 十月五日夜於水戸表松平万太郎宅江大目付黒川近江 十月五日閣老松平伯州侯江届 外二名建白書) 獲囚ニ功アル事) 外四名連名建白書) 松平大炊頭内菊池庄助•平井久馬連署届書(九月 切腹申渡書(松平大炊頭へ) 成瀬隼人正達書 大関肥後守届書 (十一月六日) **芦野采女正届書(十一月四日)** 六の1 戸田越前守届書 (十月廿九日) 五 の2 別紙覚 の l 2 の2 別紙(褒美被下候人名) 十月二日常州府中ニ於て死刑之者(十月) 日光山出役幕の小吏より来状(十一月十一日飯島清之 十一月廿一日閣老江差出(松平周防守届書) 子十二月廿七日報告 (「子十二月 月九日中谷某書状) 十一月六日日光表江出立途中字都宮より之来書(十一 十月廿六日閣老松平伯州侯より一類松平織部江達 助書状) 閣老江差出(十一月廿七日松平土佐守内広瀬伝太夫届 十月廿八日土州留守居直話之趣 十一月五日閣老牧野侯より相達 南部届記事四件(十一月十六日ノ戦争ニテ松平右京亮 十一月十七日閣老江差出 水戸表降参之賊徒千百人余御預ヶ之侯伯 等寄手ノ兵ガ武田耕雲斎率イル軍ニ大敗セシ風聞外見 田沼玄蕃頭達書(安部摂津守へ) 聞仕リシ事) 右ニ付別紙 加納官一郎へ褒書 安部摂津守届書(十一月十七日) 前田丹後守届書(十一月十九日) 風説書」

閣老阿部侯江差出

二七 二八の1 五四 の 2 の 1 の 2 の 1 尾張前大納言出征泊割ニ付達書(十月) 長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸藩江触達 十月十六日伝奏衆より御渡之書付 御軍令等一同江御渡ニ付書付 書上) 十一月廿六日閣老江差出(米倉丹波守届書) 吉川監物歎願書(十月廿七日) 御下知状(元治元子年十月和泉守外五名連名覚) 相模守連名届書) 大番頭・両番頭・御先手・御徒頭・小十人頭へ達書 上州高崎よりの来書 十月十六日(死罪申付ラル水藩人士並ニ松平大炊家来 水藩之内(割腹ノ風聞アル水戸藩人士書上) 長州征伐御軍令(元治元子年十月条々) 十一月廿八日閣老より勘定奉行江達 **元治元年甲子十一月廿三日於浪華城長征御軍議列席** 十月所司代桑名侯江届(十月十六日松平出雲守• 蒔田 十一月七日閣老ヨリ相達(加賀中納言へ) 一月廿日戦争之節松平丹州侯人数之内戦死。手負等 達書(十月別紙制札文村市所々へ可達事ニ付) 尾張前大納言触達書(十一月十四日) 心得書 別紙制札文(元治元子年十月) 松平左兵衛督伺書(十一月廿二日) ◇第八六号 慶応元年乙丑至 ◇第八七号 三 の l の 2 の 1 丑正月三日報告 [「風説書 丑正月中之内」] 長防追討之総督尾張前大納言殿より討手之諸藩江触達 閣老諏訪侯江差出(十月廿八日松平阿波守願書) 右同所江差出(十月廿九日) 南部届記事五件(関白諸大夫ヨリ長州侯へ上京有ルベ 於長崎亜米利加船江日本水夫雇入度申出候処御免無之 子十一月閣老江差出(十一月四日松平美濃守内永田直 閣老本多侯江差出 十一月廿七日閣老水野侯より達 十一月十六日芸州出立之飛脚便より来書 ク御沙汰ニ付来ル廿日頃発駕内定ノ事外 相詰居候ミニストル「プロイン」より申上候趣 候ニ付同所詰之コムシュルより申立候趣有之、江戸江 新撰妄子、時期集註 次郎届書) 大目付・御目付江達 吉川監物歎願書(十一月二日) (元治元年カ)報告〔『玉里島津家史料四』 一二五一〕 (元治元年カ)報告 右ニ付心得書 尾張前大納言達書(十一月十四日) 別紙(元治元甲子年十一月六日毛利淡路請書) 板倉主計頭外二名届書(十二月朔日) 四正 月月 〔『玉里島津家史料四』 一二四五〕 (時勢並ニ諸藩動向へノ評言)

の 2

の 3 別紙(元治元甲子年十一月六日栗屋内匠外五名添

七 清水清次獄門之節ノ応接並ニ科書(十一月七日柏木五 紀藩某江神奈川住ニ而紀州七里役之者より文通之抜萃

九 南部届記事一件(清水清次ノ豪勇気象ヲ異人共賞讃セ

シ事等)

閣老本多侯江差出(十二月十一日戸田栄女正内太田多 十二月九日尾州より閣老江差出 三弥届書)

勢等ノ風聞外) 南部届記事五件(越前今庄へ滯留中ノ賊勢ヤ寄手ノ形

丑正月廿九日報告 [[風説書 丑正月中]]

子十一月七日書付(加賀中納言へ達書) 十一月十八日広島麦尾張前大納言殿より奏聞之書付 (前大納言徳川慶勝上書)

の 1 の 2 右三添別紙 板倉内膳正届書 (十月廿六日) 三

十月廿六日閣老江差出

四 山酒井侯御預ヶ人数 十二月十二日於総州佐原宿仮吟味所引渡相成候房州勝

六 五 十一月晦日閣老より大小鑑察江達(十一月覚

七の1 十一月十二日閣老阿部侯より達(加藤左京大夫 閣老本多侯江差出(十二月朔日溝口主膳正内寺田鏺之 助届書)

三八名へ)

*თ* 

右同案ニ而左之侯伯江も達有之(稲垣若狭守以下

八の1 松平伊賀守へ達

の 2 同案ニ而左之侯伯江も達有之(鳥居丹波守以下四

十六名へ)

十二月朔日差出

の l 右二相添別紙(戦死手負者人名覚書) 諏訪因幡守届書(十二月朔日)

の 3 の 2 討取候分覚

の 4 京師ニ於て御達(十二月朔日野々宮中納言・飛鳥井中 分捕雑物品立書

十二月九日水府邸中下々迄通達之趣(十二月八日)

三 断章取義 当世大学中庸

十二月十五日閣老江差出(藤堂和泉守内松岡橋四郎届 十二月十五日閣老より達(松平確堂へ)

四

Ŧi. の 1 別紙四通

の 2 届書抜書 織田市蔵・滝川播磨守連名達書 (十二月十五日)

の 3 達書(十二月)

達書(十二月)

の 1 十二月十六日閣老本多侯江差出(分部若狭守家来三宅 頼母届書) 分部若狭守家来三宅頼母届書(十二月十六日)

の 2 去ル二日京都屋敷江大目付様より御達写

(十二月小出五郎右衛門•滝川播磨守連名達書) 去ル四日大津蔵屋敷江大目付様より御達書 の 1 戸田采女正家来葉山豊三郎届書

の 3

の 4 別紙 去ル十五日大津宿より刻付を以左之封書到 写(十二月四日織田市蔵・滝川播磨守連名届書)

子十一月廿五日会津侯より三十歳以下ニ而は養子願難 来之写(十二月織田市蔵・滝川播磨守連名届書)

子十二月十七八日頃浪賊共より加州陣江差出候降伏状 相成儀ニ御座候得共格別之訳を以内意伺

の 2 の l 賊徒共加州軍門江一同降伏之由ニ付届書 武田伊賀守降伏歎願書

九 子十二月廿九日上方より来書之内 の 1 由比図書・織田市蔵連名達書

の 2

別紙(出張人数引揚ノ書付)

二〇 丑正月七日一橋附家老より差出候書付并別紙 の1 一橋附家老より差出候書付

の 2 子十二月常州那珂湊浮浪降人於佐原表御預人数四百六 別紙(子十二月一橋中納言へ達書)

於上総国銚子表御預四百三十六人之内訳 於下総国関宿表御預二百五十二人之内訳

十六人之内訳

十二月十一日申渡(大御番頭丹波長門守外へ)

三五 右同断御持小簡組之頭江申渡 **子十二月廿日歩兵頭小出播磨守江申渡** 

於焼火之間替席参政酒井侯申渡(御持小筒組動方木村 元次郎外へ)

十二月廿日閣老江差出

の 2 右同人届書

の 3 子十二月廿五日閣老江差出(間部卍治届書 生捕人書上

三〇 子十二月賊魁武田伊賀より加州江初度差出候歎願之書

三一 丑正月五日越前より閣老江差出 面(元治元年子十二月武田伊賀守歎願書

の | 松平越前守内何某届書 (正月五日)

の2 右同人(正月五日)

の3 別紙絵図面

三二 子十二月小倉来書之内(十一月廿三日達書

<u>=</u> 乙丑孟春附会之連歌

諸国十二景 名産美景

の 1 加賀中納言内不破亮三郎外二名伺書 賊徒武田伊賀等申立候趣意書、加州ニ而周旋之一件

の2 武田伊賀守謝罪歎願書 (謝罪書等三通ノ内) の3 武田伊賀守謝罪歎願書 (右同、十二月)

始末書(右同)

三七 正月廿日閣老江差出 三六 子十月廿三日水戸湊降参人之姓名

三八 喜連川侯より閣老江差出 の 
自連川左馬頭何書 (十一月十八日 の2 付札 の1 中山備前守伺書 (十二月十五日)

三九 小田原侯より差出 (十二月十五日大久保加賀守届書)

治元年十二月七日)

八

加州家風説

四八 四七 四二 五 五〇 四九 四六 四五 四四四 四 の 3 の 2 の 1 の 2 の l の 4 の 2 の l 子正月芸州侯より閣老江相達 日本貿易新聞 第八十七号 (一八六四年一月四日•元 日本貿易新聞 第八十五号摘要(一八六四年十二月廿 筑前侯より閣老江差出 子七月中長藩邸取こほちニ付府下町人人足等江被下候 丑正月十一日阿州侯より差出(十二月廿二日松平阿波 丑正月十日閣老江相届 (正月十日内藤若狭守届書) 加州より差出 丑正月五日越前家臣より相届(本多興之助家来大井五 日•元治元年十一月三十日) 日本貿易新聞 金銭等之高 子十二月十八日申渡(菅沼新八郎へ) 横浜新聞紙中抜萃(第七十八・七十九・八十号之内) 右衛門届書) 日•元治元年十一月廿三日) 別紙(松平修理大夫外二名へ達書) 松平安芸守内梶川銀次郎届書(正月五日) 別紙(細川越中守へ達書) 松平美濃守届書(十一月廿八日) 別紙(諸藩侯・家来参着人名) 別紙(松平美濃守へ達書) 加賀中納言内加須屋十左衛門届書(正月十日) 加賀中納言内加須屋十左衛門届書(正月五日 第八十六号(一八六四年十二月二十八 ◇第九○号 ◇第九二号 ◇第九一号 五二 五 七 四 六 五. の l の 2 の 正月十五日御用番和泉守様江届 2 ĺ 子十二月廿九日京都御目付様へ差出(子十二月不破亮 正月十二日御用番様江池田信濃守様より御届 正月十七日右同断(十二月廿七日石河佐渡守届書) 子正月中旬到来一橋様附より紙面之写(某書翰) 子十月常野脱走之賊徒中山道より越前迄暴行之道之記 三郎外二人連名届書) 二日池田信濃守西部儀右衛門家来届書 松平和泉守・内藤紀伊守へ達 尾張前大納言ノ参府ニ付達 丑二月八日報告〔維新前後諸書付24〕 (子十月廿三日ヨリ十二月廿九日迄) 治元年十二月廿八日)柳川校正浄書 日本貿易新聞 子四月野州大平山屯集賊徒之魁首共より備前侯江建白 日本貿易新聞 書及侯より以添書内奏之書面 元治元年十二月十四日 (丑正月カ)報告〔『玉里島津家史料三』一二三九〕 (丑春頃カ)報告 [維新前後諸書付23] 稲葉民部少輔届書 (十二月廿七日) 右江備前侯添書 田丸稲之右衛門外三名建白書(元治元年甲子 稲葉民部少輔届書(十二月廿九日) 第九十号 (一八六五年一月廿五日• 第八十八号 (一八六四年一月十一日• (松平備前守歎願書 (正月十

应

元

- 正月廿三日紀州殿御城付より被相伺候趣
- 丑正月三日御用番様江(正月三日久世謙吉家来丹羽慎 蔵届書)
- 大弼届書) 丑正月廿一日御用番和泉守様江(正月廿一日上杉弾正
- 平播磨守・松平大学守へ) 丑正月廿三日御用番和泉守様御宅江家来呼達(正月松
- Ξ 正月廿四日右同断(大久保加賀守へ)
- 四 連名願書) 元治元子十二月願出候書付(十二月幸若小八郎外二人
- 五 丑正月廿九日伝聞書
- 六 丑正月十五日御用部屋ニ於テ和泉守申達シノ書付
- の l 松平伯耆守・阿部豊後守へ
- 七 の 2 丑正月十五日御用番和泉守宅江家来呼達(安藤理三郎 松平伯耆守へ
- 八 正月十四日御用番様江御届(正月三日成瀬隼人正届
- 一九 下判平届書) 丑正月十五日御用番様江因州侯より(松平相模守内山
- =子十二月七日美濃守様御宅江家来呼達(松平飛驒守
- 子十二月廿四日同断(牧野越中守へ)
- 子五月廿四日御用番井上河内守様江仙台侯より(五月
- ◇第九三号 丑二月十三日報告〔維新前後諸書付25〕 松平陸奥守願書)

- 出御目付戸川鉾三郎殿より御達之写 元治元子年十一月十一日芸州表於草津長州家老両人呼
- 申渡之覚(十一月十一日)
- 同月十四日諸藩江御達之写(尾張大納言達書)
- 五 四 十一月廿四日御達之覚(十一月廿四日尾張大納言達 同月十九日御達之覚
- 子十一月廿三日総督尾張殿御陣江差出候書付写
- の 1 吉川監物届書(十一月廿三日)
- の 2 吉川監物届書(十一月廿三日)
- 七 同月廿六日御同所江差出候別紙三通 の l 毛利大膳大夫御請書(十一月廿六日)
- の 2 毛利大膳大夫御請書(十一月廿六日)
- の 3 十一月廿六日) 毛利長門守·同大膳大夫連名届書 (元治元甲子年
- 末家中より歎願書
- の l 毛利淡路歎願書(元治元甲子年十一月廿四日)
- の 3 の 2 毛利讃岐歎願書(元治元甲子年十二月朔日) 毛利左京歎願書(元治元甲子年十二月朔日)

元治二丑年二月二日尾張殿御城付より被差出候書付

- 丑正月廿・四日御用番和泉守様江芸州侯より
- の 2 の1 松平安芸守届書 (正月廿□日) 別紙(正月四日松平安芸守届書)
- 同月廿六日御用番様江
- 松平安芸守内福永助左衛門届書(正月廿六日)
- の 2 毛利左京外毛利家家老へ達書(正月)

二 正月廿七日御用番様江間部侯より の 1 間部卍治届書

の2 別紙(正月達書)

四 佐竹左京太夫外二名へ所司代等ヨリ達 十二月十二日於大坂表建部三二郎へ達

五 正月廿八日牧野越中守へ達

正月廿七日御用番様江(松平刑部大輔家来某届書) 正月廿六日井伊掃部頭へ達

o) l 正月廿一日御用番様江彦根侯より 井伊掃部頭内久保田庄司届書(正月廿一日)

の 2 正月廿四日御用番様江松山侯より(松平隠岐守家来安 別紙(正月達書)

松平壱岐守届書(正月二日)

松平三河守家来徳山米造届書(正月廿五日) 松平讚岐守届書(五月五日)

◇第九四号 丑二月十三日報告〔維新前後諸書付26〕

秋元侯藩より内意伺書写(正月廿六日秋元但馬守家来

押田五兵衛伺書)

尾張殿御家老衆持参之書付(正月廿一日尾張大納言届

三 正月廿九日之次飛脚ニ松平越中守様江被申遣候趣 老中方連名達書(正月廿九日)

の 2 丑二月五日御用番様より家来呼出御書付ヲ以御達(井 別紙

の 1

の 2 渡辺半九郎届書(正月) の l

渡辺半九郎届書(正月十八日)

尾張殿御城附より被差出候書付写

の 3 別紙(正月尾張大納言届書)

阿部主計頭届書(正月十一日)

の 3 達書(丑(子カ)十二月) 別紙(元治元年子十二月廿七日尾張大納言達書)

の 2

加賀中納言加次屋十左衛門届書(正月廿一日

板倉摂津守届書(正月)

松平陸奥守内大童信太夫届書(正月廿一日)

板倉周防守届書(正月八日)

元治元子十二月総督尾張前大納言殿より被遺候畑作之 右衛門申出候探索書

萩中仕置

松平備前守届書(正月朔日)

正月廿一日御用番様江被差出書付

の 1 本田主膳正届書(正月十四日

の 2 別紙(正月本田主膳正家来へ達書)

石川保之助家来松井祐助届書(正月廿日)

丑正月廿三日御用番水野和泉守様へ被差出候処同廿九 日夕御附札

の | 三浦備後守家来鳩山十右衛門伺書 (正月廿三日)

元治元子年十一月十一日御用番豊後守様江進達書(十 月亀井隠岐守内山崎伝兵衛届書

丑二月三日和泉守様より阿部主計頭様外五名江御達書

一 丑二月十日尾州侯より御届 の 2 の l の2 二月九日御渡之覚書 の l の l の2 別紙(二月掃部守方より差出候斬人斬首仕候賊 彦根侯より御届書 丑二月報告〔維新前後諸書付29〕 横浜表当分之形勢為探索去ル廿二日罷越同廿六日罷帰 丑二月廿八日報告〔維新前後諸書付27〕 丑正月廿七日松平越前侯より届 筑前侯より御用番水野侯江 丑二月報告〔維新前後諸書付30〕 元治二丑年正月五日御用番様江会津侯より(子十二月 丑二月彦根手ニ而討捨介錯之者名前 越前敦賀表より申越候賊徒一条文通写(二月二日) 世上風刺狂歌 丑二月報告〔維新前後諸書付28〕 丑正月十八日被仰出書(正月) 元治元子年十月十八日於加州表刑罰申渡写 松平肥前守内石沢武兵衛歎願書) り見聞之趣(南部届記事六件) 同月同日芸州侯より届 井伊掃部守内山本運平届書(二月十四日) 御沙汰書(尾張玄同へ) 届書(二月) 松平美濃守伺書(正月二日) ◇第九九号 六 五 四 三 子九月十一日 の 2 の1 某書状 (二月十九日) の 3 の1 口上之覚(正月) 丑正月長州より吉川監物江頼之書面 **丑二月十九日石州麦より到来風聞書并来紙写** 丑二月六日次飛脚ニ京都松平越中守様へ閣老方より申 同断松平伯耆守様•阿部豊後守様江申遺候趣 (二月六 右同断牧野越中守様江被申遣候趣(二月六日閣老方連 丑二月六日御用番様より向々江御渡書付 丑二月六日神奈川奉行江相達 遣之趣(二月六日閣老方連名達書) 同月六日松平山城守より内意伺 丑二月五日御用番様より御達(酒井雅楽頭へ) 丑二月常野脱賊一件御称美(一橋中納言外十九名へ) 丑二月十日小笠原左衛門佐へ達 (丑二月カ)報告 〔維新前後諸書付3〕〕 日閣老方連名達書) 芸州表ニ而八月頃より正奸二手ニ相成、建白之趣 木村左馬介外二名連署書翰(正月十六日) 御総督様江御届(正月十八日松平右近将監届書) 長州表風聞書(丑正月廿四日塘藤十郎探索風聞 奸者等御糺之上切腹被仰付候者 意奸物之為ニ誠心難尽、九月十一日君公先霊江参 詣之節直訴致し府中岩屋山江屯集之人々

子十二月会津侯より閣老江差出(十二月松平肥後守内 石沢民衛願書)

運平届書) **丑二月四日彦根侯より閣老江差出(井伊掃部頭内山元** 

右ニ添別紙二通

*σ*) の2 幕府達書(正月十八日) 淹沢嘉太郎•黒川近江守連署達書 (正月十八日)

五 丑二月十六日小倉侯江閣老より達 京都警衛向外諸侯動静

濃守届書) 丑二月九日筑前侯より閣老江差出(正月十六日松平美

達候旨家来を以届(正月達書)

丑二月十七日因州侯より閣老江別紙之通所司代より被

七

大目付黒川近江守・御目付滝沢嘉太郎断状(丑二月五

◇第一○○号 九十五号 横浜貿易新聞付別段新聞 (丑二月カ)報告〔『玉里島津家史料四』一二八五〕

の 1 九十五号 横浜貿易新聞 (一八六五年三月一日・ 丑二月四日)

の 2 横浜別段新聞(一八六五年三月一日・丑二月五

◇第一○一号 九十五号 横浜貿易新聞付別段新聞 (丑二月カ)報告〔『玉里島津家史料四』一二八六〕

の l 九十五号 横浜貿易新聞(一八六五年三月一日・ 丑二月四日)

の 2 横浜別段新聞(一八六五年三月一日・丑二月五

◇第一○二号 丑三月五日報告 [[風説書

三郎申渡

子十一月十一日於芸州草津長州家老両人江鑑察戸川鉾

の1 戸川鉾三郎口上

の2 申渡之覚 (十一月十一日)

丑十一月十九日達之趣

の 2 の l 達書(毛利大膳父子へ) 毛利大膳より差出候書面抜書(十一月廿六日)

の 3 毛利大膳•同長門連名謝罪書 (元治元甲子年十一 月廿六日)

の 5 の 4 毛利左京歎願書(元治元甲子年十二月朔日) 毛利淡路歎願書(元治元甲子年十一月廿四日)

の 6 **丑二月二日尾州より閣老江差出(二月)** 毛利讃岐歎願書(年号月日右同)

丑正月廿四日芸州侯より閣老江差出

の l 松平安芸守届書(正月四日)

の2 別紙 (正月四日松平安芸守届書) 同月廿六日閣老江

の 2 の l 別紙(正月尾張前大納言より吉川監物外三名及び 松平安芸守内福永助左衛門届書(正月廿四日)

松平大膳家老等へ達書)

子十二月十二日大坂御城代より達(建部三二郎へ) 丑正月十日右同断(佐竹右京大夫外二名へ) **丑正月十日京都所司代より達(間部卍治へ)** 

九八七六

正月廿八日閣老より達(牧野越中守へ)

 $\frac{1}{0}$ 三  $\overline{0}$ 九 七 四 の2 萩藩中仕置 の l の 2 の l 丑二月三日閣老より阿部主計頭・酒井大学頭・松平山 丑正月廿三日閣老水野泉州江差出廿九日付札(正月廿 仙台侯より閣老江差出(正月廿一日松平陸奥守内大童 丑正月五日閣老江会津侯より再願(子十二月松平肥後 **丑十二月中尾張総督より被遣候長防探索之儀畑作之右** 丑二月五日閣老より達 (井伊掃部頭へ) 日本貿易新聞 子十月十八日於加州藩士刑罪之書付 守内石沢武兵衛歎願書) 信大夫届書) 正月廿九日京都所司代松平越中侯江閣老中より申越之 尾州老臣丑正月廿八日差出(正月廿一日尾張前大納言 日押田五兵衛何書) 丑正月廿六日閣老江内意伺(秋元但馬守家来正月廿六 丑正月十日所司代より達彦根侯江(正月) 城守之三侯江相達侯趣(二月) 三日三浦備後守家来鳩山十右衛門伺書) 衛門申出候書面 正月廿六日達(井伊掃部頭へ) 新撰妄子 閣老連名達書 (正月廿九日) 畑作之右衛門探索届書 (子十二月) 第九十三号 (一八六五年二月十五日。 一九 筑前侯より閣老水野泉州江差出同九日覚書渡二九 筑前侯より閣老水野泉州江差出二月四日差出 二四 三〇 丑二月十日尾州より閣老江差出 二六 五五 三五 三四  $\equiv$ 三三 二七 の l の 2 の 2 o) l の1 松平美濃守伺書 (正月二日) 3 の2 別紙書付 (御沙汰書) 丑正月長州より吉川監物江頼之書面(正月口上之覚) 丑二月六日神奈川奉行江達(二月) 丑二月京都ニ於て御沙汰(一橋中納言外十九名へ) 同月同日芸州侯より閣老江差出 丑正月廿七日越前侯より閣老江差出 彦根侯より閣老江差出 丑二月付会 横港方今之形勢為探索二月廿二日より同廿五日迄同所 治二年正月十三日) 日本貿易新聞 第九拾弐号 (一八六五年二月八日・元 治二年正月六日)十二月二十六日晚誌 日本貿易新聞 第九十壱号 (一八六五年二月一日・元 丑二月六日閣老より申渡(井上信濃守外一名へ) 京師に於て丑正月十八日被仰出(正月) 滯留見聞之趣(南部届記事六件) 元治二年正月廿日) 届書(二月) 井伊掃部頭内山本運平届書 (二月十四日) 別紙(二月井伊掃部頭・酒井若狭守方ヨリ差出ノ 浮浪人員六百弐拾弐人ノ打捨内訳 斬人斬首賊徒人名書上)

四九

正月廿三日参府伺

四八 四六 三九 四二 四五 四四四 四三 四 三八 子十一月風聞 o) l の 2 の 2 の 1 松平謙翁(和泉守)・内藤藤翁(紀伊守)へ の 1 2 尾州より閣老江差出 丑二月六日所司代江閣老より申遣候趣意(二月六日松 正月廿三日通達 常野之流賊降伏一件加州藩之風説 閣老水野泉州江差出 閣老水野泉州江差出(正月十九日間部卍治伺書) 丑正月中旬到来一橋付之士より書状 丑二月十九日石州より到来風聞書并来書 右一件大坂城御城代江問合之趣(二月六日牧野越中守 平越中守へ閣老連名達書) 六日閣老連名達書) 右同断二付滯京阿部豊州•松平伯州江申遣候趣 (二月 へ閣老連名達書) 稲葉民部大輔届書 右両人へ 稲葉民部大輔届書 (十二月廿九日) 右ニ添長州表風聞書(丑正月廿四日堀藤十郎届 石州より到来書状(二月十九日) 芸州表ニ而八月頃より正姦二手ニ相成、 奸徒糾明之上割腹者人名書上 江参詣之節直訴致し、府中岩屋山江屯集之人々 **意奸者之為ニ被隔、誠心難尽九月十一日君公先霊** 建白之趣 ◇第一○三号 丑三月廿四日報告〔維新前後諸書付32 五七 五〇 五五 五四 五二 五 二 三月九日越前侯より閣老江(三月朔日松平越前守届 の 2 σ l の 2 の l 三月七日小倉侯より閣老江 国許側役衆へ市来次十郎書翰(丑三月五日) 仙台侯より子五月廿四日閣老井上河州江差出(五月松 丑正月廿三日水野泉州より達(松平播磨守・松平大学 り相達候政府より為伝習彼国江遣置候生徒より之書状 本朝之子十一月九日和蘭差立丑正月廿八日御軍艦方よ 平陸奥守願書) 丑正月十四日閣老江差出(正月三日成瀬隼人正届書) 丑正月十五日水野泉州より達ス(安藤理三郎 丑正月十五日達 丑正月廿九日伝聞書 米沢侯より水野泉州江差出 月三日) 久世侯より御預降人病気之儀ニ付月番閣老江差出(正 丑三月廿六日報告〔維新前後諸書付3〕 元治元年子十一月八日赤松大三郎書状) 小笠原左京太夫家来宇佐美新届書(三月七日) 小笠原左京太夫届書(二月四日) 松平伯耆守へ 松平伯耆守・阿部豊後守へ (正月廿一日上杉弾正大弼

御所より丑二月被仰出候御書付

谷次兵衛届書) 高崎侯より閣老江内届(二月廿八日松平右京亮家来菅 丑正月廿八日夜盗賊方兵庫表江出張召捕之者 (丑三月カ)報告〔維新前後諸書付35〕

丑二月紀州藩人之談話

五

丑正月会津侯より閣老江差出

松平肥後守内田口治八願書(正月)

の 2 0

子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書

越前敦賀之者出府談話之書取

肥前侯より閣老江差出

四

京都於て子十二月十日被仰出候御書付 丑二月廿六日加藤遠州侯江閣老より相渡候封書

丑二月下旬閣老より達(戸田土佐守へ)

丑三月八日達

Ŧ.

の1 松平周防守

の 2 松平周防守へ

の l

の 2

の3 戸田土佐守へ

六 丑七月より九月迄京都御警衛ニ付達(有馬中務大輔

二 二月八日島原侯より閣老江差出(正月十四日松平主殿

頭届書)

松山侯より閣老江差出(二月十二日松平隠岐守家来相

毛利左京暴臣之刑罪相成候者

(丑三月カ)報告〔維新前後諸書付31〕

別紙(十二月廿九日松平美濃守桐山作兵衛伺書) 松平肥前守内岡本忠兵衛届書(二月十二日)

丑三月二日閣老より達(酒井若狭守へ) **丑二月閣老江差出(二月廿五日松平伯耆守届書** 

二月十八日小倉侯より差出 子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江申渡

の 1 小笠原左京太夫届書 (正月十五日)

の 2 小笠原左京太夫家来宇佐美新届書 (二月十八日) 南部届記事二件(三月十三日加州侯江戸着ノ事外)

三条殿より筑前侯江答書(十二月三日)

丑二月廿日佐竹侯より届ノ趣

尾州老卿之本陣芸州沼田北郷江大小監察持参之書付 (丑三月カ)報告〔維新前後諸書付36〕

の 3 の 2 右ニ付御請書(正月)

の l

幕府達書

の 2

狂句之連歌

丑三月風聞

o l

松平播磨守口上之覚(二月十七日)

丑二月十七日閣老江差出

田六左右衛門届書)

丑正月廿七日大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借家 三月十四日大監察より諸向江触達

播磨屋庄次郎方二旅宿罷在佐々木源氏末流之由相唱居 候者共会津侯預り新撰組三十人計差向召捕入牢相成候

京都より丑三月被仰出(三月)

丑三月十八日閣老より達

子十一月松平壱岐侯より芸州ニ而建白(十一月廿九

建白御尋之上は左之趣ニ御答口上之事

◇第一○八号 (丑三月カ)報告 〔維新前後諸書付37〕

日本貿易新聞 第九十五号 (一八六五年三月一日・元

治二年二月四日)

附録別段新聞(一八六五年三月二日・元治二年二月五

日本貿易新聞 第九十六号 (一八六五年三月八日•元

治二年二月十日)

日本貿易新聞 第九十七号 (一八六五年三月十五日・

◇第一○九号 丑四月五日報告〔『玉里島津家史料四』一二九○〕 元治二年二月十八日)

◇第一一○号 丑四月五日報告 [「風説書 丑三月中」] 横浜風説並ニ市中等之雑説(南部届記事十一件)

子十二月会津侯より閣老江差出(十二月松平肥後守内 石沢民衛願書)

一 丑二月四日彦根侯より

の2 滝沢憙太郎・黒川近江守連名達書(正月十八日)

の | 井伊掃部頭内山本運平届書 (二月四日)

の 3 別紙達書(正月十八日)

記事五件(朽木近江守坂元警衛向御免ノ事外

Ŧ. 四 二月九日筑前侯より閣老江(正月十六日松平美濃守届 丑二月十六日小倉侯江閣老より

六 丑二月十七日因州侯より閣老江別紙之通所司代より被

七 丑二月大目付兼勘定奉行黒川近江守·目付淹沢憙太郎 達候旨家来を以届(正月京都所司代達書)

子十月常野脱走賊徒中山道より越前迄暴行之道之記 断状(丑二月五日)

丑二月紀州藩人の談話

 $\overline{\circ}$ 京師ニ於て子十二月十日被仰出候御書付(十二月)

丑二月廿六日閣老より相渡候封書 (加藤遠江守へ)

丑二月下旬閣老より達(戸田土佐守へ)

丑三月八日達

の 2 の1 松平周防守へ 同人へ

の3 戸田土佐守へ

四 丑七月より九月まで京都御警衛ノ事ニ付達(有馬中務 大輔へ)

丑三月二日閣老より達(酒井若狭守へ)

子年宍戸備前・志道安房を以大膳父子より激徒江申渡 丑二月閣老江差出(二月廿五日松平伯耆守届書)

二月十八日小倉侯より差出

の 1 小笠原左京大夫届書 (正月十五日

の2 小笠原左京大夫家来宇佐美新届書 (二月十八日)

南部届記事二件

 $\bar{\bar{o}}$ 届記事一件(中山大納言外五名守衛ノ件) 三条殿より筑前侯江答書(十二月三日)

尾州老卿之本陣芸州沼田本郷江大小監察持参之書付

の 2 の l 別紙 (達書) 達書(毛利大膳父子・三条以下五人ノ処置ノ事

の 4 の 3 届書(正月) 右ニ付御請書(正月)

二四 二三 京都より丑三月被仰出 (三月) 丑三月十八日閣老より触達 (三月)

五五 1 子十一月芸州ニ而松平壱岐侯建白 松平壱岐守建白書(十一月廿九日)

の2 建白御尋之上左之趣ニ御答口上之事

二七 그 六 二月八日島原侯より閣老江(正月十四日松平主殿頭届 毛利左京暴臣之刑罪相成候者

松山侯より閣老江(二月十二日松平隠岐守家来相田六 左衛門届書)

二九 の l 二月十七日閣老江 口上之覚(二月十七日松平播磨守届書)

三〇 肥前侯より閣老江 の | 松平肥前守内岡本忠兵衛届書 (二月十二日) の2

の2 別紙(十二月廿九日松平美濃守内桐山作兵衛伺

の 3 届記事二件(丑三月聞込ノ事外) 付札

Ξ 三月十四日大監察より諸向江触達 丑正月廿七日大坂堂島中二丁目天満屋半兵衛支配借家

丑正月廿八日夜盗賊方兵庫表江出張召捕之者

候者共会津侯預り新撰組三十人計ニ而召取入牢相成候 播磨屋庄次郎方ニ旅宿罷在佐々木源氏末流之由相唱居

丑三月七日小倉侯より閣老江

の 1 の2 小笠原左京大夫家来宇佐見新願書 (三月七日) 小笠原左京大夫届書(二月四日)

丑三月九日越前侯より閣老江(三月朔日松平越前守届

三七 三六

昼寝の夢一巡

三九 子十一月長州三暴臣於国境梟首罪状書(十一月)

高崎侯より閣老江内届(二月廿八日松平右京亮家来菅

四〇 御所より丑二月廿二日被仰出閣老阿部豊州持帰之御書 谷次兵衛届書)

の l 丑正月会津侯より閣老江差出 松平肥後守内田口治八願書(正月)

の2 覚 (付札)

越前敦賀之者出府談話之書取

越前国敦賀表ニ而賊徒刑罪之者

四四四 日本貿易新聞 第九十四号(一八六五年二月廿二日• 元治二年正月廿七日)

本朝子十一月九日和蘭差出丑正月廿八日江戸江相達候 政府より為伝習彼国江遣置候航海生徒より之書状(元

四五

日本貿易新聞 治元年子十一月八日赤松大三郎書状) 第九十五号 (一八六五年三月一日•元

四六

四七 附録別段新聞(一八六五年三月二日・元治二年二月五 治二年二月四日) 三 保科侯より閣老江 の 2 保科弾正忠家来山田鋳左衛門届書(四月六日)

日本貿易新聞 第九十六号 (一八六五年三月八日•元

治二年二月十日)

号 丑四月五日報告 (維新前後諸書付38)

清水卯三郎ヲ以テ探索仕ラセシ横浜外国人之形勢並ニ

世上風説等(南部届記事十一件)

一号 京都町奉行より申立之趣 丑四月報告〔維新前後諸書付3〕

の 3 の 2 右ニ付名前書

の l

京都町奉行願書(丑正月)

右源氏大夫身上探索書面之内(元治元年十二月家

丑三月下旬肥後藩人探索書

丑二月白川•宮津之両閣老上京一件風説 丑三月十八日閣老本田濃州より違ス

丑四月五日山里御庭拝見ニ付御成

越前敦賀降参族徒之風聞

丑四月五日頃尾州卿より被差出候書付 丑四月六日小倉重臣於柳之間大小監察密談ニ付雜説

三月九日大坂御城代より達(松平土佐守へ) 二月十八日京都所司代より達(松平土佐守へ)

四月十日久世侯より閣老江 閣老松前豆州京師行之賦 久世謙吉届書(四月六日)

の 1

の2 右ニ付別紙 阿部駿州侯より閣老江届

阿部駿河守家来石田鉄之助届書(四月七日)

の2 右ニ付別紙

四月五日大岡兵庫侯ヨリノ届書ニ付別紙申渡書 板倉内膳正より閣老江届(四月七日)

七 松平右京侯ヨリノ四月七日届書ニ付別紙覚

丑三月筑前より来書中五卿付属之姓名

三月廿五日五島侯より届

の2 五島飛驒守家来日比野新作願書 (三月廿五日) の1 五島飛驒守家来日比野新作届書 (三月廿五日)

<u>=</u> 丑三月十一日京師所司代江

丑三月廿日閣老同人より最初御馳走人内達有之向江

三月廿日掛之面々江 丑三月廿五日駒場野大調練上覧ニ付御定書

の l 山口駿河守・神保山城守連名調届書(三月廿二

の 2

駒場野大調練大略覚

二四 丑二月尾張前卿江再度被仰出赴

の l 尾張前大納言へ

◇第一一三号 丑四月報告〔維新前後諸書付40〕 の 2 駒井甲斐守·御手洗幹一郎

子八月一日一橋卿より御母堂徳信院江京師騒擾一条之

一三,二月廿三日会津侯御請書(二月松平肥後守請書)共左之通風聞	一二 丑春白川。宫津两閤老上京之题意:付真偽不相分候得一 右同日永年申涉人名	一○ 右同日死刑取捨人名	九 三月廿五日於獄屋斬罪吉田原江梟首ノ人名書上	ハ 三月廿四日入獄(武田伊賀守妻とき外三名詠歌)	記事	の4 山国兵部外二名ノ紙幟・捨札・梟首・市中晒ニ付	の3 捨札(武田伊賀守)	の2 紙幟(武田伊賀守科書)	の1 武田伊賀守始連累者首級引渡シ諸所晒シノ行列図	七 三月廿五日武田伊賀始水戸城下町々引渡等	六 阿部駿州侯御預人木村三穂之介詠歌	五 板倉内膳侯御預奥野助九郎科書	の 2 記事	の1 水野日向守届書(四月五日)	四の水野日州侯より閣老江届	三 死罪之者十二人科書	二前書十七人之科書	の2(右ニ付別紙(四月八日切腹・死罪ノ人名書上)	の1(土井大炊頭届書(四月八日)	一 四月八日閣老松平豆州江差出	◇第一一四号 丑四月報告〔維新前後諸書付41〕	翰)	御書翰京都町奉行より申立之趣(八月一橋中納言書
の1 松平陸奥守へ三 丑四月廿日閣老より	の2の別紙達書(細川越中守へ)の1(口道之質)	Ж	右衛門願書)	一 丑四月十八日熊本藩より閣老江(細川越中守内青地源	◇第一一七号 (丑四月カ)報告〔維新前後諸書付44〕	元治二年三月三日)四月廿五日訳成	一 日本貿易新聞 第九十九号(一八六五年三月廿九日・	◇第一一六号 (丑四月カ)報告〔維新前後諸書付43〕	六 丑二月御沙汰書京節	五 京師来飛之内	四、丑孟夏風聞書	三 四月御沙汰書之内(松山侯世子松平式部大輔へ)	願書)	二 丑四月津軽侯より(四月十三日津軽越中守家来伴清助	降人三人ニ死罪申渡シノ届有之事外)	一 南部届記事(三件松平下総守在所役人ヨリ閣老へ預リ	◇第一一五号 丑四月報告〔維新前後諸書付42〕	一七 大目付。御目付江渡候書付	の2 達書(徳川元千代家老衆へ)	の1 達書 (徳川玄同へ)	一六 四月十一日閣老より渡辺半九郎江渡	一五 四月十一日紀州卿より使者口達之趣(紀伊中納言へ)	一四 四月十一日芸州侯江閣老より達

横浜出版外国新聞紙 漂流人彦蔵訳

◇第一一八号 (丑四月カ)報告〔維新前後諸書付45〕 一○ 四月廿日閣老より大目付江(四月) 四月廿日閣老より大目付江(四月) 参勤延引之旨)

九八 七 三月十四日閣老松平伯州参内之節御達書 被下旨) 丑四月閣老本多美濃侯江届(松平阿波守外十二名ヨリ 四月十六日達抜書(佐竹右京大夫外二名へ当年御暇不 名歎願建白書) 六五四

四月廿日芸州侯江達

朝廷江因・備等之侯伯より建白書(三月松平慶徳外四

右同日銘々江相達(伊達遠江守外二名へ)

委 学芸専門員 鹿児島県歴史資料セン 至 至 生 性 生 料 室 負査 長 員 濵 高 狩 林 尾 今 大 山 安 三原 尚古集成館前館 民俗博物館館長国立歴史 鹿児島大学名誉教授 原 Л 吉 田 П 田 木 П ター 亜 千 博 義 郁 黎明館 樹 子 鶴 子 男 弘 匡 夫 樋 那 相 堂 宮 日 晋 五 芳 宮 加 加 渡 野 良 隈 味 地 美文 克 即 正 哲 Œ 友 佳 子 恵 代 子 郎 哉 守 夫 正 人 康

### 鹿児 島県 史料 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書一

平成14年1月31日 印刷平成14年3月1日 発行

非 売 品

編 集 鹿児島県歴史資料センター黎明館 発 行 鹿 児 島 県

印刷所 株式会社 ぎょうせい